

鳥取県医師会報

CONTENTS

平成18年 6 月

巻 頭 言

経済主導からの脱却は可能か―医療制度改革の今後― 副会長 富長 将人 1

理 事 会

第 1 回常任理事会・第 2 回理事会 3

中国四国医師会連合

平成18年度中国四国医師会連合総会 10

諸会議報告

鳥取県糖尿病対策推進会議 24

健保指導計画打合せ会 26

研修病院だより

鳥取生協病院 28

計 報

30

県よりの通知

31

日医よりの通知

33

お知らせ

鳥取県医師会 産業医基礎前期研修会（7 単位）開催要項 34

健 対 協

第37回鳥取県健康対策協議会理事会 36

鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内 93

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（5 月分） 95

感染症だより

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法
施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の施行通知の送付について 96

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第 1 項及び
第14条第 2 項に基づく届出の基準等の一部改正について 98

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報） 101

歌壇・俳壇

惜 春	米子市	芦立 巖	102
インオペの癌	倉吉市	石飛 誠一	102
梅 雨	鳥取市	中塚嘉津江	103

会員の声

鳥取・島根の十二支	米子市	安部 喬樹	104
愛鳥：鑑賞と保護	湯梨浜町	深田 忠次	106
STDとかけてWINNYのウイルスととく その心は	米子市	中下英之助	107
国民保護という事（その1）	鳥取市	上田 武郎	107

追 悼

故牧野禮一郎先生を偲んで	鳥取市	入江 宏一	109
--------------	-----	-------	-----

医会だよりー産婦人科医会

日産婦医会鳥取県支部理事会	110
平成18年度日本産婦人科医会鳥取県支部総会	111

東から西からー地区医師会報告

東部医師会	広報委員	杉本 勇二	113
中部医師会	広報委員	青木 哲哉	114
西部医師会	広報委員	遠藤 秀之	114
鳥取大学医学部医師会	広報委員	豊島 良太	116

県医・会議メモ

117

会員消息

118

保険医療機関の登録指定、異動

118

編集後記

編集委員	渡辺 憲	120
------	------	-----

挿し絵提供／田中香寿子先生 芦立 巖先生

会 員 各 位

平成18年度鳥取県医師会定例総会 (日本医師会生涯教育講座) 開催について

鳥取県医師会長 岡 本 公 男

向夏の候 会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年度定例総会を下記により開催致しますので、ご案内申し上げます。

なお、本年度特別講演には、参議院議員武見敬三先生をお招きしましたので、多数ご
参集くださるようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成18年7月1日(土) 午後4時
2. 場 所 米子全日空ホテル 米子市久米町
3. 日 程
 - 1) 開 会 16:00
 - 2) 表 彰
 - 3) 会長挨拶
 - 4) 議事録署名人選出
 - 5) 報 告
 - ・ 庶務及び会計の概況に関する事項
 - ・ 事業の概況に関する事項
 - ・ 代議員会において議決した主要な議決に関する事項
 - 6) 鳥取医学賞講演 16:30
 - 7) 特別講演 17:00
「医療制度改革関連法案への対応」
参議院議員 武 見 敬 三 先生
 - 9) 閉 会 18:00
 - 10) 懇 親 会 18:10
会場 米子全日空ホテル

※日本医師会生涯教育講座 5単位

参議院議員 武見敬三（たけみ けいぞう）先生略歴

自由民主党 比例代表選出 当選2回（平7・13）

昭和49年3月 慶応義塾大学法学部政治学科卒業

平成7年4月 東海大学教授（現在休職中）

○元外務政務次官、元参議院外交防衛委員長

○現在 ◆参議院（厚生労働委員会委員、憲法調査会幹事、決算委員会理事）

◆自民党（政務調査会副会長（厚生労働担当））

その他にも多くの要職を歴任。



経済主導からの脱却は可能か —医療制度改革の今後—

鳥取県医師会 副会長 富 長 将 人

今後の医療費を抑制すべく医療制度改革関連法案が、衆議院の厚生労働委員会で野党の反対の中、強制可決されたのに続いて衆議院本会議でも可決され、参議院で審議中である。

医療費抑制策の根拠となっている2025年の国民医療費の推計を、厚労省は65兆円とし、日医は49兆円と試算している。日医の主張は厚生労働大臣の「日医の試算は甘い」との一言で片付けられているが、厚労省の試算は、最近の診療報酬引き下げの前の状況を基に試算したものと言われており、信憑性に乏しい。いずれが正しいのかはともかくとして、要は、増える医療費を無理をしてでも抑えようとするのか、必要な医療費の財源を何とか捻出しようとするのか、いずれの立場をとるのが重要であると思う。現在の政府の政策は、残念ながら前者の立場で進められており、常に医療費を如何に抑制するか、が第一義的に考えられている。我々医療関係者は、後者の立場をとろうとするが、その場合、無駄な部分を無くす努力がなされていることが前提であると言える。無駄のない診療体系が確立されていれば、あとは財源を如何に確保するか、を考えるしかないのである。

小泉内閣では、「聖域なき構造改革」と称して、“改革”が進められてきたが、医療に経済原理を導入するという、極めて無理な改革がなされようとしていることは周知の事実である。患者負担は限界に達するほど増大されてきたが、昨年見送られた保険免責制が、再び経済財政諮問会議のメンバーによって唱えられているようであり、予断は許されない。彼らは本気で国民皆保険制度を崩壊させようと考えているように思われるのである。

また、生活習慣病の予防を重視する施策は歓迎すべきものであるが、職場での検診、及びその事後処理としての保健指導を保険者に義務付けるという点では、何故保険者なのかよく理解できない。保険者機能の強化の一端であろうか、それとも予防医療に対する企業の参入の為であろうか。保険者は保健指導を業者に依頼することになるであろう。実際、ある企業は、法案成立を見込んで、自社の保健師の数を5倍に増やすことにしたというニュースを目にした。いずれにしても保険料アップに繋がることが予測されるのである。検診の事後処理は、前回述べた如く（医師会報2月号、巻頭言）、産業医制度

の充実で対処すべきではなかろうか、と思うのである。

その他に、医療改革の内容で大きなものに、療養病床削減の問題がある。これが実施された場合の医療現場の混乱や、それに対する不安は、既に色々と指摘されている通りである。

「改革」という言葉は“ 良い方に変える ”という響きがあるが、最近の医療改革は、国民にとって決して良い方向に進んではない。財界の為の改革と言えは言い過ぎであろうか。このことは、小泉内閣における政策の決定過程がそれまでとは異なり、経済財政諮問会議がすべての政策の基本を決定している、という点と無縁ではないであろう。

しかし、ごく最近、この構造が少し変化してきたようである。即ち、従来の経済財政諮問会議の案と与党の案とを調整して基本政策を決定する機関として、「財政・経済一体改革会議」が発足されたのである。その初会議が5月22日に開催されているが、メンバーは関係閣僚6名と与党の幹部19名とで構成されている。従来の財界重用の姿勢が少し緩和するのであろうか。安倍官房長官の発言は「諮問会議が改革を進めるエンジンであることは今後もいささかも変わらない」とこれを否定するようなものであったが、一般的には与党の力が強くなったとする見方が強いのである。そうであれば、今後医療関係者の意見が少しは反映され易くなると期待することが出来るであろう。

このような情勢において、わが国の医療制度を正しい方向に進める舵取りは、日医執行部および医療に詳しい厚生族議員の先生方にお任せするしかないのであるが、我々末端の医師会員は、単に任せるだけではなく、一致団結して彼らを力強く支援するとともに、一人一人が医療制度に深い関心を抱き、一般国民を啓発していくことが求められるであろう。



第 1 回 常 任 理 事 会

- 日 時 平成18年 5 月11日（木） 午後 4 時～午後 5 時
■ 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
■ 出席者 岡本会長、野島・富長両副会長
宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事

議事録署名人の指名

野島・富長両副会長を指名した。

報告事項

1. 介護保険対策委員会の開催報告

〈渡辺常任理事〉

4月25日、県医師会館において県長寿社会課にご出席いただき、開催した。議事として、（１）介護予防事業の進め方（地域支援事業の創設、予防給付の見直し）（２）認知症対策の進め方（３）地域包括支援センターの鳥取県内における設立状況（４）地域における介護予防ならびに認知症対策についての県医師会および地区医師会における平成18年度事業計画、などについて報告、協議、意見交換を行った。今回の制度改正に併せて老人保健法に基づく基本健康診査の項目等が見直され、健診受診時に高齢者の生活機能評価を行うこととなった。なお、平成18年度の事業計画は、介護予防ならびに認知症予防対策に関わるネットワークへの積極的関与、地域における会員ならびに住民への情報提供の推進などを重点的に進めていくこととした。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

2. 鳥取県保健事業団理事会の出席報告

〈岡本会長〉

5月2日、県医師会館において開催された。長田前理事長職務代行者の辞任に伴い、宮崎常任理

事が理事に選任され、理事の互選により、理事長に岡本会長、副理事長に荻野隆一先生がそれぞれ選出された。今後は、県医師会および健対協とのつながりをさらに密にしていきたい。

3. 健保新規個別指導の立会い報告

〈天野常任理事〉

5月11日、中部医師会館において1医療機関を対象に実施された。電子カルテを使用されており、画面上では指導料を算定しているが、カルテに指導料の算定及び指導内容が記載されていないこと、ビタミン剤を混ぜた点滴投与の際は必要理由をカルテに記載すること、初診料と再診料の算定間違い、あらかじめ休日に予定されていた治療について休日加算は算定できないこと（返還）、ザンタック投与の適応病名の記載もれ、などの指摘がなされた。

4. その他

この度、厚生労働省保険局医療課が国民保険中央会への補助事業として、宮城県、岩手県、新潟県、宮崎県、鳥取県内の病院、診療所のうち産婦人科を標榜する施設、産婦人科を標榜していたが過去5年以内に産婦人科あるいは産科を廃止した施設を対象に、「産婦人科医療体制整備事業」を実施し、鳥取県においては本会が直接協力したところである。最終調査結果については、会報に掲載し、ご協力いただいた日産婦医会鳥取県支部および日産婦学会鳥取地方部会に対して調査協力費

を出すこととした。

協議事項

1. 会費減免申請の取り扱い基準に関する検討会について

A1会員の会費が、平成18年4月から定額制に移行したことに伴い、診療報酬が少ない会員や平成17年度会費と比較して大幅に値上げとなる会員から、会費減免の申請や問い合わせが寄せられている。

前回の理事会で協議した結果、本会内に「会費減免申請の取り扱い基準に関する検討会」を設置し、減免申請の取り扱い基準等について検討することとなった。第1回目の検討会は、本日の常任理事会終了後、開催予定である。

2. 女性医師の意識アンケート実施について

女性医師が職場・家庭・子育てなどでどのような問題点があるのか調査し、医師会として協力できることがあれば積極的に関与していくことを目的として率直な意見をいただくため、県内の女性医師を対象にアンケート調査を実施することとした。

3. 日本医師会最高優功賞受賞候補者の推薦について

日医より候補者の推薦依頼がきている。受賞基準に該当者がいないことから今回は見送ることとした。

4. 永年産業医功労による鳥取県医師会長表彰の被表彰者の決定について

7月5日、鳥取県産業安全衛生大会が米子市文化ホールにおいて開催される。西部医師会から推薦いただいた候補者3名を表彰することとした。

5. 第1回産業医研修会の開催について

6月25日（日）午後1時40分から県医師会館において開催することとした。研修単位は認定産業

医および未認定産業医ともに4単位。

6. 産業医 基礎前期研修会の開催について

8月6日（日）午前9時から県医師会館において鳥取産業保健推進センターとの共催で開催することとした。研修単位は7単位。

7. 鳥取県医療審議会委員の推薦について

長田前会長の辞任に伴う後任として宮崎常任理事を推薦することとした。

8. 鳥取県精度管理専門委員の推薦について

岡本会長の後任として吉田理事を推薦することとした。

9. 鳥取県地域医療対策協議会委員の推薦について

長田前会長の辞任に伴う後任として岡本会長を推薦することとした。

10. 平成18年度社会保険医療担当者指導員の推薦について

平成18年度の保険指導にあたる指導員について19名を推薦することとした。

11. 母体保護法指定医師の指定について

高橋正国先生（済生会境港総合病院）の指定を承認することとした。

12. 健保 新規個別指導の立会いについて

5月19日（金）午後1時30分から東部地区の3医療機関を対象に実施される。吉田理事が立会することとした。

13. 名義後援について

「世界禁煙デーin米子（5／14）」と「日本精神科病院協会学術教育研修会「栄養士部門」（9／21－22）」と「第7回山陰リスクマネージメント研究会（7／2）」の名義後援を了承すること

とした。

とした。

[午後5時閉会]

14. 日医生涯教育講演会の認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として認定すること

[署名人] 野島 丈夫 印

[署名人] 富長 将人 印

第2回理事会

- 日 時 平成18年5月25日(木) 午後4時～午後6時10分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、野島・富長両副会長
宮崎・渡辺・天野各常任理事
吉中・吉田・明穂・笠木・米川各理事、井庭・清水両監事
板倉東部会長、池田中部会長、魚谷西部会長

議事録署名人の選出

天野常任理事・吉中理事を選出した。

報告事項

1. 前回常任理事会の主要事項の報告

〈宮崎常任理事〉

5月11日、県医師会館において開催した。会議録は、地区医師会へ送付するとともに、県医メーリングリストへの投稿、会報への掲載を行うこととしている。

2. 人権文化センター理事会の出席報告

〈事務局〉

5月16日、ウェルシティ鳥取において開催され、会長代理として出席した。議事として、(1) 役員の選任 (2) 平成17年度事業報告及び収入支出決算 (3) 平成18年度事業計画及び平成18年度当初収入支出予算補正予算書 (4) 他団体との統合に関する協議、などについて協議、意見交換が行われた。理事として長田前会長の辞任に伴い、岡

本会長が選任された。

3. 日本医師会役員就任披露パーティの出席報告 〈野島副会長〉

5月16日、帝国ホテルにおいて開催され、魚谷西部会長、長田前会長とともに出席した。小泉内閣総理大臣の祝辞に続き、日医新役員の紹介、来賓祝辞などが行われた。出席者は、医師会関係275名、国会議員283名など計1,036名であった。

4. 鳥取県糖尿病対策推進会議の開催報告 〈天野常任理事〉

5月18日、県医師会館において開催した。議事として、(1) 平成17年度県・地区医師会における取り組みについて報告があった後、(1) 日本糖尿病協会(日糖協)登録医制度(2) 行政の取り組み(3) 平成18年度県・地区医師会における取り組み、などについて協議、意見交換を行った。なお、日本糖尿病協会登録医制度については、今後さらに協議していくこととした。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

5. 第174回公開健康講座の開催報告

〈明穂理事〉

5月18日、県医師会館において開催した。テーマは、「ストレス社会と心の健康～『うつ』・うつ病・うつ反応～」、講師は、鳥取県立精神保健福祉センター所長 原田 豊先生。

6. 健保 新規個別指導の立会い報告

〈吉田理事〉

5月19日、東部医師会館において3医療機関を対象に実施された。カルテの記載が簡単すぎることで、在宅患者訪問診察料、寝たきり老人在宅総合診療料等を算定する際に療養計画、診療内容の記載がないこと（架空請求と疑われる）、往診料はどのような内容で患者から往診を依頼されたか記載しないと算定できないこと、施設への訪問診察料の一人目がいつも同一人物になっており公平さに欠けること、24時間連携の時は家人及び連携先への説明内容もカルテに記載すること、処方箋記載で、「以下余白」は薬剤名の記載が終ったところに記載すること、訪問薬剤指導料を算定する際は内容や処方箋の写しをカルテに入れておくこと、薬局からの疑義照会には丁寧に答えること、照会に対する単なる返事に対して情報提供料は算定できない（レセプトの再提出と患者への負担金の返還）、電話再診と同日再診が同日に算定されていることが多いが内容の記載がないこと、在宅管理料算定の際は必要要件をきちんと守ること、漢方薬で適応症の病名がないこと、腰痛にアリナミンFが投薬されていること、潰瘍性大腸炎でC3、C4、CH50を連続で検査しないこと、肝癌術後に腫瘍マーカーが検査されていないこと、抜糸等の予定処置について休日加算は算定できないこと、などの指摘がなされた。

7. 鳥取県保健事業団理事会の出席報告

〈宮崎常任理事〉

5月25日、県医師会館において開催され、岡本会長とともに出席した。議事として、保健事業団

寄附行為の変更、平成17年度事業報告・収支決算・剰余金処分、保健事業団理事の選任、などについて協議、意見交換が行われた。平成17年度は鳥取市の広域合併により、集団検診が減少したために大幅な赤字となった。一番問題なのは検診受診者数が減少することであるため、今後は行政に対して方策等を提言することとした。

8. 健保 指導計画打合せ会の出席報告

〈富長副会長〉

5月25日、県医師会館において開催され、岡本会長、野島副会長、宮崎・渡辺・天野各常任理事とともに出席した。議事として、（1）平成17年度指導結果（2）指導対象保険医療機関の選定（3）平成18年度指導計画、などについて鳥取社会保険事務局と打合せを行った。平成17年度は新規個別指導11件、集団的個別指導33件、個別指導28件（うち再指導は10件）が行われた。平成18年度の指導は新規集団指導14件（診療所13件、病院1件）、新規個別指導14件（診療所13件、病院1件）、集団的個別指導33件（診療所31件、病院2件）、個別指導27件（診療所21件、病院6件）が予定されている。

また、ビタミン剤に対する指導が少し厳しいため、柔軟な対応を要望した。なお、指導を受ける医療機関は、絶対に遅刻しないでいただきたい。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

9. その他

＊ 社会保障部委員会委員について、細田庸夫先生から辞退の申し出があったことにより西部医師会から推薦いただいた飛田義信先生に委員の交替を行った。〈宮崎常任理事〉

＊ 6月1日からニコチンパッチのニコチネルTTSの薬価収載が了承されることとなった。これで禁煙指導が4月から保険適用となったにもかかわらず、使用する薬剤が薬価収載されていないという矛盾が解消される。

協議事項

1. 会務分担の項目一部追加について

本会役員会務分担の項目に、「障害者福祉」と「女性医師対策」を追加し、「老人福祉」を「高齢者福祉」に名称を変更することとした。

2. 第172回臨時時代議員会の開催について

7月1日（土）午後2時50分から米子全日空ホテルにおいて開催することとした。主な議事は、正副議長選出と平成17年度収支決算及び平成18年度会費減免申請承認である。

3. 鳥取医学賞について

鳥取医学雑誌編集委員会において選考を行った結果、鳥取医学賞受賞者を鳥取県社会保険診療報酬支払基金常勤審査委員 山家 武先生に決定した。定例総会の席上、受賞講演をしていただく。

4. 定例総会における被表彰者について

7月1日（土）午後4時から米子全日空ホテルにおいて開催する定例総会において、地区医師会から推薦のあった会員として満50年以上医業従事者（4名）と永年役員功労者3名と永年勤続職員1名の表彰と、米寿（3名）・喜寿（7名）へ御祝を贈呈することとした。

5. 日本医師会 第2回男女共同参画フォーラムの出席について

7月29日（土）午後1時から大阪府医師会館において開催される。宮崎常任理事が出席することとした。また、中・西部医師会から女性医師1名ずつの出席をお願いすることとした。

6. 第19回全国有床診療所連絡協議会の出席について

8月5・6日（土・日）浦安市において、「有床診の輝ける明日に向かって」をメインテーマに開催される。神鳥常任理事が出席することとした。

7. 健康フォーラムの開催について

今年度も9月16日（土）医学部記念講堂において開催することとした。テーマ、内容及び運営等の詳細については、今後検討していくこととした。

8. 鳥取県矯正事業後援会について

岡本会長が理事に就任されることとなった。また、薬物中毒に関する内容について講演ができる医師として、渡辺病院 山下陽三先生を推薦することとした。

9. 第12回日本警察医会総会・学術講演会について

7月16日（日）広島市において開催される。本会として今回は出席を見送ることとした。

10. 「日本医師会テレビ健康講座」－ふれあい健康ネットワーク－について

日医では毎年、全国各県でテレビ健康講座を放映しており、平成18年度は鳥取県を含む8県を対象に実施することとなり、収録日の予定及び内容等について協力依頼がきている。

協議の結果、テレビ局は日本海テレビ放送とし、収録日は平成19年3月3日（土）を予定として日医へ伝えることとした。なお、テーマ及び出演者等については、今後協議していくこととした。

11. 中国四国医師会連合総会について

5月27・28日（土・日）岡山市において開催される標記総会の日程、役員分担などについて最終確認を行った。なお、会報への報告記事執筆分担を、第1分科会（介護保険）：渡辺常任理事、第2分科会（医療保険）：富長副会長、第3分科会（地域医療）：宮崎・天野両常任理事、第4分科会（医業経営）：野島副会長、神鳥常任理事、特別講演一片山自民党参議院幹事長：明穂理事、唐澤日医会長：吉中理事とした。

12. 社会保険指導者講習会の出席について

8月23・24日（水・木）日医会館において開催される。主題は、「実践 救急医療」。野島・富長両副会長と東・西部医師会での伝達講習会の講師として八木鳥大医学部救急災害医学分野教授に出席していただくこととした。なお、中部医師会での伝達講習会での講師は野島副会長が担当する。

13. 勤務医の過重労働等に対するアンケート調査について

過重労働・メンタルヘルス対策を強化するため、必要な労働者に対する医師による面接指導を事業者に義務づけるなどを内容とする改正労働安全衛生法が、本年4月1日から施行された。

本会として、このような社会状況を踏まえて、県内に所属している勤務医を対象に、今後の過重労働における支援内容等を検討するための基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施することとした。

14. 日医認定産業医新規申請について

日医認定産業医の新規申請者3名（中部2名、西部1名）から提出があり、審議の結果、何れも資格を満たしているため、日医宛に申請することとした。

15. 平成17年度一般会計補正予算について

平成17年度一般会計について予算を上回る支出のため、補正予算を組むこととした。

16. 中国四国ブロック推薦の日本医師会各種委員会委員の推薦について

「公衆衛生委員会」に天野常任理事、「健康スポーツ医学委員会」に明穂理事をそれぞれ推薦することとした。

17. 鳥取県公衆衛生協会役員の推薦について

任期満了に伴う後任委員7名の推薦方依頼がきている。協議の結果、現役員の留任として岡本会

長、野島副会長、宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事、新任として富長副会長を推薦することとした。

18. 鳥取県町村職員非常勤職員公務災害補償等審査会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。岡本会長を推薦することとした。

19. 母性健康管理指導医の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、竹内 薫先生（鳥取赤十字病院産婦人科部長）を推薦することとした。

20. 鳥取産業保健推進センター 運営協議会委員長の推薦について

栗原前理事の辞任に伴い、岡本会長を推薦することとした。

21. 薬事情報センター運営委員会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、富長副会長を推薦することとした。

22. 指導の立会いについて

次のとおり実施される指導に、それぞれ役員が立会することとした。

○5月26日（金）午後1時30分

健保 新規個別指導

—西部3診療所〈富長副会長〉

○5月30日（火）午後1時30分

健保 個別指導—西部1診療所〈富長副会長〉

23. 名義後援について

「ホスピス・緩和ケア公開講座（9/16）」「第3回医療マネジメント学会鳥取地方会（9/2）」「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（9/2）」「愛の血液助け合い運動（7/1—31）」の名義後援を了承することとした。

24. 日医生涯教育講演会の認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として認定することとした。

25. その他

＊9月9・10日（土・日）に倉吉未来中心において開催される「高齢社会をよくする女性の会 第25回全国大会・鳥取」の第5分科会（テーマ：老いて安心の地域医療 保健 医療 福祉の連携）のパネリストに渡辺常任理事を推薦することとした。

＊「盲・聾・養護学校における医療的ケアに実施体制整備事業」運営協議会に笠木理事を推薦することとした。

[午後6時10分閉会]

[署名人] 天野 道磨 印

[署名人] 吉中 正人 印

「療養病棟入院基本料2」の詳細について（お知らせ）

（療養病床（医療保険）を有する医療機関の会員各位）

療養病棟入院基本料については、来る7月1日から新点数に移行しますが、その具体的取り扱いについて、すなわち医療区分・ADL区分に係る評価表ならびに「評価の手引き」などの運用指針の詳細が、6月13日現在まだ正式に示されておられません。

これについて、厚生労働省からの通知が発出され次第、鳥取社会保険事務局から該当する医療機関へ直接通知がなされますので、暫時お待ちください。

中四国医師会連合



■ 期 日 平成18年 5月27日（土）・28日（日）
 ■ 場 所 ホテルグランヴィア岡山 岡山市駅元町

標記総会が岡山県医師会担当により開催され、日医より唐澤会長、羽生田・鈴木・天本・内田各常任理事が参加されるとともに、片山自由民主党参議院幹事長による特別講演も行われた。

[日程]

※第1日 5月27日（土）

13:30～14:30 常任委員会

出席者 岡本会長、野島・富長両副会長、
宮崎常任理事

15:00～17:30 分科会

第1分科会（介護保険（福祉を含む））

助言者 天本日医常任理事

出席者 岡本会長、渡辺常任理事、吉田理
事、池田中部医師会長

第2分科会（医療保険（労災・自賠責保険を含む））

助言者 鈴木日医常任理事

出席者 岡本会長、富長副会長、明穂理事、
清水監事

第3分科会（地域医療（学校保健・母子保健・産業医・スポーツ医・救急医療・感染症対策を含む））

助言者 内田日医常任理事

出席者 岡本会長、宮崎・天野両常任理事、
阿部・笠木・米川各理事、井庭監
事、板倉東部医師会長

第4分科会（医業経営（福利厚生【年金、共済】・看護師問題・ドクターバンク・その他庶務一般を含む））

助言者 羽生田日医常任理事

出席者 岡本会長、野島副会長、神鳥常任
理事、吉中理事

18:00～20:00 懇親会

※第2日 5月28日（日）

8:30～9:00 総会（分科会報告・議事）

9:05～9:50 特別講演Ⅰ「時局雑感」

自由民主党参議院幹事長
片山虎之助先生

10:00～10:45 特別講演Ⅱ「日本医師会の現
況と課題」

日本医師会長 唐澤祥人先生

医療病床 削減 断固反対!!!

—中国四国医師会連合常任委員会—

報 告

1. 中央情勢報告（村山・藤原両日医理事）

村山高知県医師会会長（日医理事）、藤原山口県医師会会長（日医理事）から日医理事会での議論を中心に報告があった。福島県で医師法21条（異常死の届け出義務）違反で産婦人科医師が逮捕・起訴された事案について異常死の定義、ガイドラインの作成を検討すべきである。診療報酬改定を検証するためにレセプト調査を行うのでご協力をお願いしたい。診療報酬のオンライン請求化はデータが目的外使用される恐れがあるので全面的には賛成できない。国会議員との懇談会等を霞が関研修所で開催してきたが、賃貸借契約満了後は各県で行う予定である。療養病床削減の方針は政策に一貫性がなく医療現場の声を無視している。今後の健診体制で医師排除の意向がみられ反対である。医療制度改革関連法案に賛成はあり得ないが反対しても成立するので今後は附帯決議等に医師会の主張をしていく。

2. 平成17年度中国四国医師会連合総会 庶務・会計報告

昨年度の担当の香川県医師会・理事から資料をもとに事業内容、収支決算の概要説明があり、了承された。

3. その他

中国四国ブロック選出の日本医師会各種委員会26について各県の希望等を調整の結果、資料のとおり日本医師会へ推薦した旨の報告があった。鳥取県は公衆衛生委員会、健康スポーツ医学委員会。



協 議

1. 分科会・総会の運営について

5月27日（土）・28日（日）の運営について岡山県医師会から説明があった。

2. 平成18年度中国四国医師会連合各種研究会の開催について

例年通り秋の医学会の際に開催することとし、9月2日（土）高知市において開催する。研究会は①医療・介護保険、②地域医療・その他、③医事紛争の3区分とする。広報は日医で開催される。

3. 次期開催県について

順により山口県医師会に担当していただく。総会を5月26日（土）・27日（日）に山口市において開催することに決定した。

4. 中国四国医師会事務局長会議の開催について

例年通り開催することを了承した。日程については後日調整する。

5. その他

○療養病床削減に反対する趣旨の決議案が提案され、各分科会で協議の後、総会に諮ることとされた。

地域包括支援センターならびに療養病床削減問題に活発な議論がなされる

—第1分科会「介護保険（福祉を含む）」—

常任理事 渡 辺 憲

1. 地域包括支援センターについての諸課題

今回は、鳥取県を始め3県から今年度新たに整備されることになった地域包括支援センターに関する議題が提出された。同センターの機能は、介護保険の改正の目玉である介護予防事業の中核をなす役割を求められており、各県においても順調に設置はされているものの、実質的な運営については市町村によって大きな格差がみられ、中立・公平性を担保する上でも、また、介護予防と密接に関連するかかりつけ医との連携を緊密にする上でも、市町村に設置される運営協議会に地区医師会が積極的に関与することが重要であるとの共通認識がなされた。また、本県の報告の中で、鳥取市における同センターの設置が3か所、米子市に11か所であることに対し、他県から、人口20万人の鳥取市において3か所の設置では少なすぎるのではないか、また、米子市は人口15万人に対し11か所で、しかも、旧来の在宅介護支援センターに丸投げのような形で委託するのは問題ではないか、等の意見が出され、意見が交わされた。

地域包括支援センターの機能充実のために地区医師会の今後の役割が強く求められるところであり、さらに、従来、介護保険への関心の薄かった会員も、住民の健康基本診査を始めとして関連が増してくるものと思われるため、今後、介護保険全般への啓発の好機とすべきであると総括された。

2. 療養病床の今後

療養病床の問題は、今後の地域医療を考える上で、きわめて重要であるとの認識で一致した。介護給付費が高知県が全国でも突出して高く、宮城県の13倍であるとの厚生労働省のデータについて



も、各県の地域医療・福祉の特性があり、実状を細かく精査・検討することなく数字の上だけで病床を過剰とする議論には納得ができない、との意見が出された。介護療養病床の廃止等は、地域に大きな混乱を起こすおそれが強く、反対である。また、これらの意見を政治の場へ向けて発信すべきである、との意見が多く出され、広島県から「療養病床編に断固反対する」という趣旨の決議文を中国四国医師会連合総会で採択しようという発議がなされ、その文案が協議された。

3. 認知症高齢者への早期医学的介入について

認知症高齢者への医師会の取り組みについての議題に対して各県の現状も報告された。本県における独自の取り組みについて、東部医師会の痴呆疾患（認知症）研究会」および西部医師会の「在宅ケア研究会」の活動を中心に紹介するとともに、昨年度から養成が開始された認知症診療サポート医によるかかりつけ医向けの「認知症対応力向上研修」、さらに、単県事業として行われる「認知症支援者相談事業」について報告した。

4. 健康基本診査における「生活機能評価」について

住民健康基本診査における「生活機能評価」記載にかかわる責任と報酬についても議論された。生活機能評価の記載に関しては、報酬面では特別に評価されず、従前の健康基本診査の報酬に含まれるとの市町村が大半であった。また、介護予防サービスを実施中の骨折などの事故については、市町村が一義的に責任をもつことで一致した。

5. 療養病床の諸問題に対する日医の基本方針

最後に、日医からコメンテーターとして出席した天本宏常任理事が、療養病床の問題の総括として、厚生労働省の療養病床削減の方針について決定したプロセスについて批判した上で、現行の第3期介護保険事業計画における参酌標準の見直しを厚労省に求めること、さらに、7月から実施される療養病棟入院基本料のうち医療区分2になるべく多くの症例が入るべく、疑義解釈を病院団体とともに求めてゆく方針を示した。

一様でない在宅療養支援診療所新設の評価 —第2分科会「医療保険（労災・自賠責保険含む）」—

副会長 富 長 将 人

5月27日、日医の鈴木満常任理事をコメンテーターとして招き、岡山県の司会で開催された。提出議題9題の内4題が今回の診療報酬改定で新設された在宅療養支援診療所に関するものであった。

提出議題

1. スタチン製剤使用時の病名について（鳥取県）

スタチン製剤には適応病名として「高脂血症」のものと「高コレステロール血症」のものとがある。本県では、適応病名をつけるように、との審査会側の意向が強い。新規に使用する場合は問題ないが、適応病名が異なる製剤に変更した場合が問題となる。そこで、他県における実情を問うたところ、他の8県の全ての県において、「高脂血症」と「高コレステロール血症」とは同等の内容と考え、全く区別しないでいずれの病名でも認めている、との回答であった。本県においても他県と同様の扱いにして頂きたいものである。日医の鈴木常任理事によると、適応病名がなくても薬理作用で認めるという、いわゆる55年通達が、オン



ライン化が進められると実質的に認められなくなることから、現在、適応症がなくても薬理作用で認められるものを調べて、リストを作る作業を進めている、とのことであった。

2. 健康保険を使用するように損保会社が勧める事例（島根県）

交通事故による負傷例に損保会社が健康保険の使用を勧めている事例がある、との議題である。いずれの県でもこのような例は見られるようであるが、問題となる例は、3者協議会等で話し合う

ことで対応している県が殆どであった。健保使用の頻度は、報告のあった県では10～13%のようであった。

3．保険指導におけるカルテ提出と個人情報保護法について（山口県）

保険指導は健康保険法73条に基づいて行われているが、その場合のカルテ提出が個人情報保護法のいずれの条項に基づくものか、との議題である。殆どの県で「法令に基づく場合」として取り扱われている、とのことであった。日医によれば、厚生労働省に確認中であるが、まだ返事がない、とのことであった。

4．診療所管理者の年代別数と在宅療養支援診療所の届出状況について（広島県）

診療所管理者の年代別数は各県とも同様に、50代をピークとする年代分布であった。支援診療所の届出状況は4.6%（高知県）～20.3%（島根県）で、9県の平均は13.7%、鳥取県は8.9%であった。

5．在宅療養支援診療所の要件について（徳島県）

支援診療所として届け出ているものの、やむを得ない理由で往診が出来なかった場合、支援診療所としての点数でなく、その他の点数で算定するのか、また、支援診療所の返上となるのか、が問われた。その他の点数で算定し、一度要件を満たさなかったからといって、直ぐ返上とは考えていない県が大多数であった。ただ、要件を満たさなかった場合、その他の点数で算定するのは誤りである、とする厚労省の意見があったとの報告もなされた。日医より、今回の改定は患者の視点が重視され、他の医療機関との連携等により患者の求めに応じる、ということで政策誘導的に高点数にされた、との解説がなされた。

6．地域連携退院時共同指導料の医療費通知について（徳島県）

在宅患者入院共同指導料を算定すると、入院中

の患者に“外来医療”として医療費通知がなされ、医療不信の原因となった例があったことより、医療費通知では、外来医療としないで地域連携退院時共同指導料として欲しい旨の要望がなされた。

7．病院における常勤医師の定義について（香川県）

病院の医師の員数を算出する場合の常勤医師と入院時医学管理加算の施設基準における常勤医師とは要件が異なることから、常勤医師の労働時間の基準をどう考えているかが問われた。殆どの県で、「病院の就業規則で定められた勤務時間の全てを勤務する者」を常勤と考えている、とのことであった。

8．在宅療養支援診療所の届出状況および問題点について（愛媛県）

議題（4）に同じ。徳島県では30数医療機関が連携して届けを出した例がある、との紹介がなされた。

9．在宅療養支援診療所等に関する一連の施設基準について（岡山県）

電話当番が医師又は看護師でなければならない、とか、担当の医師や看護師を決定しておくことなどが定められているが、決めていなくても実際に行われていればよいではないか、との意見である。同感とする県が多かったが、高点数が設定されていることから、定められたとおりに担当を決めておくべき、との意見もみられた。支援診療所は、診療所としてはひとつのチャンスである、との捉え方と、実際には患者の求めに応じているのに厳しい要件のために算定できない、とする否定的な捉え方がみられた。また、療養病床削減と一連のものとして捉えるべき、との意見もみられた。

1. 「ニコチン依存症」の保険診療について（鳥取県）

議題提出時はニコチンパッチが保険収載されておらず、指導管理料の設定よりもパッチの保険収載のほうが大切、とする意見であったが、6月1日の薬価収載が決定したため、「薬価収載されることになったが、指導管理料を算定する場合でないと処方できないので、実質的には禁煙指導を進める上でまだ問題が残る」との意見に変えて、日医の意見を問うた。日医によれば、支払い側の反対が強く、“縛り”をつけることとなった、有益でなければ改めるとの条件で通った、有効なら2年後に緩和することも有り得る、とのことであった。

2. 損保会社が医師の意見を聞かずに症状固定として打切られる事例（島根県）

その実態について調査願いたい、との要望であった。

3. 診療報酬改定のための作業委員会の設置と改定点数検証のための定点モニター機関の設置について（山口県）

各診療科毎に定点でモニター機関を設定すべきである、との提言に対し、日医でも何とか定点を作りたい、とのことであった。

4. 療養病棟入院基本料の見直しとターミナル加算の評価引上げについて（広島県）

医療区分1があまりにも低く設定されたため、患者が病院から追い出され、社会問題化するのではないかと危惧され、また、ターミナルケア加算（1）の10万円は社会通念上高額すぎるではないか、との意見に対し、日医は、今回の改定は、それぞれ専門の人に依頼して、これで良いとの了解を得ている、次回はきめ細かく対応したい、との

回答であった。

5. リハビリテーションについて（徳島県）

日数の上限が制定され、慢性期のリハビリが殆ど不可能となっている点が指摘された。日医の回答は、前問と同様、専門家の意見でこうなった、とのことであった。

6. 薬剤の多剤投与減算について（徳島県）

7剤以上の薬剤を投与した場合の減算を廃止して欲しい、との要望であるが、日医の意見は、以前は薬価差があったが、今では変わってきているゆえ、撤廃すべく努力したい、とのことであった。

7. 入院医療の評価について（香川県）

今回の改定で、入院医療の評価が厳しく、今回の改定まで持ちこたえられないのではないかと懸念があり、早急に対応を、との要望に対し、日医でも「検討の余地がある」と考えている、とのことであった。

8. 労働者災害補償保険における後遺症診断書（障害補償給付支給請求書の診断書）の様式について（愛媛県）

診断書の様式に具体的な記載内容項目が不足している為、後遺障害の程度を正確に捉えることが困難である為、各労働局が独自に追加項目を作成しているが、統一した様式を作成して欲しい、との要望であった。ブロックとして文章で提案して欲しい、との日医の回答であった。

9. 社会保障費の削減について

社会保障費の更なる削減が提示されているが、日医としてどのような政策を展開するのか、との問であった。日医の回答は、この問題にどう対応するかが執行部に対する大きな課題と捉えている、とのことで、具体的な対応策が述べられるまでに至らなかった。

医療保険者中心の健診に医師会の積極的参画を —第3分科会「地域医療（学校保健・母子保健・産業医・ スポーツ医・救急医療・感染症対策を含む）」—

常任理事 宮崎博実 天野道磨

5月27日、中国四国医師会連合総会第3分科会「地域医療」が、日医より内田健夫常任理事を助言者にお迎えして開催された。

健診関係の提出議題及び日医への提言が3題ずつの計6題が提出された。中でも鳥取県が提出した「医療保険者中心の健診について」に話題が集まった。

『医療制度改革において、市町村が実施主体である基本健康診査が平成20年より医療保険者中心の健診に見直しされることになっている。医療保険者の所属する保健師が中心になって進めていくだろうが、統一した精度管理は非常に難しく、何れは健診を外部委託することになる。そうなれば質が保たれなくなる。とにかく、医師の関与しない事業の推進はいかかなものか』と鳥取県が問題提起した。他県も、「外部組織に健診を委託するのは明らかで、医師外しである。」と同調した。

日医から、健診の中心はあくまで医療機関であるべきで、健診の内容等を検討する時は、医療機関が関わっていけるシステムを作っていかなければならない。財源は保険者負担となるので健診、保健指導を保険者が外部委託するのは間違いないと思われる。健診データは医師会の元で極力かかりつけ医が管理する様にする。保険者だけに利用されない様なシステム作りが必要である。

地域医師会として最も大事なことは、「保険者協議会」が今後設立される（すでに設立されているところもある）。この協議会に必ず医師会が参画して医療現場の立場から、健診の計画の検討等に関与していくことが非常に大切になってくる。との助言を戴いた。



各県からの提出議題

1. 基本健康診査の実施状況について（高知県）

これに関して鳥取県としての意見を述べた。まず対象者の把握に問題があり、ほとんどの町村はアンケート調査を行っているが、4市はアンケート調査は実施されておらず、独自の数式で算定している。国の考え方も、各市町村の実情が異なるので、それぞれの実態にふさわしい方法によることとするという曖昧なものである。しかしながら、健診実績を比較していく上には、対象者の把握方法を統一することが必要と思われる。又、市町村合併により、健診体制の精度管理が質の悪い方向へ流れてしまうことを2年前のこの会で早く提言したところである。実際鳥取県では広域合併により、集団検診が極端に減少しており、市町村合併による弊害が現れている。これらの点について、何とかして戴きたいと日医から国へ働きかけるようお願いした。

2. 前立腺がん検診（PSA）の実施状況について（高知県）

各県の状況をみると市町村単位で集団検診又は

個別検診が行われている。しかし鳥取県の報告にあるように、PSA検査が早期発見に有用かどうかを判断するには、現在欧米で行われている大規模調査の結果を待ってからとの意見に内田常任理事も日医としても同じ考えであると述べておられた。

3. 在宅療養支援診療所への取り組みについて（徳島県）

在宅療養支援診療所の届出数は、全数把握ができていない鳥取県、山口県、岡山県、愛媛県について集計した結果によると無床診療所363/3,862=9.4%、有床診療所161/915=17.6%であった。

算定施設は着実に増えてきているものの、算定要件が厳しいといった意見、逆に保険点数が高いので算定しにくいといった意見があり、各県とも今後の課題として連携体制など取り組みを検討中である。

4. 地域医療を担う医師をどう育てるか（徳島県）

各県とも医師不足であり、入試時に地域枠を設けたり、奨学金制度を創設したり、その他種々な取り組みをしているが相当苦労している。

日医より、地元に残卒医師が残らない一番の理由は研修制度の問題である。魅力ある研修制度システムの構築こそが一番大切である。との指摘を戴いた。

5. 新型インフルエンザ対策について（広島県）

新型インフルエンザ対策については、各県で行動計画を策定し、タミフルの備蓄を開始している。

高知県と岡山県は新型インフルエンザ想定合同訓練を行ったと報告があった。

内田常任理事は厚労省の推進本部で診断・治療、院内感染対策、患者移送、疫学的調査、検疫対応を検討中であるとの報告をされた。

6. AEDの研修会について（香川県）

各県ともACLS研修会を開催している。AEDは

県、市町村、学校、医療機関など設置が進んでいる。徳島県の中学校でAEDで1名救命できたとの報告があった。

7. メディカルコントロール体制について（高知県）

平成18年度より医師の指示のもと救急救命士の薬剤投与が可能となったが、この資格を取得した救急救命士は鳥取県3名、広島県3名、高知県3名のみであった。

8. 県内統一規格のアレルギー除去食連絡票導入に向けて（愛媛県）

香川県では、香川県小児科医会が「診療情報提供書（アレルギー指示書）」の様式を定め、会員に周知している。しかし、現在どの程度活用されているかは把握できていないとのこと。香川県以外では、県内統一の対策はとられていないとのこと。

9. 鳥根県学校医運動器健診の現状について（定期健康診断時）（鳥根県）

17年度において鳥根県医師会学校医部会部員数358名に対し、「学校定期健康診断における運動器健診の実態調査について」のアンケート調査を行った。

児童・生徒の運動器疾患罹患率は約10～20%であると推定され、学年が進むにつれて罹患率は高くなっていた。小学生は脊柱側弯症やスポーツ傷害が相半ばするが、中学生以降ではスポーツ傷害が大部分を占めた。しかし、これらのうち整形外科を受診している者は一割に満たず、十分な治療を受けていない現状とのこと。

内田常任理事より神奈川県でモデル事業を行っているが異常を指摘されても放置している児童・生徒が多いとの報告があった。

10. 平成18年度第37回全国学校保健・学校医大会の開催について（鳥根県）

平成18年11月11日（土）に松江市で開催される

ので多数の参加をお願いしますと案内があった。

11. 認定産業医研修開催に対する県医師会と産保推進センターの連携について（岡山県）

広島県を除いた各県では、産業保健センターは医師会との共催の研修会を開催している。

鳥取県産業研修会は講師を厳選し、非常に密度の高い研修会を開催しているので、センター主催の研修会は認定産業医研修会として適しているかどうか、理事会等で協議して決定している。

日医への要望・提言

1. 基本健康診査に65歳以上の者に対する「生活機能評価」導入について（鳥取県）

鳥取県より生活機能評価の質問項目に問題があるとの指摘に対して、日医として再検討することのこと。

2. 基本健康診査の変更についての日医の対応について（山口県）

3. 医療計画の見直しについて（愛媛県）

4. BCG及び麻しん・風しんの制度改正に伴う経過措置について（山口県）

内田常任理事は6月2日に改正政令、改正省令が公布され、同日施行と説明された。

これにより麻しん及び風しんの単抗原ワクチンの接種も制度上可能となる。

現在不足している風しんワクチン（単抗原ワクチン）は7月から供給され、接種可能となる予定とのこと。

5. 医師法21条における異常死の概念について（広島県）

平成18年度の単年度のプログラムとして取り組み、第3者による評価も取り入れる。

6. 労働局の産業医選任事業場名・委嘱産業医名の開示拒否への対応について（岡山県）

内田常任理事は開示はだめであると厚労省から聞いているとの回答をされた。

正確な看護師需給見通しを、医師会で!!

医師会費は定額制の流れの中に!!

—第4分科会「医業経営（福利厚生【年金、共済】・看護師問題・ドクターバンク・その他庶務一般を含む）」—

副会長 野 島 丈 夫
常任理事 神 鳥 高 世

各県からの提出議題

1. 鳥取県の看護スタッフの需給問題について（鳥取県）

2. 看護師需給計画における男子生徒への期待度について（島根県）

3. 看護師確保（山口県）

各県とも県当局の需給調査結果と地域の実体と

がくい違っていることが報告され、各県医師会独自の調査が必要であることが確認された。男子学生への期待度は高いものの、母性実習が大きなネックとなっていることが報告された。

中四国ブロックでは、平均県内に就職する学生が50～70%程度であり、授業料の格差、都市部からの勧誘が看護師不足に拍車をかけていることも確認された。

4. 改正保険業法と根拠法のない共済について (広島県)

平成18年4月より保険業の定義が変更され、特定の者を相手方とする事業については、会社、学校、労組、宗教法人などの行う共済制度を除いて保険業に含まれることになる。当医師会にも共済会があり、今後ミニ保険会社を設立する必要があるのか危惧されたが、公益法人の共済事業は会員のみを対象としており、この法の縛りを受けないのではないかと意見が大勢を占めた。いずれにせよ2年間の移行措置があり、施行についての政省令への対応を日医にお願いすることになった。

5. 各県医師会館の建て替えの状況について(徳島県)

平成になってから建て替えた県は当県を含めて3県、現在計画が4県、建築中が1県、予定なしが1県との各県の状況が報告された。着工中の香川県のみが新会館建設に伴う新たな負担を会員に求めないとのことであったが、大部分の県では、建築費用は会員よりの拠出金でまかなっていた。山陰の両県では、県や市町村など自治体の補助金を費用の一部に当てていた。山口県では医師会のみならず、行政機関や薬剤師会など保健関係団体が同居する総合保健会館共同建設方式により、建物を区分所有しているとのことであった。また、高知県では高知市行政の提案により、新会館を市民病院跡地に移転整備するように計画とのことであった。

6. 医師会役員の選出方法について(徳島県)

日医の役員選挙の後でもあり、会長・副会長・常任理事候補者で事前にチームを構成する、いわゆるキャビネット制の是非が主なテーマであった。当県を含む大多数の県で、キャビネット制はとっていなかった。キャビネット制では優秀な人材の確保が困難ではないかとする意見と、キャビネット制でなければ新会長のあまり知らない理事が選ばれ、かえってやりにくいのではとの意見が



あった。各県とも適材を得るのに苦労している様子がうかがえた。

7. 医師会会費について(岡山県)

医師会会費についての考え方は各県によりバラツキがみられたが、基本的には平成17年4月から施行された『個人情報保護法』により診療報酬点数情報が得にくくなるための対策を採っていくとの考えは、共通認識としてあった。会費の徴収を定額のみとした県は、島根県がいち早く平成16年度から、愛媛県が平成17年度から、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県が平成18年度から、山口県が平成19年度からとの結果であった。その他の香川県は従来通りの自主申告制、高知県は県医師会の年間必要額を試算し、各郡市医師会の会員数に応じて賦課するという現行方式を続行すべきかどうか、検討中のようなのである。定額会費の徴収方法も金額を含めて様々で、個人会費と施設会費の2本建てで賦課する県が2県あった。また、急激な変動とならないように移行措置を設けている県が2県、低収入会員のための減免措置を講じている県は鳥取、徳島の2県であった。

日医への要望・提言

1. 有床診療所の特例病床化には、慎重に対応を (鳥取県)

平成17年7月の全国有床診療所連絡協議会で、48時間の入院時間制限撤廃と共に、基準病床数の算定には反対するとの方向付けがなされたが、本

年3月の北海道有床診療所協議会で日医の担当理事は、「特例病床」としての運用を厚労省と協議中と講演した。未だ、コンセンサスが得られていない段階での国側との協議について、日医新執行部の考えを糾したが、現在、医療法改正が国会審議中であり、白紙に戻すのは困難なので運用面での検討を促したいとの返事であった。

2. 准看護師問題について（島根県）

3. 准看護師を取り巻く状況について（山口県）

「各県からの提出議題」で議論したため省略。

4. 心筋梗塞予報の全国展開について（広島県）

広島県医師会では、心筋梗塞の発症と気象条件の関連を調査・解析し、特に気温と気圧の変化がプラーク破綻に関与しているとの結論を得、医師会ホームページや地元有力紙の朝刊紙上に毎日広報し、県民に発症予防と早期受診を呼びかけている。この取り組みを、日医主導で全国展開して欲しいとの要望であったが、日医の羽生田常任理事は予防的な効果があったのか、その検証が必要との考えを述べるに留めた。

5. 地域医師会の活性化について（徳島県）

日医は地域医師会の活性化を求めているが、地方自治体の補助金の減額・廃止などにより、地域

医師会の運営には収入源による効率化が求められている。日医自らが会議開催頻度や文書による意見聴取の検討、TV会議の導入などで効率的な活性化の範を示してもらいたいとの提言があった。羽生田常任理事は、日医の情報が会員まで届いていない問題もあり、今後日医としては都道府県のみならず郡市区医師会まで出かける用意がある。また、三位一体の改革で県や市町村との関係が重要であると認識しており、総務省との勉強会を始めるとの考えを示した。

6. 施設増改築資金の借入金について（香川県）

国の誘導により療養病床を増改築した医療機関では、今回の診療報酬改定により借り入れた資金の返済にも窮するところが出てくるのではないかと危惧している。日医には、国、社会福祉事業団、銀行協会などに償還期限の延伸を働きかけて欲しいとの要望が出されたが、羽生田常任理事は「社会福祉事業団には解散の話があり、残ったとしても規模が縮小される可能性がある。」と述べ、他に医師信用組合などとの交渉もあるのではと答えるに留めた。

7. 診療所・介護福祉施設の看護職員確保について（岡山県）

「各県からの提出議題」で議論したため省略。

特別講演 I

時局雑感

—— 参議院自由民主党幹事長 片山虎之助 ——

理事 明 穂 政 裕

今回の通常国会の会期150日間もあと3週間を残すのみとなり、重要法案が沢山残っている。60年ぶりの大改正といわれ教育基本法、行政改革基本法、憲法改正のための国民投票法案、防衛庁を省に昇格させる法案、道州制を北海道から試行し

ようとする法案、建築基準法改正、問題の多い社会保険庁の改革などの30の法案などである。私は、どれだけ会期延長するのではなく、通さねばならぬ法案を選んでから期間を計るべきと考える。国民皆保険を守るための医療制度改革と教育基本法

を優先すべきだ。しかし小泉総理の本音はもう国会を閉めてもらったほうがよいと思っているのではない。彼は歴代総理の中で割合国会答弁を苦にしないほうだと思うが、さすがに5年1カ月もやると草臥れる。しかし重要法案を通して有終の美を飾って欲しい。医療制度改革に対しては、先生方も意見がおりだと思いが、昨年末に政府与党も協議会で大変な議論をし、医療制度改革大綱をきめたうえで提出した。しかしこれでは患者負担を増やすのみではないか、もっと国民のためにこんないいことがあるという改正にすべきだと私は主張した。平成20年よりの後期高齢者の医療制度、療養病床を大幅に改編するなど、皆さんの代表でもある武見さんや西島さんも含めて議論したうえでの結果だ。世界に冠たる国民皆保険制度と高い医療水準と医療保険財政を持続可能なものとさせるためにやむをえないものであった。しかしこれからも論議はつくすべきである。次に教育基本法は、簡単なもので、現在は前文があって11条、改正案は前文があって18条だ。今の教育基本法の1番の問題は、個人の尊厳を強調しすぎている。個人の人格陶冶が中心になっている。その次は世界や人類に対する貢献となっている。個人と世界、人類で真中が抜けている。例えば、地域社会とか国が抜けている。人間は地域社会や国に属さなければ生きていけない。個人の尊厳を尊んで、いい人格を創るのは当然必要だし、世界の平和に貢献し、人類の進歩に貢献するのは必要だが国家というもののとの関係がない。これが愛国心論争だ。国を愛する、郷土を愛するということを教育基本法に書こうというものであるがここで各党の思いと表現が異なっている。与党案では、わが国の伝統



や文化を尊重するとともに、それらを育んだ国や郷土を愛する態度を養成するとなっている。いまの国民には公共に尽くすという精神が足りない。昔は滅私奉公であったがいまは滅公奉私になっている。これからは奉私奉公とすべきである。(中略) 次の自由民主党の総裁候補にはつぎの3つのことに対する方針の提示が求められる。第一は5年間の小泉構造改革の光と影の問題をどうするかである。郵政民営化、道路公団の改革、診療報酬の引き下げなどで格差が生じてきている。第二は財政再建である。800兆円にのぼる国の借金をどうするか。2010年に歳入と歳出が同じとなるプライマリーバランスをとりたい予定であるが、そのあと累積債務をどうするかだ。第三はアジア外交をどうするかである。中国や韓国とどう付き合っていくか。北朝鮮、ロシア、アジア諸国との外交をどう進めていくか。これらの問題に対してははっきりとした処方箋を示して総裁選に臨んで欲しい。最後にこれからも我が自由民主党は、日本医師会をはじめ各地区医師会の先生方と手を組んで国民にとってあるべき医療と社会保障に取り組んでいくので宜しくをお願いしたい。

日本医師会の現況と課題

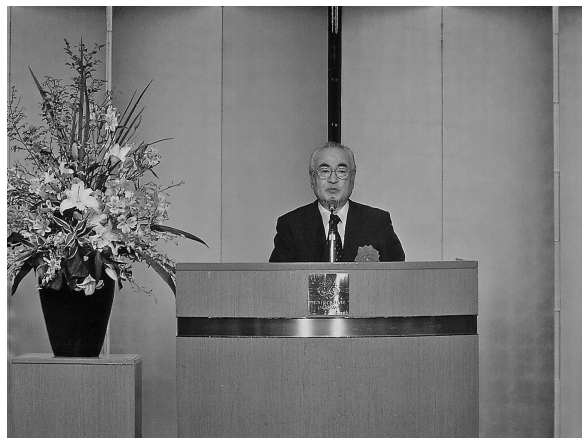
—— 日本医師会長 唐澤祥人 先生 ——

理事 吉中正人

日本医師会唐澤祥人会長は、5月28日岡山市で開かれた、平成18年度中国四国医師会連合総会で「日本医師会の現況と課題」と題し特別講演をされました。

今後の日本医師会のあるべき方向について国民からの信頼を得るため科学的データを集積し、地域医療の現実を踏まえ、将来性のある確固たる医療政策を立案することが重要である。その実現のため、日医総研を最大限に活用する、更にシンクタンクとしての能力アップを図るために、今以上に広く識者を結集する方針であると述べられました。

財政主導の医療政策に対しては2025年の医療費推計を例に挙げ、厚生労働省と日医総研の推計結果に約20兆円のずれが生じている。これは1995年～1999年の年間一人当たりの医療費の伸び率より推計した厚生労働省のデータと近年の医療費改定



に基づき算出した日医の推計の差であり、科学的データを踏まえた政策を基に一致団結して政府、与党に説明し理解を求める用意があると述べられました。

難題が山積していますが今後の唐澤体制に期待したいと思います。



決 議 案

1. 療養病床再編に断固反対する。老人医療が崩壊する。基幹病院からの後方ベッド的役割を担っていたものをなくすれば、医療の流れが止まり医療現場は大混乱をきたす。
2. 介護療養病床廃止に断固反対する。在宅医療介護の困難さの限界に、緊急避難的施設としての役割を担っているものをなくすることは、超高齢社会を迎えるにあたって在宅の悲劇を増長するものである。
3. 7月1日から施行される医療区分は来年の4月まで延期し、内容を見直すべし。医療区分1の入院基本料があまりにも低すぎるため退院が促され、医療介護難民が急激に増加し社会の混乱をもたらす。老化による歩行困難は難病と同じ病態なので医療区分2へ入れるべきである。

以上決議する。

平成18年5月28日

中国四国医師会連合総会

上記、決議文が各分科会、総会で承認され、小泉内閣総理大臣をはじめとする関係各所に送付されることとなった。

鳥取県医師会各種委員会委員の一部変更について

社会保障部委員会委員

細田 庸夫先生（勤務先変更により）→飛田 義信先生へ変更

増え続ける糖尿病に県医師会員が揃って有効な対策を ＝鳥取県糖尿病対策推進会議＝

- 日 時 平成18年 5月18日（木） 午後 4 時～午後 5 時30分
- 場 所 鳥取県医師会館 3 階研修室
- 出席者 推進会議；武田副委員長、天野・松浦・坂本・越智・長井・山崎委員
役員；宮崎常任理事
鳥取県福祉保健部健康対策課健康増進係；坂本係長

開 会 武田理事

催し盛会であった。

挨 拶

〈武田理事〉

糖尿病対策推進会議は、日本医師会・日本糖尿病学会・日本糖尿病協会の3者が一体となって糖尿病対策に取り組んでいこうと組織されたものである。日本医師会の執行部は4月から替わったが、この事業は引き続き進められることとなっている。

本日お話しする「登録医制度」については、日本医師会も厚生労働省も了解している。

本県の委員の方々も非常に熱心なので、いい活動が出来るよう、話し合えればと思う。

報 告

1. 平成17年度地区医師会における取り組みについて

東部：松浦委員

専門医でない医師を対象とした講習会を3月23日～7月6日まで5回計画し、3回終了した。資料は主に「糖尿病治療ガイド」を使用している。出席者も多く好評であった。

中部：天野委員

同様の講習会を3月27日と4月12日の2回開

西部：越智委員

同様の講習会を3月29日に開催し盛会であった。また、昨年11月、糖尿病協会との合同により公開の市民講座を行った。

2. 平成17年度県医師会における取り組みについて

平成17年12月1日に「鳥取県糖尿病対策推進会議」を設置し、規約・委員の承認等を行った。専門医でない医師を対象とした講習会については地区医師会において行っていただく事とし、テキストとして「糖尿病治療ガイド」を配布したほか、補助金を交付して支援した。

市民向け啓発活動では、平成18年3月16日の鳥取県医師会公開健康講座で糖尿病を取り上げ、富長将人先生に「増え続ける糖尿病～その克服に向けて～」と題し講演して頂いた。

協 議

1.（社）日本糖尿病協会（日糖協）登録医制度について

目的：糖尿病治療の標準化を目指す

名称：日本糖尿病協会登録医

登録医の要件：①10人以上糖尿病患者を診療して

いること。②日糖協に入会し、療養指導部に所属する。

受付：随時

初回登録料：15,000円

更新：2年毎。2年後に要件を満たしていれば、療養指導医になることが出来る。

- ・日本医師会、厚生労働省、糖尿病学会、糖尿病協会で了解が得られている。
- ・患者、コメディカルにも入会を促すことでチーム医療を目指す。
- ・今日の資料はほぼ最終版だが、今後一部修正が出る予定。

[意見]

- ・協会の存在意義、登録医のメリットをもう少し強調する手段はないだろうか。
- ・患者さんへの説明資料がほしい。
- ・更新にあたり、患者等10人以上の確保と費用負担が難しい。

2．行政の取り組みについて

[鳥取県]

糖尿病対策は各圏域毎（保健所単位）に活動し、職域と連携した糖尿病予防事業、スタッフの養成、各事業所への健康情報の発信などを行っている。

西部・日野圏域では、糖尿病予防協力医の登録を行って、健康診査の要再検者等がきちんと指導を受けられるよう、協力医名簿を掲載した受診案内を検診結果と一緒に配布しているほか、糖尿病健康手帳を作成配布している。

[鳥取県教育委員会]

「心とからだのいきいきキャンペーン」を実施し、学校・家庭・地域と連携を図りながら、子供達の健全育成を図りたい。

[意見]

- ・学校検診で見つかったものを、対策に繋がっていないといけない。
- ・学校保健委員会が開催されることが大切で、開かれればその中で検討することが出来る。

3．平成18年度医師会（県医師会・地区医師会）における取り組みについて

①地区医師会においては、専門医でない医師の研修を17年度に引き続き行う。

②鳥取県医師会では、取り組みへの補助金を地区医師会へ送付するほか、テキストとして昨年度配布した「糖尿病治療ガイド」を追加注文し配布する。

また、日医が日医会員へ直送された「糖尿病治療のエッセンス」も活用されたい。

[意見]

- ・糖尿病手帳の配布は大切であり、糖尿病或いは境界型の方が受診されたときは、糖尿病手帳を配布して頂きたい。他の医療機関を受診された場合も参考になる。

柔軟なる対応を要望する ＝健保指導計画打合せ会＝

- 日 時 平成18年 5 月25日（木） 午後 3 時～午後 3 時50分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 〈県医師会〉
岡本会長、野島・富長両副会長、宮崎・渡辺・天野各常任理事
谷口事務局長、岡本係長、田中主事
〈鳥取社会保険事務局〉
笹川保険課長、小谷医療管理官、小倉指導医療官、
田中医療事務指導官、上田医療事務指導官、安田医療主任
〈鳥取県〉
小林長寿社会課長補佐

開 会

上田医療事務指導官の司会で開会。笹川保険課長、岡本会長の挨拶の後、議事へ移った。

【岡本会長要旨】

日本医師会においても国民のための医療、不正のない医療ということを念頭に掲げ取り組んでいる。鳥取県医師会としても自浄作用活性化委員会を立ち上げ対応しているが、社会保険事務局ではどのように取り組んでいただいているのか、出来る範囲でご教授願いたい。また、不正とある程度許せる部分とを区別して、メリハリのある指導をお願いしたい。

議 事

1. 平成17年度指導結果について

田中医療事務指導官より平成17年度に実施された指導の概要（平成16年度未実施分も含む）、指導結果について説明があった。今年度も指導大綱をもとに、新規集団指導11件、集団的個別指導33件（病院 2 件、診療所31件）、個別指導28件の計

72件が実施された。

個別指導の結果、概ね妥当 5 件、経過観察10件、再指導10件であった。このうち、病院の再掲で経過観察 2 件、再指導 4 件、新規個別指導の再掲が 1 件あった。また、厚生労働省との特定共同指導が 1 件実施され、再指導だった。

2. 指導対象保険医療機関の選定について

集団的個別指導の対象として、診療所31件（内科20、小児科 2、外科 2、整形外科 2、皮膚科 1、泌尿器科 1、眼科 2、耳鼻咽喉科 1）、病院 2 件（一般 2）が選定された。

個別指導の対象として、診療所21件（内科14、精神神経科 1、小児科 1、外科 1、皮膚科 1、産婦人科 1、眼科 1、耳鼻咽喉科 1）、病院 6 件（一般 5、その他 1）が選定された。

なお、平成18年度集団的個別指導の指導対象選定基準とされた類型区分ごとの鳥取県の平均点数、及び対象点数は次のとおりである。平均点数の算出方法は、今年度も厚労省資料をもとに行っている。

(1) 病院	[県平均点数]	[対象点数]
・一般病院	39,247点	43,171点
・精神病院	32,307点	35,537点
・特定機能病院等	47,008点	51,708点

(2) 診療所	[県平均点数]	[対象点数]
・内科	1,036点	1,243点
・内科（透析）	16,488点	19,785点
・精神神経科	1,150点	1,380点
・小児科	847点	1,016点
・外科	985点	1,182点
・整形外科	925点	1,110点
・皮膚科	536点	643点
・泌尿器科	1,758点	2,109点
・産婦人科	817点	980点
・眼科	643点	771点
・耳鼻咽喉科	719点	862点

※対象点数とは、診療所の場合「平均点数×1.2」、病院の場合「平均点数×1.1」である。

3. 平成18年度指導計画について

新規集団指導（平成17年6月1日から平成18年4月15日までに指定された保険医療機関）は14件（診療所13件、病院1件）、新規個別指導は新規集団指導後、6ヵ月後を予定している。

集団的個別指導は33件（診療所31件、病院2件）、個別指導は27件（診療所21件、病院6件）予定している。個別指導の6病院は、一般が5、その他が1（昨年度特定共同指導の結果、再指導）である。

4. その他（質疑応答）

○社会保険事務局より、2点お願いがあった。①有床診療所の入院料等調査を10月以降実施する予定なので、ご協力をお願いしたい。②訪問看護事業者の個別調査については現時点対象医療機関がないため、今年度実施しない予定。ご了承ください。

○行政上の指導結果が出ていない個別指導についても、どのように処理されるのかある程度の情報を頂きたいとのことであったが、こちらについては情報が入り次第、ご連絡をするということでご理解頂きたい。

○新規個別指導の際に対象の医療機関が遅れたために終了が遅れ、次の会議にも影響があった。医師会からも役員が出席しているために、今後は厳しく指導して頂きたい。

○スタチン製剤使用時の適応病名は、古い製剤では「高脂血症」、比較的新しい製剤では「高コレステロール血症」となっている。本来同じものとして扱われているが、本県では指導の際に指摘されたことがあることから、最近では返戻するとのことであった。中四国における他の8県では厳密に高脂血症、高コレステロール血症の病名によって区別しているところはなく、本県でもそのような扱いになるように指導して頂きたい。

また、ビタミン剤の使用についても、多少柔軟に対応してほしい。



鳥取生協病院



—— 鳥取生協内科の紹介と研修の様子 ——

プログラム責任者 内科呼吸器・アレルギー科 菊 本 直 樹

鳥取生協病院は260床の中規模病院です。また関連施設として199床の鹿野温泉病院、5つの診療所、5訪問看護ステーション、1健診センターを併設しています。1951年に設立され、医療生協法による病院としては全国で初めての病院です。組合さん自らが出資し、保健・予防・医療・福祉を運営していく病院です。予防から救急、慢性疾患からリハビリまでの継続的・全人的医療活動を目指しています。無差別平等の医療を目指し、科学とヒューマニズムを何よりも尊重しようとしています。事実、差額ベッド代を請求しない全国でも数少ない病院です。

県東部の4病院による二次救急輪番制度を担い、高度医療を追求しています。消化器科の食道静脈瘤硬化療法、循環器科で急性心筋梗塞の心臓カテーテルによる経皮的冠動脈血栓溶解療法(PTCR)、呼吸器科のマスクの人工呼吸器を県東部で他院に先駆け導入しました。

来年(2007年)には緩和ケア病棟を持つ10階建ての260床の新病院を市内に新築オープン予定です。

研修に関しては設立当初(20年以上前から)研修医を自前で養成し、プライマリケアと救急を重視する新臨床研修制度の研修の精神をすでに実践してきています。

新臨床研修制度で装いを新たに2人の研修医を

指導してみようことは、救急を含めて症例は豊富で、小回りがきき、手技研修もしっかりこなせ、充実した研修になっていると思っています。学会活動でも、研修医の一人が行った演題発表が2005年秋の県の医学会で「学会長推薦演題」に選ばれています。

ひとり一人の研修医を大事にし、豊富な症例と経験豊かなスタッフと確かな理念の中で地域に密着した研修を望まれる研修医には最高の人生のスタートの場になると思います。

私の所属する呼吸器・アレルギー科の紹介をします。

スタッフは3人で呼吸器疾患全てに取り組んでいます。特に気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)の患者数は中国地方でも有数で、ガイドラインに沿う治療を行ない、高い評価を受けています。また増加する肺癌には西日本臨床腫瘍機構に所属し、多施設共同で安全で確実な早期診断、高度な治療を進めています。また睡眠時呼吸障害にも精力的に取り組んでいます。新病院では専用の2床のナイトスタディ室が用意されます。

呼吸器内視鏡学会の認定施設になっており、超音波内視鏡が導入されます。NIPPV(マスクの人工呼吸器)は3台装備されています。



—— 研修の感想 ——

研修医 奥 田 憲太郎

現在、鳥取生協病院にて、2年目の研修を行っている奥田憲太郎と申します。元々、出身は鳥取市です。大学は島根大学の方に行っておりましたが、卒業後に実家の方に帰ってきました。生協病院を選んだ理由ですが、やはり実家から近いというのが大きかったと思います。それと、学生の時に見学に行かせていただきましたが、色々と親切に対応していただいたのも、研修先に生協病院を選んだ理由でした。

当病院の研修についてですが、1年目は、導入研修4ヶ月、内科3ヶ月、外科・麻酔3ヶ月、脳外科・救急2ヶ月という感じでした。2年目は小児科2ヶ月、地域医療1ヶ月、産婦人科2ヶ月、精神科1ヶ月で、後半の半年は、選択研修という感じです。小児科は、当病院もしくは鳥取市立病院、産婦人科は鳥取市立病院にて、精神科は鳥取医療センターにて、という感じになっています。後半の半年についてですが、当病院もしくは、鳥取大学附属病院のどちらかの病院にて、希望の科を選択し、研修を行うという感じで、自由度のある研修となっております。

当病院における研修の様子ですが、研修医主体の研修が出来るようになっており、研修医自身の到達度や、研修の進み具合に合わせて、研修の軌

道修正を行いながら、研修が出来るようになっていと思っています。また、研修医の意見も出しやすい環境にあります。

あと、手技的な事に関しても、結構色々やらせてもらえる病院だと思います。その一方で、我々が初めての研修医であるため、まだ模索中の部分も存在しており、どこまで研修医にやらせてもいいのか、などに関しては、これから検討すべき事が多い感じがします。

当病院の特徴ですが、他の病院と比べて、地域に根ざした医療を行っている点が挙げられます。特に、班会などを定期的に関き、病院外で患者さんと接することが多いです。また、患者さんの中には、友達の家族の方などもおられ、やはり田舎は狭いなあ、と感じさせられる事も多いです。

他の特徴としては、病院全体で、研修医を育てていくという雰囲気があり、コメディカルの方達も、非常に親切に接していただいております、非常に有難いと思います。特に、1年目は、自分が困ったときにコメディカルの方に助けていただく事が多かったと思います。

現在は、研修医の2年目の最中ですが、自分の体にも気をつけながら、毎日を頑張りたいと思っています。



故 牧 野 禮一郎 先生

鳥取市津ノ井（大正4年11月9日生）

〔略歴〕

昭和12年3月 九州医学専門学校卒業
20年6月 米子医学専門学校教授
30年1月 国立米子療養所勤務
44年11月 鳥取県立中央病院長
59年4月 岡本医院勤務
61年11月 鳥取県医師会副会長

牧野禮一郎先生には、去る5月16日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よりご冥福をお祈り致します。



故 山 口 勉 先生

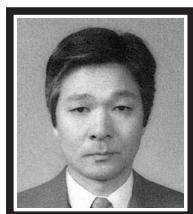
米子市夜見町（昭和9年1月12日生）

〔略歴〕

昭和36年3月 鳥取大学医学部卒業
44年11月 開業

山口 勉先生には、去る5月19日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よりご冥福をお祈り致します。



故 三 好 秀 樹 先生

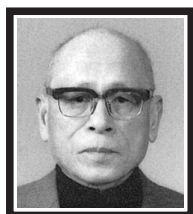
倉吉市河原町（昭和26年1月4日生）

〔略歴〕

昭和51年3月 関西医科大学卒業
57年5月 三好医院
6年4月 鳥取県医師会予備代議員

三好秀樹先生には、去る5月28日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よりご冥福をお祈り致します。



故 名 島 俊 一 先生

倉吉市東岩倉町（大正10年11月16日生）

〔略歴〕

昭和19年9月 大阪高等医学専門学校卒業
32年5月 開業
61年4月 鳥取県医師会裁定委員

名島俊一先生には、去る5月29日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よりご冥福をお祈り致します。

2. 医療機関・薬局等のレセプト請求について

みなしの支給認定に係る申請は行っているものの、負担上限額の把握ができない受給者証の未交付の患者が受診したため、正しい額でのレセプト請求ができない場合は、レセプト請求を翌月まで保留されるか、又はレセプト請求は本人負担額1割又は3割で行い、患者本人に受給者証が交付され負担上限額が確定した後、過誤調整を行うなどの対応を行っていただきますようお願いいたします。（各医療機関・薬局等によって扱いは異なると思われます。）

3. 指定自立支援医療機関・薬局の取り扱いについて

みなしの支給認定に係る申請は行っているものの、受給者証の未交付の患者が受診した際、今までの受診歴等を基に本人負担額を徴収していたが、後に実際に本人に交付された受給者証で貴医療機関・薬局等が指定されていないことが発覚した場合は、指定がされていない理由や今までの経過について本人、関係者等から聞き取りを行った上で、各市町村及び各福祉保健局と連携を図り、申請者本人に不利益が生じないよう柔軟な対応を行っていただきますようお願いいたします。

地域医療体験研修会（サマーセミナー）の開催について

〈鳥取県福祉保健部医療薬事課地域医療推進室〉

鳥取県では、県外の大学に在学する鳥取県出身の医学生、鳥取大学に在学する医学生の卒業後の県内定着を図るため、下記の日程で県内の医療機関を訪問し、地域医療や臨床研修指定病院の現場を体験できる研修会を開催する予定です。応募方法等の詳細は、おって当県ホームページ等で告知します。

御子息、親類、知人等に医学生の方がありましたら、御案内くださいますようお願いいたします。

○日 程 8月17日（木）～18日（金）

○参加費 3,500円（意見交換会会費）

○募集 平成18年7月上旬～下旬

＊鳥取県ホームページからの登録、郵送による登録により受付します。

○研修内容

①地域医療体験コース（対象：第1～4学年）

主に山間部の自治体立病院、診療所などにおいて、診療や在宅患者さんへの往診などの地域医療の現場に触れていただきます。

＊1人～数人程度の小グループ単位で各医療機関を訪問。

＊体験は各日1カ所。（訪問先医療機関は選択できます。ただし、希望が集中する場合は医療機関の事情により希望どおりとならない場合あり。）

＊昼食代は参加者が各自で負担。

②臨床研修指定病院体験コース（対象：第4～6学年）

鳥取県内の「臨床研修指定病院」を訪問し、卒後臨床研修の現場体験、指導医や先輩研修医と

の質疑応答、意見交換などを行うことができます。

＊各地区コースごとに集合した後、バスにより各医療機関を順次訪問。

＊昼食代は参加者が各自で負担してください。

両コースとも1日目の日程終了後、東部、西部の地区ごとに集合し、訪問先病院等の病院長、医師（指導医、研修医）、看護師、保健師等を囲んで、意見交換会を開催します。

（問合せ先）

鳥取県福祉保健部医務薬事課地域医療推進室

電話：0857-26-7195

ファクシミリ：0857-26-3048

e-mail：chiiki-iryuu@pref.tottori.jp

医務薬事課地域医療推進室ホームページURL

<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/health-medical/imuyaku/suishinshitsu/>

日医よりの通知

定期健康診断における結核健康診断について

〈18.5.26 地Ⅱ23 日本医師会常任理事 内田健夫〉

文部科学省が平成15年度に発行した「定期健康診断における結核健診マニュアル」の中で、外国での居住歴については、WHOの示す高まん延国に基づき、検討の要する該当国が示されておりますが、今般、各国の最新の結核の状況に鑑み以下のとおり該当国が変更されました。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医に対し周知されますようお願い申し上げます。

記

アフガニスタン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウガンダ共和国、エチオピア連邦民主共和国、カンボジア王国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ジンバブエ共和国、タイ王国、タンザニア連合共和国、中華人民共和国、ナイジェリア連邦共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブラジル共和国、ベトナム社会主義共和国、南アフリカ共和国、ミャンマー連邦、モザンビーク共和国、ロシア連邦

（下線は変更国）

お知らせ

鳥取県医師会 産業医基礎前期研修会（7単位）開催要項

鳥取県医師会では、鳥取産業保健推進センターとの共催により、未認定産業医の先生方を対象に、次のとおり産業医基礎前期研修会を開催します。受講ご希望の方は、7月28日（金）までにFAX等でお申込ください（当日は昼食代金として1,000円頂きます）。

○平成18年8月6日（日）鳥取県医師会館（鳥取市戎町 TEL 0857-27-5566）

平成18年度鳥取県医師会産業医基礎前期研修会 日程表

日 時 平成18年8月6日（日）午前9時～午後5時

場 所 鳥取県医師会館（鳥取市戎町317）

時 間	演 題 ・ 講 師 職 氏 名	研修区分（前期）
9：00～ 10：00	『最近の労働衛生の諸問題について』 鳥取産業保健推進センター副所長 仲浜弘昭 氏	（1）総論 1単位
10：00～ 11：00	『健康診断の実施と事後措置について』 三洋エプソンイメージングデバイス(株)鳥取事業所 健康管理室産業医 中山健二 先生	（2）健康管理 1単位
11：00～ 12：00	『有害業務管理について』 鳥取産業保健推進センター相談員 米田明真 氏	（7）有害業務管理 1単位
12：00～ 12：50	昼 食	
12：50～ 13：50	『作業環境管理について』 鳥取産業保健推進センター相談員 芦村 浩 氏	（5）作業環境管理 1単位
13：50～ 14：50	『健診結果の活用』 鳥取県医師会理事 吉田真人 先生	（8）産業医活動の実際 1単位
14：50～ 15：00	休 憩	
15：00～ 16：00	『勤労者のメンタルヘルスケア』 鳥取産業保健推進センター相談員 渡辺 憲 先生	（3）メンタルヘルスケア概論 1単位
16：00～ 17：00	『作業管理について』 鳥取産業保健推進センター相談員 松浦喜房 先生	（6）作業管理 1単位

この研修会は、日医認定産業医制度及び産業医学振興財団の委託による研修会で、研修内容は右記のとおりです。研修単位は1講演が1単位で、全てを受講すると基礎前期研修7単位を取得することが出来ます。日医「認定産業医」取得のためには、この前期研修7単位を含め、基礎研修50単位（前期研修14単位・実地研修10単位・後期研修26単位）を必要とします（日医 認定産業医の手引参照）。なお、必修区分が決まっている残りの前期研修7単位は、来年度開催予定です。

受講料は、鳥取県医師会産業医部会員以外の先生からは3,000円頂きますので、これから日医認定産業医を目指す先生は、鳥取県医師会産業医部会（年会費：2,000円）への入会をお願い致します。今後は、県内及び県外の産業医研修会開催情報をお知らせします。

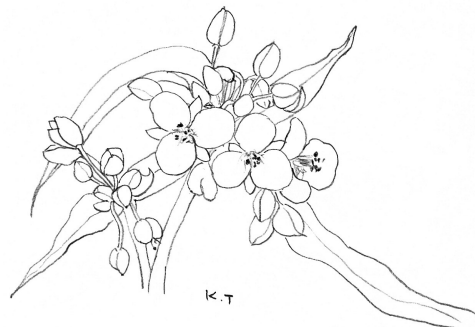
また、産業医学研修手帳をお持ちでない方は、当日お渡し致します。

【申込先及び問い合わせ先】

[TEL] 0857-27-5566 [FAX] 0857-29-1578

[E-mail] kenishikai@tottori.med.or.jp

〈担当〉鳥取県医師会事務局 岡本



健対協における 個人情報保護規程整備す

第37回鳥取県健康対策協議会理事会

- 日 時 平成18年 6 月 1 日（木） 午後 3 時10分～午後 5 時45分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 44人（役員35人、オブザーバー 6 人、事務局 3 人）
 オブザーバー：県医務薬事課（石本課長補佐、木下主事）
 県健康対策課（加山主幹）
 鳥取県保健事業団（荻野副理事長、西川課長）
 中国労働衛生協会（岩井診療所長）

司会：宮崎理事

会長挨拶

岡本公男会長（鳥取県医師会長）

本日はご多忙の中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。この会の会長は鳥取県医師会長がすることとなっております。4月1日付けで会長に就任致しました。

鳥取県健康対策協議会は、今年で35周年となります。この会は、先輩方の英知とご努力、そして、尊いボランティア精神によりまして、健対協を支えて頂き、県民の健康に多大なる貢献をしてきているものだと思います。私は、この組織と精神を引き継ぎまして、少しずつ時代にあったものに変えていきますが、本筋はこのまま継承していきたいと考えております。本日は、例年の議題の他、個人情報保護の問題、鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター設置支援事業が議題として上げられており、議題が大変多くなっております。ご発言は簡略に、しかし、熱心なご討議を頂きたいと存じます。よろしくお願いします。



副会長挨拶

〈井藤久雄副会長〉

日頃、医学部には多大なるご支援を賜りまして、有難うございます。鳥取県、医師会、大学医学部の関係が非常に良好であります。この健対協は、県民の医療、健康対策の司令部でもあります。その司令部から、先程、話題となっております「総合周産期母子医療センター支援事業」で鳥取大学医学部附属病院では7月にセンターの業務開始を予定しております。これも、良好な関係の中から頂いたご支援と感謝する次第であります。

一言だけ、余分なことではありますが、医師の偏在、不足が言われております。先般、全国国立

大学医学部長会議において調査した結果、42大学中、勝ち組は5大学と言われております。つまり、以前とかわらず3年目の後期研修の研修医の数が変わらないか、それ以上の大学が、東大、東京医科歯科、名古屋、大阪、神戸であります。都市に研修医が集中したことになります。この2年間、医学部は散々ボディブローを受けました。我が鳥取大学は、まだ顔のほうは脹れてはいませんが、このままいけば一発で倒されるのではないかという事態も危惧されます。健対協とは直接関係はありませんが、先生方のご支援を賜り、お知恵を拝借して、鳥取大学医学部が果すべき任務を懸命に務めていきたいと存じます。

〈田中 謙副会長〉

ご承知のことですが、健対協は医師会、大学、行政が保健医療施策を推進する上で、連携を図る場となっております。がん検診の評価等を行って頂いております。福祉保健部としましては、各種がん検診の精度管理が必要であることから、要精検者の受診勧奨等を行っております。平成20年からは、法律が変わる予定であり、基本健診は保険事業者、がん検診は市町村の仕事となるようです。よって、市町村と連携を図りながら行っていく必要があると思っております。今年の県の重点課題ということで、生活習慣病対策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。予防対策として、運動習慣の大切さ、禁煙、食育等の啓発に取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方のご理解、ご協力、よろしくお願い致します。

理事の選任

4月1日より別紙のとおり就任された。(留任理事31名、新任理事10名)

任期は、平成20年3月31日までである。

理事41名に対し33名の出席があり、規約11条第4項により、過半数以上が出席のため、理事会の開催が成立。

議事進行：議長の岡本会長

議 事

1. 平成17年度鳥取県健康対策協議会事業報告 (別記1)

各専門委員会の活動状況について、各専門委員長より資料をもとに説明、報告があった。(各種検診の平成16年度実績、平成17年度実績見込み、平成18年度事業計画は別表のとおり)

(1)がん登録対策専門委員会：岸本委員長報告

厚生労働省がん登録研究班のがん罹患の標準集計方式に従い平成14年の罹患集計を行った結果、罹患総数3,286件で、人口10万対粗罹患率は男645.4、女436.8であった。年齢調整罹患率(標準人口は60年日本人モデル人口)は、男403.9、女244.0であった。

鳥取県における罹患割合は、男女共に胃が最も高く、次いで男では肺、結腸、肝臓が高く、女では結腸、乳房の順であった。この集計結果を取りまとめた「鳥取県がん登録事業報告書」を作成した。

届出精度としてのDCNは、平成14年(2002年)は26.1%となり昨年より6.8ポイント減少した。これは、検診発見がんからの登録および補充届出票による遡り調査(死亡票にがんの記載のある患者の中で鳥取県がん登録に届出のない患者について、過去に遡って当該患者のがん診断情報を収集するもの)の効果によるものと考えられる。

また、「成人病登録実施要綱」は制定から20年以上が経過し現状との齟齬が目立つほか、今日の法的要請にこたえる内容とは言い難いことから、同要綱は廃止して新たに「鳥取県がん登録事業実施要綱」が制定された。新要綱には、登録対象、登録事項、登録の手順、解析・評価、情報提供が明記された。本改正に伴い、個人情報保護をふまえたがん登録資料の提供と届出勧奨について、各種がん検診従事者講習会の席上、岡本幹三委員が説明した。

鳥取県がん登録届出票及び記入要領の改正も行った。

全国がん登録協議会総会研究会が東京で開催され、メインテーマは「地域がん登録の精度向上と標準化」であった。

厚生労働省がん登録研究班に参加し、「鳥取県における多重がんの発生要因に関する研究」の研究報告を行った。

(2)胃がん対策専門委員会：岡本委員長報告

平成17年度は、胃がん検診対象者数171,947人、受診者数48,200人（平成18年3月末健康対策課調べ）の見込みで、受診者数は平成16年度に比較して約1,600人増加する予定である。

平成16年度の受診者数46,629人、受診率27.8%で、年々と内視鏡検査の実施割合が増加している。全国平均受診率が約13%台に比べ、鳥取県は非常に良い成績であるが、鳥取県の目標値は35%としており、各市町村の保健師にお願いして今後も受診勧奨に努めていきたい。

精検の結果「がん」及び「がん疑い」は163人で、そのうち確定胃癌は137例で、早期発見率は65.6%で、例年に比べ少し低い結果であった。内視鏡検診の受診者が増えたことにより、初回受診者が多く、進行癌が多く見つかったことが要因の一つと考えられる。

また、精検受診率の向上対策については、要精検者が紹介状を持参しない場合に備え、市町村にお願いして医療機関に紹介状を常置する等の措置をとった。しかし、各病院においては理解されていないところもあるので、各地区医師会にお願いして周知して頂くこととした。

従事者講習会及び症例研究会を中部で開催した。また、各地区読影会においても症例研究会を開催した。また、第36回日本消化器集団検診学会中国四国地方会・第36回中国四国地方会胃集検の会が平成18年2月17日、18日に松江市において開催され、鳥取県からはシンポジウム、一般演題にそれぞれ発表された。

(3)子宮がん対策専門委員会：大石委員長に代わって井庭監事報告

平成17年度は対象者を20歳以上に引き下げることにより、受診者の増加が期待されたが、平成16年度とほぼ同数の26,080人の見込みである。対象者の捉え方、受診勧奨について、県より市町村の適切な指導を行って頂くよう要望があった。平成16年度検診実績を見てみると、例年通り30歳代の受診率は低いが、約6割は新規受診者が占めており望ましい傾向に思われる。また、30～40歳代の要精検率・がん発見率は依然として高い。また、要精検者はがん発見率が高いので、精密検査の早期の受診勧奨が必要である。

従事者講習会及び症例研究会を中部で開催した。

(4)肺がん対策専門委員会：中村委員長報告

平成17年度は対象者数177,175人のうち、受診者数は54,960人で、前年度より約5,000人減少し、受診率は31.0%で前年度より3.2ポイント減少する見込みである。

平成16年度の受診者数は60,113人、受診率は34.2%であった。要精検者数1,791人、要精検率2.98%で、精検受診者数1,433人、精検受診率80.0%であった。平成16年度の要精検者数、精検受診者数の増加は著しかったが、これは判定基準の見直しによるものと思われる。精検の結果、肺がん45人、がん疑い48人の計93人が発見され、がん発見率は0.15%であった。しかし、確定調査の結果、確定肺がんは51人（原発性49人、転移性2人）で、がん発見率は0.09%となり、がん疑いのまま確定がんに至らないケースが多く見られた。陽性反応的中度は平成16年度12.2%に較べて、平成16年度は5.1%に低下した。引き続き読影精度の向上と精検施設のがん確定率を高める努力を行っていく必要がある。

「肺がん検診発見確定がん患者の予後調査」については、鳥取県個人情報保護審議会に諮問した結果、了承された。

また、精密医療機関の登録基準の再検討も今後の課題とされた。

従事者講習会及び症例検討会を中部で開催した。第21回肺癌検診セミナーが11月27日、千葉市で開催された。

(5)乳がん対策専門委員会：工藤委員長報告

平成16年度検診受診者数は29,888人で、受診率は23.9%であった。受診率の全国平均は11.3%なので、鳥取県は非常に良好な数字であるが、さらなる受診率の向上を目指す必要があると思われる。要精検者数1,003人、要精検率は3.36%で、精検受診数は875人、精検受診率は87.2%であった。精検の結果、乳がんまたは乳がん疑いが46人発見され、昨年度より減少し、がん発見率は0.15%で前年度と同様であった。平成16年度は受診者数、要精検者数、精検受診者数、精検受診率、がん発見数ともやや減少傾向であった。また、各検診機関の要請検率に格差があり、病院が5.92%、保健事業団が0.58%と約10倍の違いが見られた。さらに陽性反応適中度においても同様の格差が見られ、やや問題であろうと思われる。

平成17年度より40歳以上で、同一人が隔年でマンモグラフィ併用検診を行うとしたが、市町村によって対象者の仕分け方が違っていたり、受診勧奨に違いがあったりするので、今後検討していくこととなった。また、「分離併用検診体制」を導入し、マンモグラフィ撮影だけ行う医療機関もあるので、平成17年度より新たに「鳥取県乳がん検診一次検査（乳房エックス線撮影）医療機関登録」を行い、17医療機関が登録された。

従事者講習会及び症例検討会を中部で開催した。各地区でも症例検討会を開催した。

(6)大腸がん対策専門委員会：宮崎委員長報告

平成17年度の受診者数は55,097人で、前年度より約900人増加する見込みである。1日2個法は18市町村実施、2日法は日野町のみの実施であった。各地区注腸読影指導会は全県で93回開催され、

読影件数375例、そのうち要内視鏡は108例で、要内視鏡率は28.8%であった。内視鏡検査実施割合が増えたため、注腸の症例数は年々減少している。要内視鏡率は東部で高く中・西部で低い。

平成16年度に1日2個法を導入した13市町村と2日法を実施した5市町村を比較したところ、がん発見率は1日2個法が0.26%、2日法が0.21%で、1日2個法の方が高く、陽性反応適中度を比較しても1日2個法が3.1%、2日法が2.6%で、1日2個法の方が高かった。発見がん患者確定調査結果は、確定癌119例のうち早期がんは76例で、早期癌率は63.9%であった。また、発見癌のうち55例（46.2%）に内視鏡治療が行われた。また、逐年受診発見進行がんは20例であった。

従事者講習会及び症例研究会を東部で開催し、各地区でも講習会等を開催した。

(7)肝臓がん対策専門委員会：川崎委員長報告

①平成16年度は、単県事業の肝臓がん対策事業あるいは基本健康診査における肝炎ウイルス検査のいずれか、または双方の肝臓がん検診が17市町村で実施された。対象者数54,924人のうち、受診者数は5,554人（単県事業の肝臓がん対策事業579人・基本健康診査における肝炎ウイルス検査4,975人）で、受診率は10.1%であった。受診者数におけるHBs抗原陽性率は2.3%、HCV抗体陽性率は1.0%であった。精検の結果、肝臓がん2人、肝臓がん疑いの者1人が発見され、がん発見率は0.054%であった。

②平成7年度から平成16年度の10年間を集計すると、平成7～9年度の検診時において、市町村から報告のあった対象者数192,315人に対し、受診者数88,834人、推計受診率46.2%である。そのうちHBs抗原陽性者は2,280人（2.57%）、HCV抗体陽性者は3,361人（3.78%）であった。

③検診により発見されたウイルス陽性者に対しての定期検査からは、肝臓がんまたは肝臓がん疑いと診断された人は、B型肝炎ウイルス陽性者が4人（受診者数の0.8%）、C型肝炎ウイルス

陽性者が15人（受診者数の2.5%）であった。

④平成7～16年度肝臓がん検診発見がん患者の追跡調査を行った結果、確定がんが17例で生存者は1人であった。また、平成10～15年度定期検査確定がんが40例で、生存者は19人であった。「肝臓がん検診発見確定がん患者の予後調査」については、鳥取県個人情報保護審議会に諮問した結果、了承された。

⑤平成14年度より国庫事業として基本健康診査における肝炎ウイルス検査が開始されたことに伴い、平成7年度より開始された単県事業の肝臓がん検診の実施件数が半減してきたことを受け、平成16年度で単県事業の肝臓がん検診を中止した。よって平成17年度の受診予定者数は、国庫事業の肝炎ウイルス検査4,859人、市町村単独事業893人である。
従事者講習会、症例研究会を中部で開催した。

（８）若年者心臓検診対策専門委員会：小竹委員長に代わって坂本理事が報告

①第1次心臓疾患精密検査は、従来検診会場だった保健所が検診業務廃止のため、平成17年度は東部・西部医師会館と鳥取県立厚生病院に変更して実施した。

②児童・生徒の心電図検診、心臓精密検査を行っている。結果は以下のとおりである。

心電図検診は、24,434名が受診し、そのうち、要精検者数845名で、要精検率は3.5%であった。また、至急受診は56人であったが、この内、QTc延長と診断された者が東部31人、中部12人と多かったのに対し、西部は1人であった。この理由として、東・中部は自動解析装置の結果も参考として判定していることが考えられ、今後は判読基準の統一が必要と思われる。

定期健康診断の結果、一次心臓精密検査対象者は949名で、このうち939名が一次検診を受診した。（受診率98.9%）このうち、第二次精密検査の受診が必要とされた者は89名で、要精検率9.48%であった。二次検診の結果、要医療2

人、学校生活規則（E区分）が必要なものは58人、管理不要と異常なしが27人であった。

③平成18年度の第1次心臓疾患精密検査は、従来通り公費負担とし、鳥取看護高等専修学校（東部）、西部医師会館、鳥取県立厚生病院を検診会場にして実施する。第1次心臓疾患精密検査対象者の約7割が「異常なし」か「管理不要」と判定されているので、対象者を絞込むようガイドラインの見直しを行った。

④平成18年1月29日、高知市において第38回若年者心疾患対策協議会総会が開催された。

（９）母子保健対策専門委員会：神崎委員長に代わって宮崎理事が報告

①平成16年は過去最低の出生数・率であった。近年、良好であった周産期死亡率も悪化した。鳥取県は出生数が少ないので、新生児一人の死亡で、死亡率が極端に変動する。

②5歳児健康診査実施体制整備事業は、29市町村が実施した。医師の確保が難しいという問題はあるが、17年度は米子市を除く全てで実施予定。

③新生児聴覚検査実施体制整備事業

新生児聴覚検査の実施状況調査で、東部71.6%、中部10.4%、西部86.1%であった。18年より厚生病院で開始される。検査1,736件中聴力障害が4件（0.23%）発見された。この調査結果をふまえ、支援マニュアルの完成版を作成し、18年7月に配布予定である。

④乳幼児健診システムの見直しについて

発達障害児の早期発見、虐待防止、子育て支援の充実のために、小委員会を立ち上げ、1歳6ヶ月、3歳児健診票様式の見直しを行っている。発達障害児の早期発見のスクリーニング・ツールを倉吉市、三朝町で導入しており、その結果をみて全県への導入を考慮する。3歳児視力検査については鳥取県眼科医会、3歳児聴力検査については鳥取大学耳鼻咽喉科の畠医師の指導のもとに検討されている。また、18年度は「発達クリニック」は継続実施、「すこやか発達

教室」は西部のみモデル事業として行う事になった。

⑤先天代謝異常等検査について

4月以降、検査結果に異常がある場合、精密検査受診の指導を採血機関が行うようになった。県保健事業団は、異常値を見出した場合、採血機関に電話・FAXで連絡すると共に、精密検査受診の確認を行う。また、本県の実施要項に出生体重2,000g未満の低体重児の採血時期についての明記が無く、これについて追記した。現行のシステムでは精密検査の結果把握が困難なため、精密検査の結果が還元されるシステムを構築する。

⑥周産期医療体制については、平成18年7月に総合周産母子医療センターが鳥取大学医学部附属病院に設置することとなった。

⑦先天性胆道閉鎖症マス・スクリーニングについては、保護者へ啓発パンフレットを配布する。

(10)疾病構造の地域特性調査対策専門委員会：岡本委員長報告

平成17年度は以下の5項目について調査を行った。報告集は現在、印刷中である。

①鳥取県における大動脈瘤患者の発生頻度と治療の調査

拡大速度と血中サイトカイン値の関係を分析した。血中サイトカインのうち、MCP-1だけが拡大速度との間に正の相関が存在した。

②鳥取県における透析患者の実態と治療に関する疫学調査

鳥取県における血液透析および腹膜透析患者の実態調査の結果、夜間透析施設が少ないことが明らかとなった。透析患者の利便性、QOLを高めるためにも、夜間透析施設の増加が望まれる。

また、鳥取県における高齢者透析患者に関する調査の結果、78%は医療機関で死亡していた。高齢者腹膜透析患者は多種多様な支援を必要としているが、より効率的な介護・医療の提供に

は、介護サービス事業所、依頼元医療機関、家族の連係と情報交換が極めて重要である。

③肺癌の早期診断に関する調査

肺がん検診受診者のうち、参加協力者の肺癌発生状況追跡（鳥取県肺癌登録による）とともに、同検体について新たに、癌抑制遺伝子産物であるp53に対する自己抗体の測定を行った。（250検体実施）

高いp53抗体価を示した対象者は肺癌の潜在的riskを強く持つと推定され、今後本群からの肺癌発生状況を厳重に観察していく必要があると考えられた。

④C型慢性肝炎の肝線維化ステージに関する調査

我々が作成したFibroIndexは慢性C型肝炎でのstage F0-1とF2-3、F0-2とF3において、APRI、Forns'indexと比較して、より肝線維化の程度を分別するのに有用であることが明らかとなった。また、インターフェロン治療を行った症例においてもFibroIndexの変動は治療効果を反映することが示された。

⑤職場ですすめる健康づくりに関する研究

事業所の職員に対する循環器系疾患対策の一環として脈波伝播速度（PWV）を測定し、定期健康診断の際に把握された動脈硬化症危険因子との関連を検討した。今回の検討の結果、PWVを指標とした動脈硬化症予防対策には、血圧のコントロールや、血清脂質の改善に向けた取り組み、運動習慣の確立が重要なことが示唆された。

PWV測定では、「血管年齢が実年齢よりも年をとっている」という直感的な理解ができるため、職員の行動変容に向けた動機づけに有利だと思われる。今後、対象者を増やし、継続的な観察をし、労働時間や生活習慣の改善との関連などを検討していきたい。

(11)公衆衛生活動対策専門委員会：武田委員長報告

①健康教育事業

県医師会では「健康フォーラム」の開催（鳥取市）、日本海新聞に「保健の窓」、「健康なんでも相談室鳥取県医師会Q&A」を掲載、健康会館を利用した毎月1回開催の「鳥取県医師会公開健康講座」を実施、うち8回を生活習慣病対策セミナーについて実施した。東、中、西部においても生活習慣病対策セミナーを計16回実施した。

②地域保健対策

平成16年度に引き続き、調査研究事業として鳥取大学医学部統合内科医学講座分子制御内科学清水英治教授を中心に、「新規抗菌素材による呼吸器ウイルス感染予防法の検討」を行った。鳥取県においては急性呼吸器感染症の起炎ウイルスとしてはインフルエンザA、Bウイルスがもっとも頻度が高く重要であると考えられた。したがって、これらウイルスに対する高い抗ウイルス活性が証明されたドロマイトを素材としたマスクは、ウイルス感染予防にきわめて有用である可能性が示唆された。

③生活習慣病対策事業

各地区医師会においても、教育講演会、座談会を開催している。東部では東部医師会市民公開健康講座を行い、中部医師会では毎年「中部健康セミナー」を開催している。また、鳥取県健康会館において、面談による健康相談を毎月第1木曜日は精神科、第2及び第4木曜日は内科、第3木曜日は小児科と整形外科で隔月に行っており、71件の相談があった。

④その他

「C型肝炎ウイルス母子感染調査研究事業」は鳥大医小児科が中心となっていたが、平成17年度をもって終了することとなった。平成4年6月から平成17年12月までの間、41,206例の妊婦にスクリーニングを行い、HCV抗体陽性者は201例で、陽性率は0.49%であった。

中部地区の陽性率が高い傾向が続いている。

HCV-RNA陽性妊婦75例のうち、子供に感染した症例は10例で感染率は13%であった。母子感染症例の治療として、インターフェロン治療が有効的であると言われている。大人ではインターフェロン治療は約3割が有効とされているが、母子感染症例においては約6割が有効とされている。

(12)脳卒中登録対策専門委員会：能勢委員長報告

脳卒中登録は、1985年に開始されて以来、20年間登録事業を実施してきたが、2004年末で登録を終了した。この20年間の登録実績を「鳥取県の脳卒中（仮称）」としてまとめる作業を行った。20年間で登録者数18,342名、平均1年あたり1,000件弱の発症の登録がなされたことになり、鳥取県の脳卒中死亡数から推測すると少なくとも半数、多くて7割位の発症の登録が行われたことが推察された。これらのデータをもとに、新規発症者数の年次推移、病型別発症数の推移、発症時の状態の推移、既往歴の状況などについて解析を行い、報告書を作成中である。

本委員会も平成17年度をもって廃止することとなり、今後は、発症予防対策については、健対協「循環器疾患等対策専門委員会」で検討し、疫学的調査については同じく「公衆衛生活動対策専門委員会」などで、必要に応じ（3～5年ごとに）随時、調査を行うなど引き続き検討することとなった。

(13)循環器疾患等対策専門委員会：富長委員長報告

平成17年度の基本健康診査の受診者見込み数は71,913人で、約2,000人増加する。平成16年度実績は、受診率は42.0%で増加傾向にある。また、異常者率は88.7%で、ここ10年間増加傾向にある。平成17年度の個別健康教育は糖尿病6市町、高脂血症3市町、喫煙が5市町で実施されている。この個別健康教育は、市町村事業としては費用対効

果が上がらず、全国的に縮小の傾向があり、本県でも同様の傾向があるが、17年度は前年に比し、回数は減少しているものの実人員はほぼ同数であった。

平成18年度における老人保健事業の見直しに伴い、65歳以上の者については、基本健康診査の際に、介護予防事業の対象者（特定高齢者）を選定するための医学的評価がなされることとなった。その際の生活機能に関するチェックリストの記入方法、受診票の内容等について協議がなされた。また、毎回問題となる基本健康診査の対象患者の把握方法について継続して協議していく。肥満度の標準値は鳥取県独自の値を定めていたが、肥満学会の基準に準じるものに訂正された。従事者講習会を中部で開催した。

(14) 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会： 西田委員長報告

①健康情報の発信及び推進

鳥取県医師会公開健康講座が年12回開催されている他、平成17年度より県健康対策課と鳥取県立図書館が連携して、「健康情報まるごと講座」を毎月開催している。これらの講座はとり県民カレッジ連携講座として登録されており、一部講座についてはインターネット（トリピー放送局）で配信されるなど、広く情報を提供している。

②インターネットを通じた情報提供

平成17年度は、県医務薬事課ホームページに「休日・夜間診療受付病院情報」のページを改訂し、医療圏ごとに整理した情報提供を行う仕様としたほか、新たに「透析が必要な旅行者の受入可能な医療機関」の情報の提供を開始した。

③医療分野における情報化に係る検討

平成17年度に開催した「鳥取県医療情報ネットワーク協議会（計3回）」及び「救急医療情報の収集体制に係る関係者会議（計1回）」における検討結果を踏まえて、「県内全病院の空床情報」及び「各救急病院の宿当直医情報」を

インターネットを通じて収集、提供するシステムを構築することとし、現在、平成18年度の運用開始を目途に作業中である。

④個人情報保護法に関する研修会について

平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が全面施行された。個人情報の適正な取扱いが確保されることは、県民が安心して医療を受ける上で最も重要な事項であることから、医療関係者を中心に、県内3地区で法の概要、事業者の責務等についての説明会を開催し、制度の周知を図った。

(15) アレルギー性疾患対策専門委員会：神鳥委員長報告

食物アレルギーについて正しい知識の普及を図る目的で、「食物アレルギー～きちんと知って上手につきあいましょう～」と題したパンフレットを10,000部作成した。また、作成したパンフレットは県のホームページ〔とりネット〕にも掲載。

また、アレルギー性疾患研修会を中部において開催し、「食物が関係する皮膚疾患」と題しての講演があった。

(16) 鳥取県成人病検診管理指導協議会総合部会： 長田部会長に代わって岡本会長報告

平成17年度の成人病検診管理指導協議会総合部会は平成17年8月25日、平成18年3月16日の2回開催した。報告内容は各委員会でそれぞれ報告されているので省略致します。

2. 平成17年度鳥取県健康対策協議会決算書について、岩垣主任が説明し、承認された。（別記2、3）

県支出金は当初の予算通りであったが、鳥取県保健事業団支出金、市町村委託金、その他委託金については、事業の減少によりそれぞれ減額補正を行った。よって、収入合計額56,997,287円に対し、支出合計額は55,068,452円、収支差引額は1,928,835円となり、平成18年度に繰り越した。

3. 平成17年度鳥取県健康対策協議会表彰基金決算書、特別事業積立金について、岩垣主任が説明し、承認された。(別記4、5)

「表彰基金」は、昭和58年9月、健対協が保健文化賞を受賞した時の副賞の賞金を基金として、それ以降、毎年の鳥取県健康対策協議会会長表彰等で支出を行っている。本年3月末現在の基金総額は803,906円である。

「特別事業積立金」は、この積立金の一部を取り崩して、特別事業「C型肝炎ウイルス母子感染調査研究事業」に係る所要経費に充てている。よって、定期預金積立金4,005,135円。

また、普通預金のうち、検査料、関係用紙印刷代等経費268,705円を支出して、収支差引残額1,444,421円となり、平成18年度へ繰り越した。

4. 監査報告

清水監事より、5月25日監査した結果について適正であった旨の報告があった。(別記16)

5. 専門委員会の構成(案)及び専門委員会委員長及び委員の委嘱、鳥取県成人病検診管理指導協議会総合部会委員等について

宮崎理事が説明され、承認された。任期は、平成20年3月31日までの2年間である。平成17年度をもって、脳卒中登録対策専門委員会が廃止されたので、平成18年度14専門委員会となった。(別記7～11)

6. 平成18年度鳥取県健康対策協議会事業計画(案)について(別記12)

各専門委員長より本年度の事業計画について、それぞれ説明され了承された。

(1)がん登録対策専門委員会：岸本委員長説明

平成15年標準集計。罹患集計の結果は、医師会報、事業報告、ホームページとして公表する。がん検診の精度評価の検討、生存率協同調査、登録精度の向上のための届出勧奨を行う。また、補充

届出票による遡り調査と各種検診発見がんの未登録分の登録を行う。

がん登録データと各種がん検診受診者データをリンクすることにより、各種がん検診の見逃し率をはじめとする精度評価(敏感度、特異度など)が可能となる。現在、鳥取県個人情報審議会へ諮問し、リンク解析の承認を得ることができているので、今後は市町村の承諾に向けて取り組むこととなる。

また、「鳥取県がん登録実務者説明書」の改編、死亡登録システムおよびICD-O-3コード変換システムの構築に取り組む。

第3次対がん10ヵ年総合戦略における地域がん登録の整備に向けた行動計画への参画、全国地域がん登録協議会、厚生労働省がん登録研究班に参画する。

(2)胃がん対策専門委員会：池口委員長説明

平成18年度は約50,900人が受診予定。また、「検診発見胃がん患者個人票」の記載洩れが大変多い。特に、内視鏡切除の症例は大きさ、深達度等の未記入が多いので、治療機関は正確に記載して頂くようお願いし、精度管理に努める。医療機関検診の読影体制整備を行う。

従事者講習会及び症例検討会を東部で開催予定。

また、日本消化器集団検診学会中国四国地方会・中国四国地方会胃集検の会にも参加する。

(3)子宮がん対策専門委員会：井庭委員長説明

平成18年度は、受診者数は約1,400人増の約27,500人の予定である。対象者の捉え方、受診勧奨について、県より市町村に適切な指導を行って頂きたい。

また、要精検者の未受診者が依然と多く、精密検査受診率向上に努めたい。

子宮がん検診従事者講習会と症例検討会を東部で開催予定。

(4) 肺がん対策専門委員会：中村委員長説明

平成18年度は前年度より約1,200人多い、約56,190人を受診予定している。

肺がん検診の判定基準の変更が徹底されて要精検率が増加してきたが、これに伴い、精度管理の重要性がますます増大してきている。高精度で効率の良い肺がん検診の実施のために重点計画を立案している。

従事者講習会及び症例検討会を東部で開催予定。

(5) 乳がん対策専門委員会：工藤委員長説明

各市町村に対象者の捉え方、選定方法等についてアンケート調査を行い、対象者の振り分け方法を統一する方向で行くこととなった。また、読影体制については平成18年度も前年度同様、健康対策協議会にマンモグラフィ読影委員会を設置し、暫定的に各医療機関で個別に読影していくこととした。しかし、各市町村の強い要望もあり、平成19年度からは各地区医師会のご協力も頂き、各地区医師会に読影委員が出向いて読影する体制を今年度中に至急整備することとなった。

集団検診の質的向上として、高危険群の受診勧奨、要精検率、精検受診率の向上を目指す。また、30歳代が検診対象者から外れたので、自己触診に対する啓発活動をいかにするかが重大な問題である。

従事者講習会及び全県症例検討会を西部で開催予定。また、各地区症例検討会も開催予定。

(6) 大腸がん対策専門委員会：宮崎委員長説明

集検事業の推進。平成18年度は56,220人を受診予定している。全市町村で1日2個法実施となる。スクリーニング検査及び精密検査の受診率向上をはかる。

各地区読影委員会で定期的な読影指導会及び読影講習会を開催する。また、従事者講習会及び症例研究会も中部で開催予定。

(7) 肝臓がん対策専門委員会：川崎委員長に代わって宮崎理事説明

平成18年度は国庫事業の肝炎ウイルス検査4,985人、市町村単独事業505人の実施予定である。また、継続してウイルス陽性者のフォローアップ事業の推進。発見肝臓がんの確定調査。

従事者講習会及び症例研究会を西部で開催予定。

肝臓がん検診精密検査医療機関登録の更新

(8) 若年者心臓検診対策専門委員会：坂本委員長説明

専門委員会の開催、心電図検診、第一次、第二次心臓精密検査を継続実施する。

第一次心臓精密検査の実施方法、システムの見直しを検討する。

若年者心疾患対策協議会総会の参加。

(9) 母子保健対策専門委員会：神崎委員長に代わって宮崎理事説明

乳幼児健診システム調査研究、新生児の先天異常に関する調査、ハイリスク出生児の追跡調査について検討していく。

(10) 疾病構造の地域特性対策専門委員会：宮崎委員長説明

平成17年度で「鳥取県における大動脈瘤患者の発生頻度と治療の調査」が終了し、平成18年度より「鳥取県における手掌多汗症の疫学と治療効果の調査」を開始する。

①「鳥取県における透析患者の実態と治療に関する疫学調査」

平成17年度に引き続き、中国腎不全研究会との共同研究で鳥取県における血液透析および腹膜透析の現状調査を行い、本県における問題点を浮き彫りにする。また、老人介護サービス事業所における高齢透析患者の取り扱いの在り方と改善すべき点を把握する。

平成17年度にまとめられなかった鳥取県内公

的9病院の看護師1,879名への大規模アンケート調査結果について解析を行う。

②「肺がんの早期診断に関する調査」

新しい腫瘍マーカー、癌遺伝子、癌抑制産物抗体や肺癌細胞特異的蛋白などの新しい血中蛋白物質の測定が、肺癌検診における新たな肺癌早期発見手段として有用かどうかを前年度に引き続いて検討する。早期肺癌検出マーカーとなりうる可能性のある抗p53抗体を測定し、その結果、cut off値には至らないが、ProGRP軽度上昇傾向を示す一群、ならびに抗p53抗体陽性者があることを見出した。本年度研究では、これら一群に注目し、癌登録事業結果によりフォローを行うことで、これら両指標が肺癌早期診断に貢献するかどうか検証する。

③「B型肝炎に対するラミブジン療法の有用性についての調査」

平成17年9月よりB型肝炎に対するラミブジンの使用が保険適応となったが変異ウイルスの出現によるbreak through hepatitisや内服中止後の急性増悪など未だ問題点も多い。今回我々は、鳥取県内の多施設の共同によりB型肝炎に対するラミブジンの有用性を肝実質機能の改善、HBV変異株の出現率、出現時期、break through hepatitisの発症率などの面から検討し、B型肝炎に対するラミブジンの有効性を確認する。

④「職場ですすめる健康づくりに関する調査」

3事業所の従事者約300名を対象に、定期健診結果を活用してメタボリック症候群の発症状況を明らかにする。また、脈波伝播速度測定を職場検診に導入して動脈硬化症の実態を調べるとともに、動脈硬化症関連遺伝子多型の同定を行う。さらに、労働実態・生活習慣などの環境因子に関する調査を実施し、メタボリック症候群と環境要因・遺伝因子との関連性についてロジスティック回帰分析などの多変量解析により検討する。

⑤「鳥取県における手掌多汗症の疫学と治療効果の調査」

手掌多汗症は手掌の過剰発汗をきたす原因不明の疾患で、家族性にみられることがある。世界的にみると高温多湿地域からの報告が多く、本邦では沖縄・九州地方に多いとされてきたが、最近の胸腔鏡下胸部交感神経遮断術の普及により、全国各地に患者が存在することが分かってきた。また、本疾患は近年のストレス社会を背景に増加傾向にあり、学童期からの発症が多いため、その精神的苦痛は思春期の多感な年頃と相まって、学校生活における消極性や内向的な人格形成の要因にもなりかねない。患者は通常、内科、小児科そして皮膚科を受診し、その中で手術希望患者のみが胸部・呼吸器外科へ紹介となる。中にはどこを受診していいかわからず、漫然と自己判断で苦しみ、何年も悩みを抱えたままの患者もいる。当然ながらわれわれ医療従事者はこの疾患に対する正しい理解を深め、適切な判断と対応ができることが重要である。

(11)公衆衛生活動対策専門委員会：武田委員長説明

健康フォーラムの開催、日本海新聞に「保健の窓」、「健康なんでも相談室鳥取県医師会Q&A」掲載続行予定。健康相談も継続実施。

毎月1回、鳥取県医師会公開健康講座を継続実施。会場は鳥取県健康会館のほか、倉吉市、米子市内で1回ずつ開催する予定。なお、鳥取県の委託事業である「生活習慣病対策セミナー」については平成18年度も継続予定であるが、予算の見直しにより、委託回数は年12回となった。

よって、鳥取県医師会公開健康講座のうち6回を生活習慣病セミナーにあて、3地区においても2回ずつ同様のセミナーを実施して頂く予定。

「新規抗菌素材による呼吸器ウイルス感染予防法の検討」を継続実施。

(12)循環器疾患等対策専門委員会：富長委員長説明

委員会の開催2回。介護予防事業の一環として平成18年度より実施される、特定高齢者を選定する為の医学的評価が、適正になされているか否かを検証し、問題点を取り上げて検討を加える。また、懸案事項である基本健康診査の対象者の把握方法の統一化、脳卒中発症予防対策、等について検討する。

従事者講習会を西部で開催予定。

(13)地域医療研修及び健康情報対策専門委員会：西田委員長説明

医療制度改革を契機としてとらえ、生活習慣病対策、医療計画改訂等に関する事項で、鳥取県健康対策協議会として取り組むべき事業を検討し実施予定。

(14)アレルギー性疾患対策専門委員会：神鳥委員長説明

平成18年度は、『小児アレルギーの特殊性～アレルギーマーチを中心に～』について、正しい知識の普及を図る目的でパンフレットを発行する。対象は、思春期までの患者とする。また、県としては、4大アレルギー性疾患（アトピー性皮膚炎、気管支喘息、花粉症、食物アレルギー）が一巡したため、平成19年度からは委託事業としては終了させたいとの意向がある。従って、平成18年度中に本委員会の方向性についても協議する予定である。関係者研修会の開催。

以上の事業報告、事業計画の説明を踏まえて、以下のとおり要望、質問等があった。

- ①乳がんマンモグラフィ併用検診が平成17年度より全県で実施されたことにより、要精検率が非常に高くなると思われるので、視触診のみのデータと比較検討して頂きたい。
- ②5月27日に開催された中四国医師会連合総会において、医療制度改革において、市町村が実施

主体である基本健康診査が平成20年より医療保険者中心の健診に見直しされることとなっている。医療保険者の所属する保健師が中心になって進めていこうが、統一した精度管理は非常に難しく、何れは健診を外部委託することとなり、質が保たれなくなる。医師の関与しない事業の推進はいかなるものかと鳥取県が問題提起した。他県も、外部組織に健診を委託するのは明らかで、医師外しであると同調があった。日医からは、健診の中心はあくまで医療機関であるべきで、健診の内容等を検討する時は、医療機関が関わっているシステムを作っていかなければならないとご意見を伺ったという報告があった。

- ③「各救急病院の宿当直医情報」は割合少ないと思いますが、ただ、空床情報は各県とも前から取り組んでいるが、一つとしてまともに動いているところはない。このことについて、県はどのように思うかという質問があり、関係者と協議の上、使いやすいシステムの構築に努めたい旨の回答があった。
- ④「成人病検診管理指導協議会」の名称を生活習慣病検診管理指導協議会にすでに変更している県があるが、鳥取県も変更してはどうかというご意見があった。国の実施指針に基づいて、県が実施要綱を定めている名称なので、変更する場合は実施要綱を改定すれば可能であると思われる。今後の検討課題となった。（3月31日付けで国から県には、実施指針が改定されて、生活習慣病検診管理指導協議会に名称変更されたと通知があった。）

7. 平成18年度鳥取県健康対策協議会予算（案）について、岩垣主任より説明があり、承認された。（別記13～15）

県支出金は、積算単価の変更に伴い、12項目5項目が減額予算であるが、単年度事業として、「総合周産期母子医療センター支援負担金」が40,281千円増額予算となり、総額61,404千円。保

健事業団支出金は読影件数の減少により3,018千円の減で20,898千円、市町村等支出金は、単年度事業として、市長会補助金及び町村会補助金より「総合周産期母子医療センター支援補助金」が40,281千円増額予算となり、総額50,046千円。その他の委託金は1,402千円を計上、県医師会補助金は前年度並で、繰越金は決算による繰越額1,928千円を計上した。よって、予算総額は前年度より75,835千円増の136,980千円である。

また、「特別事業積立金」は「C型肝炎ウイルス母子感染調査研究事業」が平成17年度で終了となり、平成18年度は各がん検診精密検査医療機関登録に係る受講点数システム整備経費として約80万円を支出する予定である。

8．総合周産期母子医療センター支援事業について、新県医務事業課長より説明があり、承認された。（別記16）

鳥取大学医学部附属病院に総合周産期母子医療センターを平成18年7月13日に設置することとなった。大学が、初期投資、運営費を全額独自で賄う場合、診療報酬による初期投資により発生した赤字を埋めるまでの10年間以上かかるため、安定的なセンター経営のための支援が必要である。よって、健対協の母子保健対策専門委員会において、センター設置に向けて協議を行ってきたという経過もあり、この度、県からの負担金、市町村からの補助金（財団法人鳥取県市町村振興協会から拠出された交付金を財源とする市長会及び町村会か

らの補助金）を健対協予算とし、MFICU用の医療機器を購入し、大学へ寄贈することとなった。予算総額は80,562千円。

また、ハローベビーシステムの納品に2ヶ月以上の期間を要することから、理事会後の入札ではセンターのオープンに支障を来すため、4月8日に岡本鳥取県医師会会長、井藤鳥取大学医学部長、田中鳥取県福祉保健部長による専決処分を頂き、5月12日に入札を実施した。

9．「鳥取県健康対策協議会個人情報保護規程（案）及び「個人情報保護方針（案）」について、岸本理事より説明があり、承認された。（別記17）

よって、規程は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

これに基づき、平成18年4月1日より就任される全ての役員、各種専門委員会委員、各種読影委員に対して誓約書を取り交わす。出席の役員においては、当日、誓約書を配布して、回収した。

10．平成18年度鳥取県健康対策協議会表彰について（別記18）

多年に亘り、健対協事業に貢献された鶴原一郎先生、坂本雅彦先生を平成18年度鳥取県健康対策協議会会長被表彰者と決定した。

理事会に引き続き、鳥取シティホテルにて表彰式と懇親会を行った。

(参 考)

老人保健事業健康診査

平成16年度実績、平成17年度実績見込み、平成18年度計画について

(単位：人 %)

区 分		平成16年度実績	平成17年度実績見込み	平成18年度計画
基本健康診査	対 象 者 数 (人)	165,088	173,386	174,773
	受 診 者 数 (人)	69,285	71,527	72,415
	受 診 率 (%)	42.0	41.2	41.4
	要 指 導 + 要 医 療 (人)	61,425	—	—
	// 率 (%)	88.7	—	
	H 1 6 年 度 全 国 受 診 率	44.4	—	—
胃 が ん 検 査 診	対 象 者 数 (人)	167,900	171,947	171,593
	受 診 者	X 線 検 査 (人・率)	28,963 (17.3)	30,853 (17.9)
		内 視 鏡 検 査 (人・率)	17,666 (10.5)	17,347 (10.1)
		合 計 (人・率)	46,629 (27.8)	50,937 (29.7)
	X 線 検 査	要 精 検 者 数 (人)	3,104	—
		要 精 検 率 (%)	10.7	
		精密検査受診者数 (人)	2,372	—
		精 検 受 診 率 (%)	76.4	
	診	がん又はがんの疑いのある者	163	—
		が ん 発 見 率 (%)	0.35	
		確定調査結果(確定癌数・率)	137 (0.29)	—
		H 1 6 年 度 全 国 受 診 率	12.9	—
子 宮 頸 部 が ん 検 診	対 象 者 数 (人)	122,868	127,618	127,253
	受 診 者 数 (人)	26,333	26,080	27,495
	受 診 率 (%)	21.4	20.4	21.6
	要 精 検 者 数 (人)	97	—	—
	要 精 検 率 (%)	0.37	—	
	精 検 受 診 者 数 (人)	78	—	—
	精 検 受 診 率 (%)	80.4	—	
	がん又はがんの疑いのある者	35	—	—
		が ん 発 見 率 (%)	0.13	
		確定調査結果(確定癌数・率)	11 (0.04)	—
	H 1 6 年 度 全 国 受 診 率	13.6	—	—

区 分		平成16年度実績	平成17年度実績見込み	平成18年度計画
肺がん検診	対 象 者 数 (人)	175,873	177,175	176,911
	受 診 者 数 (人)	60,113	54,960	56,190
	受 診 率 (%)	34.2	31.0	31.8
	要 精 検 者 数 (人)	1,791	—	—
	要 精 検 率 (%)	2.98	—	
	精 検 受 診 者 数 (人)	1,433	—	—
	精 検 受 診 率 (%)	80.0	—	
	がん又はがんの疑いのある者	93	—	—
	が ん 発 見 率 (%)	0.15	—	
	確定調査結果(確定癌数・率)	51 (0.09)	—	—
	H 1 6 年 度 全 国 受 診 率	23.2	—	—
乳がん検診	対 象 者 数 (人)	125,270	87,980	86,733
	受 診 者 数 (人)	29,888	18,699	19,675
	受 診 率 (%)	23.9	21.3	22.7
	要 精 検 者 数 (人)	1,003	—	—
	要 精 検 率 (%)	3.36	—	
	精 検 受 診 者 数 (人)	875	—	—
	精 検 受 診 率 (%)	87.2	—	
	がん又はがんの疑いのある者	46	—	—
	が ん 発 見 率 (%)	0.15	—	
	確定調査結果(確定癌数・率)	46 (0.15)	—	—
	H 1 6 年 度 全 国 受 診 率	11.3	—	—
大腸がん検診	対 象 者 数 (人)	174,300	177,042	176,818
	受 診 者 数 (人)	54,170	55,097	56,220
	受 診 率 (%)	31.1	31.1	31.8
	要 精 検 者 数 (人)	4,352	—	—
	要 精 検 率 (%)	8.0	—	
	精 検 受 診 者 数 (人)	2,955	—	—
	精 検 受 診 率 (%)	67.9	—	
	がん又はがんの疑いのある者	131	—	—
	が ん 発 見 率 (%)	0.24	—	
	確定調査結果(確定癌数・率)	119 (0.22)	—	—
	H 1 6 年 度 全 国 受 診 率	17.9	—	—

肝臓がん検診（平成16年度実績）

（一次検診）

区 分	対象者数	受診者数	受診率	HBs 陽性者	HCV 陽性者	HBs・HCV ともに陽性者	HBs 陽性率	HCV 陽性率
肝炎ウイルス検査(国庫)	41,309	4,975	12.0%	102	42	6	2.2%	1.0%
肝臓がん検診（単県）	13,615	579	4.3%	19	8	0	3.3%	1.4%
合 計	54,924	5,554	10.1%	121	50	6	2.3%	1.0%

（精密検査）

区 分	要精検者数	精検受診者数	精検受診率	肝臓がん	肝臓がん疑い	がん発見率
肝炎ウイルス検査(国庫)	150	80	53.3%	2	1	0.06%
肝臓がん検診（単県）	27	17	63.0%	0	0	0.00%
合 計	177	97	54.8%	2	1	0.05%

平成17年度実績見込み4,859人、平成18年度計画4,985人

平成18年度鳥取県健康対策協議会役員名簿

(任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日)

(敬称略)

会 長	岡本 公男 (県 医 師 会 長)	理 事	天野 道磨 (県 医 師 会 常 任 理 事)
副会長	井藤 久雄 (鳥 大 医 学 部 長)	〃	神鳥 高世 (〃)
〃	田中 謙 (県 福 祉 保 健 部 長)	〃	吉中 正人 (県 医 師 会 理 事)
理 事	能勢 隆之 (鳥 取 大 学 学 長)	〃	吉田 真人 (〃)
〃	石田耕太郎 (県 生 活 環 境 部 長)	〃	明穂 政裕 (〃)
〃	川口 正男 (県 福 祉 保 健 部 次 長)	〃	阿部 博章 (〃)
〃	西田 道弘 (県 福 祉 保 健 部 次 長)	〃	笠木 正明 (〃)
〃	西山 秀雄 (県 福 祉 保 健 課 長)	〃	米川 正夫 (〃)
〃	三好 圭 (県 長 寿 社 会 課 長)	〃	石部 裕一 (鳥大医学部附属病院長・鳥取大学理事)
〃	新 貞二 (県 医 務 薬 事 課 長)	〃	重政 千秋 (鳥 大 医 学 部 教 授)
〃	長井 大 (県 健 康 対 策 課 長)	〃	寺川 直樹 (〃)
〃	武田 倬 (県 立 中 央 病 院 長)	〃	村脇 義和 (〃)
〃	平賀 瑞雄 (県 保 健 所 長 会 々 長)	〃	岸本 拓治 (〃)
〃	川崎 寛中 (山 陰 労 災 病 院 長)	〃	池口 正英 (〃)
〃	杉本 雅美 (県 衛 生 環 境 研 究 所 長)	〃	清水 英治 (〃)
〃	板倉 和資 (東 部 医 師 会 長)	〃	神崎 晋 (〃)
〃	池田 宣之 (中 部 医 師 会 長)	〃	中村 廣繁 (鳥大医附属病院助教授)
〃	魚谷 純 (西 部 医 師 会 長)	〃	工藤 浩史 (鳥取赤十字病院部長)
〃	野島 丈夫 (県 医 師 会 副 会 長)	〃	坂本 雅彦 (垣 田 病 院 院 長)
〃	富長 将人 (〃)	監 事	井庭 信幸 (県 医 師 会 監 事)
〃	宮崎 博実 (県 医 師 会 常 任 理 事)	〃	清水 正人 (〃)
〃	渡辺 憲 (〃)		

別 記（１）

平成17年度鳥取県健康対策協議会事業報告

（ ）の数字は平成17年度決算額

（単位：円）

1. がん登録対策専門委員会【委員長：岸本拓治（鳥大医社会医学講座環境予防医学教授）】

事業内容	摘要
1. がん登録及び集団検診の効果分析 2. 出張採録と患者照合処理の効率化 3. 「鳥取県がん登録事業実施要綱」の改正 4. がん登録届出書及び届出記入要領改正 (1,693,689)	1. 厚生労働省がん研究班参加 2. 地域がん登録全国協議会総会研究会参加 3. 第3次対がん総合戦略事業への参画

2. 胃がん対策専門委員会【委員長：岡本公男（県医師会副会長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 胃がん検診フィルム読影と胃がん検診発見胃がん患者の確定調査 3. 胃がん検診精密検査医療機関登録 4. 胃がん一次検診における内視鏡検査の実施 (8,338,007)	1. 各地区読影委員会設置 2. 従事者講習会及び症例研究会（中部）

3. 子宮がん対策専門委員会【委員長：大石 徹（産科婦人科大石医院長）】

事業内容	摘要
1. 集団（車検診）検診実施状況の評価、検討、並びに円滑な運営。検診対象者（頸部、体部）の見直しについての検討 2. 「鳥取県子宮がん検診実施指針」一部改正 若年者の受診勧奨のあり方について検討 3. 検診における精度管理の向上と要精検者の綿密なフォロー 4. 精密検査登録医の研修会出席及び検診事業に対する協力の推奨 5. 精検結果の分析と確定調査 (517,877)	1. 従事者講習会及び症例検討会（中部） 2. 子宮がん検診細胞診委員会設置

4. 肺がん対策専門委員会【委員長：中村廣繁（鳥大医附属病院胸部外科助教授）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 精密検査による肺がん確定診断の調査 3. 肺がん検診精密検査医療機関登録 4. 肺がん医療機関検診実施 (12,170,065)	1. 従事者講習会及び症例研究会（中部） 2. 肺がん検診読影委員会及び細胞診委員会設置 3. 肺がん個別検診読影委員会設置

5. 乳がん対策専門委員会【委員長：工藤浩史（鳥取赤十字病院第1外科部長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 乳がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見乳がん患者の確定調査 4. 乳がん医療機関検診一次検診医登録 5. 「鳥取県乳がん検診実施指針」一部改正 6. マンモグラフィ併用検診体制整備 7. 乳がん検診一次検査（乳房エックス線撮影）医療機関登録 (5,467,176)	1. 従事者講習会及び症例検討会（中部） 2. 各地区症例検討会 3. 鳥取県乳がんマンモグラフィ読影委員会設置

6. 大腸がん対策専門委員会【委員長：宮崎博実（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 検診発見大腸がん患者の確定調査 3. 大腸がん検診精密検査医療機関登録 4. 大腸がん検診注腸X線検査医療機関登録 (468,803)	1. 従事者講習会及び症例研究会（東部） 2. 大腸がん注腸読影委員会設置 3. 大腸がん検診読影講習会 4. 大腸がん注腸読影指導会

7. 肝臓がん対策専門委員会【委員長：川崎寛中（山陰労災病院長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 肝臓がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見肝臓がん患者の確定調査 (559,288)	1. 従事者講習会及び症例研究会（中部）

8. 若年者心臓検診対策専門委員会【委員長：小竹 寛（小竹内科循環器クリニック院長）】

事業内容	摘要
1. 乳幼児・児童生徒の心臓疾患対策（一次精密検診の検討） 2. 心電図判読 (8,396,180)	1. 一次精密検診公費負担 2. 各地区判読委員会設置

9. 母子保健対策専門委員会【委員長：神崎 晋（鳥大医統合内科医学講座周産期小児医学教授）】

事業内容	摘要
1. 児童虐待防止についての母子保健面からの対応 2. 「5歳児健康診査」、「新生児聴覚検査」事業についての検討 3. 母子保健に関する健診システムの検討、評価方法の検討及び肥満児対策の取り組み 4. ハイリスク出生児に対応したシステムの構築及びハイリスク出生児の追跡調査 5. 先天異常モニタリングの精度管理と事業の継続 (1,274,000)	1. 鳥取県乳幼児健康診査票等の検討

10. 疾病構造の地域特性対策専門委員会【委員長：岡本公男（県医師会副会長）】

事業内容	摘要
1. 鳥取県における大動脈瘤患者の発生頻度と治療の調査研究等（5項目） (2,050,000)	1. 「疾病構造の地域特性調査委員会、母子保健対策専門委員会報告（第20集）」発行

11. 公衆衛生活動対策専門委員会【委員長：武田 倬（鳥取県立中央病院院長）】

事業内容	摘要
1. 地域保健対策 2. 健康教育対策 3. 生活習慣病対策 (2,972,504)	1. 健康フォーラム（東部） 2. 公開健康講座、生活習慣病対策セミナー（とっとり県民カレッジ連携講座） 3. 呼吸器ウイルス感染予防調査

12. 脳卒中登録対策専門委員会【委員長：能勢隆之（鳥取大学長）】

事業内容	摘要
1. 脳卒中登録及び脳卒中对策の効果分析 (1,024,479)	1. 鳥取県の脳卒中对策報告書作成 2. 委員会は平成17年度をもって廃止

13. 循環器疾患等対策専門委員会【委員長：富長将人（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 基本健康診査実施状況の評価、検討 2. 個別健康教育実施状況の評価、検討 (343,973)	1. 従事者講習会（中部）

14. 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会【委員長：西田道弘（県福祉保健部次長）】

事業内容	摘要
1. 健康に関連した情報の集積の在り方及びその活用方策に関する情報交換 (0)	

15. アレルギー性疾患対策専門委員会【委員長：神鳥高世（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 食物アレルギーのパンフレット作成に向けての意見交換 2. 関係者研修会（アレルギー性疾患）の開催 (325,509)	1. 「食物アレルギー～きちんと知って上手につきあいましょう～」パンフレット作成 2. 研修会（中部）

別 記 (2)

平成17年度鳥取県健康対策協議会決算書

〈収入の部〉

(単位：円)

款 項 目	予算額	補正額	予算現額	収入済額	増△減	摘 要
1. 県 支 出 金	22,655,000	0	22,655,000	22,654,119	△881	
1) 委 託 金	17,225,000	0	17,225,000	17,225,000	0	
(1) がん登録事業費委託金	1,675,000	0	1,675,000	1,675,000	0	委託金1,595,238円 +消費税79,762円
(2) 若年者心臓検診事業費委託金	3,480,000	0	3,480,000	3,480,000	0	委託金3,314,286円 +消費税165,714円
(3) 疾病構造対策事業費委託金	2,890,000	0	2,890,000	2,890,000	0	委託金2,752,381円 +消費税137,619円
(4) 公衆衛生生活動事業費委託金	824,000	0	824,000	824,000	0	委託金784,762円 +消費税39,238円
(5) 脳卒中登録評価分析事業費委託金	840,000	0	840,000	840,000	0	委託金800,000円 +消費税40,000円
(6) 健康診査管理支援事業費委託金	1,841,000	0	1,841,000	1,841,000	0	委託金1,753,333円 +消費税87,667円
(7) 生活習慣病対策セミナー事業費委託金	1,025,000	0	1,025,000	1,025,000	0	委託金976,191円 +消費税48,809円
(8) がん検診精度確保事業費委託金	2,771,000	0	2,771,000	2,771,000	0	委託金2,639,048円 +消費税131,952円
(9) 肝臓がん征圧特別対策事業費委託金	553,000	0	553,000	553,000	0	委託金526,667円 +消費税26,333円
(10) 肺がん医療機関検診読影委員会開催事業費委託金	595,000	0	595,000	595,000	0	委託金566,667円 +消費税28,333円
(11) 母子保健推進体制整備事業費委託金	434,000	0	434,000	434,000	0	委託金413,333円 +消費税20,667円
(12) アレルギー性疾患対策事業費委託金	297,000	0	297,000	297,000	0	委託金282,858円 +消費税14,142円
2) 県 負 担 金	5,430,000	0	5,430,000	5,429,119	△881	
(1) 事務局強化対策負担金	5,430,000	0	5,430,000	5,429,119	△881	
2. 保健事業団支出金	23,916,000	△2,678,188	21,237,812	21,237,812	0	
1) 委 託 金	23,516,000	△2,678,188	20,837,812	20,837,812	0	
(1) 胃集検読影事業費委託金	8,490,000	△1,066,241	7,423,759	7,423,759	0	{ @330×21,425件=7,070,250円 消費税353,509円
(2) 子宮がん検診事業費委託金	226,000	△113,545	112,455	112,455	0	{ 細胞診1次@400×0件 最終判定@900×119件 消費税5,355円
(3) 肺がん検診事業費委託金	4,552,000	629,738	5,181,738	5,181,738	0	{ フィルム読影料 @70×70,307件 細胞診1次@400×0件 最終判定@900×15件 消費税246,748円
(4) 乳がん検診事業費委託金	5,292,000	△1,924,650	3,367,350	3,367,350	0	{ マンモグラフィ読影料 @600×5,345件 消費税160,350円
(5) 若年者心臓検診事業費委託金	4,956,000	△203,490	4,752,510	4,752,510	0	{ @200×22,631件=4,526,200円 消費税226,310円
2) 補 助 金	400,000	0	400,000	400,000	0	
(1) 各専門委員会連絡調整補助金	400,000	0	400,000	400,000	0	

款 項 目	予算額	補正額	予算現額	収入済額	増△減	摘 要
3. 市町村委託金	10,455,000	△1,436,760	9,018,240	9,018,240	0	
1) 委 託 金	10,455,000	△1,436,760	9,018,240	9,018,240	0	
(1) 肺がん医療機関検診 事業費委託金	6,300,000	30,660	6,330,660	6,330,660	0	@420×15,073件 (内税)
(2) 乳がん検診 事業費委託金	4,155,000	△1,467,420	2,687,580	2,687,580	0	@630×4,266件 (内税)
4. その他委託金	1,538,000	△180,065	1,357,935	1,357,935	0	
1) 委 託 金	1,538,000	△180,065	1,357,935	1,357,935	0	
(1) 若年者心臓検診 事業費委託金	420,000	△40,740	379,260	379,260	0	山陰予防医学研究所 @210×1,806件 (内税)
(2) 胃集検読影 事業費委託金	842,000	△23,219	818,781	818,781	0	中国労働衛生協会 { @330×2,363件 +消費税38,991円
(3) 肺がん検診 事業費委託金	118,000	△14,176	103,824	103,824	0	中国労働衛生協会 { フィルム読影料@120×824件 消費税4,944円
(4) 乳がん検診 事業費委託金	158,000	△101,930	56,070	56,070	0	中国労働衛生協会 @630×89件 (内税)
5. 県医師会補助金	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	
1) 県医師会補助金	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	
(1) 運営費補助金	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	
6. 寄 付 金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
1) 寄 付 金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
(1) 寄 付 金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
7. 諸 収 入	1,000	150,000	151,000	150,147	△853	
1) 預 金 利 子	1,000	0	1,000	147	△853	
(1) 預 金 利 子	1,000	0	1,000	147	△853	
2) その他収入	0	150,000	150,000	150,000	0	脳卒中登録の料金受取人担保 金戻し入れ (郵政公社より)
(1) その他収入	0	150,000	150,000	150,000	0	
8. 繰 越 金	1,279,000	0	1,279,000	1,279,034	34	
1) 前年度繰越金	1,279,000	0	1,279,000	1,279,034	34	
(1) 前年度繰越金	1,279,000	0	1,279,000	1,279,034	34	
収 入 合 計	61,145,000	△4,145,013	56,999,987	56,997,287	△2,700	

〈支出の部〉

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	摘 要
	予算額	補正額	流用増減	計			
1. 総 務 費	6,738,000	0	0	6,738,000	6,645,902	92,098	
1) 会 議 費	830,000	0	0	830,000	738,783	91,217	
(1) 理 事 会 費	830,000	0	0	830,000	738,783	91,217	
2) 各 専 門 委 員 会 費	1,086,000	0	0	1,086,000	1,086,000	0	
(1) 各 専 門 委 員 会 費	1,086,000	0	0	1,086,000	1,086,000	0	
3) 給 料	4,130,000	0	0	4,130,000	4,129,119	881	
(1) 給 料	4,130,000	0	0	4,130,000	4,129,119	881	
4) 公 租 公 課 費	692,000	0	0	692,000	692,000	0	
(1) 公 租 公 課 費	692,000	0	0	692,000	692,000	0	
							公租公課費 692,000円 健康対策費のうち以下の項目で公租公課費を支出 ※ 胃がん対策費 84,022円 子宮がん対策費 2,249円 肺がん対策費 232,324円 乳がん対策費 122,220円 心電図判読料 93,885円 小計 534,700円 合計 1,226,700円
2. 健 康 対 策 費	54,407,000	△4,145,013	0	50,261,987	48,422,550	1,839,437	
1) がん登録対策費	1,702,000	0	0	1,702,000	1,693,689	8,311	
(1) がん 登 録 費	1,702,000	0	0	1,702,000	1,693,689	8,311	
2) 胃がん対策費	9,576,000	△1,089,460	0	8,486,540	8,338,007	148,533	読影件数が予算件数を下回ったため補正
(1) 胃がん対策費	9,576,000	△1,089,460	0	8,486,540	8,338,007	148,533	※公租公課費84,022円支出
3) 子宮がん対策費	662,000	△113,545	0	548,455	517,877	30,578	読影件数が予算件数を下回ったため補正
(1) 子宮がん対策費	662,000	△113,545	0	548,455	517,877	30,578	※公租公課費2,249円支出
4) 肺がん対策費	11,701,000	646,222	0	12,347,222	12,170,065	177,157	読影件数が予算件数を上回ったため補正
(1) 肺がん対策費	11,106,000	646,222	0	11,752,222	11,575,065	177,157	※公租公課費232,324円支出
(2) 肺がん医療機関 検診読影委員会 対 策 費	595,000	0	0	595,000	595,000	0	
5) 乳がん対策費	9,951,000	△3,494,000	0	6,457,000	5,467,176	989,824	読影件数が予算件数を下回ったため補正
(1) 乳がん対策費	9,951,000	△3,494,000	0	6,457,000	5,467,176	989,824	※公租公課費122,220円支出
6) 大腸がん対策費	532,000	0	0	532,000	468,803	63,197	
(1) 大腸がん対策費	532,000	0	0	532,000	468,803	63,197	
7) 肝臓がん対策費	601,000	0	0	601,000	559,288	41,712	
(1) 肝臓がん対策費	601,000	0	0	601,000	559,288	41,712	
8) がん検診精度 確保対策費	2,821,000	0	0	2,821,000	2,821,000	0	
(1) がん検診精度 確保対策費	2,821,000	0	0	2,821,000	2,821,000	0	

款 項 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	摘 要
	予算額	補正額	流用増減	計			
9) 若年者心臓検診費	8,856,000	△244,230	0	8,611,770	8,396,180	215,590	判読件数が予算件数を下回ったため補正
(1)心臓検診費	3,480,000	0	0	3,480,000	3,480,000	0	
(2)心電図判読料	5,376,000	△244,230	0	5,131,770	4,916,180	215,590	※公租公課費93,885円支出
10) 母子保健対策費	1,274,000	0	0	1,274,000	1,274,000	0	
(1)母子保健対策費	840,000	0	0	840,000	840,000	0	
(2)母子保健対策協議会対策費	434,000	0	0	434,000	434,000	0	
11) 県民健康対策費	2,050,000	0	0	2,050,000	2,050,000	0	
(1)疾病構造調査費	2,050,000	0	0	2,050,000	2,050,000	0	
12) 公衆衛生活動費	2,978,000	0	0	2,978,000	2,972,504	5,496	
(1)地域保健対策費	660,000	0	42,773	702,773	702,773	0	健康教育対策費より42,773円流用
(2)健康教育対策費	1,063,000	0	△46,863	1,016,137	1,010,641	5,496	地域保健対策費へ42,773円流用、公開健康講座対策費へ4,090円流用
(3)公開健康講座費	230,000	0	4,090	234,090	234,090	0	健康教育対策費より4,090円流用
(4)生活習慣病対策セミナー対策費	1,025,000	0	0	1,025,000	1,025,000	0	
13) 脳卒中登録対策費	890,000	150,000	0	1,040,000	1,024,479	15,521	
(1)脳卒中登録費	890,000	150,000	0	1,040,000	1,024,479	15,521	
14) 循環器疾患等費	376,000	0	0	376,000	343,973	32,027	
(1)循環器疾患等費	376,000	0	0	376,000	343,973	32,027	
15) 地域医療研修及び健康情報対策費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
(1)地域医療研修及び健康情報対策費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
16) アレルギー性疾患対策費	337,000	0	0	337,000	325,509	11,491	
(1)アレルギー性疾患対策費	337,000	0	0	337,000	325,509	11,491	
支 出 合 計	61,145,000	△4,145,013	0	56,999,987	55,068,452	1,931,535	

収支差引額 56,997,287円－55,068,452円＝1,928,835円（平成18年度へ繰越）

別 記 (3)

平成17年度鳥取県健康対策協議会予算決算対照表

(単位：円)

事業名	支出予算額 支出決算額	内 訳					
		県支出金	事業団支出金	市町村委託金	その他委託金	医師会補助金	利息その他
1. がん登録対策	1,702,000 1,693,689	1,675,000 1,675,000				27,000 18,689	
2. 胃がん対策	8,486,540 8,338,007	136,000 136,000	7,423,759 7,383,226		818,781 818,781	24,000 0	84,000 0
3. 子宮がん対策	548,455 517,877	346,000 346,000	112,455 112,455			20,000 20,000	70,000 39,422
4. 肺がん対策	12,347,222 12,170,065	731,000 731,000	5,181,738 5,004,581	6,330,660 6,330,660	103,824 103,824		
5. 乳がん対策	6,457,000 5,467,176	296,000 296,000	3,367,350 2,917,526	2,687,580 2,197,580	56,070 56,070	50,000 0	
6. 大腸がん対策	532,000 468,803	331,000 331,000				70,000 70,000	131,000 67,803
7. 肝臓がん対策	601,000 559,288	553,000 553,000				48,000 6,288	
8. がん検診精度確保 対策	2,821,000 2,821,000	2,771,000 2,771,000				50,000 50,000	
9. 若年者心臓検診対 策	8,611,770 8,396,180	3,480,000 3,480,000	4,752,510 4,636,920		379,260 279,260		
10. 母子保健対策	1,274,000 1,274,000	1,274,000 1,274,000					
11. 県民健康対策	2,050,000 2,050,000	2,050,000 2,050,000					
12. 公衆衛生活動対策	2,978,000 2,972,504	1,849,000 1,849,000	400,000 400,000			510,000 504,504	219,000 219,000
13. 脳卒中登録対策	1,040,000 1,024,479	840,000 840,000				50,000 34,479	150,000 150,000
14. 循環器疾患等対策	376,000 343,973	320,000 320,000				56,000 23,973	
15. 地域医療研修及び 健康情報対策	100,000 0					100,000 0	
16. アレルギー性疾患 対策	337,000 325,509	297,000 297,000				40,000 28,509	
17. 総 務 費	6,738,000 6,645,902	5,706,000 5,705,119				255,000 255,000	777,000 685,783
合 計	56,999,987 55,068,452	22,655,000 22,654,119	21,237,812 20,454,708	9,018,240 8,528,240	1,357,935 1,257,935	1,300,000 1,011,442	1,431,000 1,162,008

別 記（４）

表 彰 基 金

（平成17年 3 月31日現在）

1．基金運用収支

（単位：円）

科 目	年度初現在高	増	減	年度末現在高	摘 要
1. 収 入 前年度繰越金 雑 入	843,317	14		843,331	普通預金利息
2. 支 出 表彰関係諸費			39,425	△39,425	表彰状、記念品等（2名分）
計	843,317	14	39,425	803,906	

別 記（５）

鳥取県健康対策協議会特別事業・決算

1．定期預金

（単位：円）

科 目	年度初現在高	増	減	残 額	摘 要
1. 定期預金積立	4,003,853				鳥取銀行本店
2. 定期預金利息		1,282			
計	4,003,853	1,282	0	4,005,135	

2．普通預金収支

科 目	年度初現在高	増	減	残 額	摘 要
1. 収 入 前年度繰入金 雑 入	1,713,099	27		1,713,126	普通預金利息
2. 支 出 C型肝炎ウイルス 母子感染調査関係費			268,705		C型肝炎ウイルス検査検査料 236,985円 送料2,425円、振込手数料6,300円 関係用紙印刷代22,995円
計	1,713,099	27	268,705	1,444,421	

(写)

鳥取県健康対策協議会規約第6条8項の規程により、平成17年度鳥取県健康対策協議会事業報告・収入支出予算の執行について関係諸帳簿並びに証憑書類を監査した結果適正であることを認める。

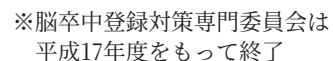
平成18年 5 月25日

監事 清水正人 印

会長 岡本公男 殿

鳥取県健康対策協議会と成人病検診精度管理組織図

(昭和46年 1 月26日発足)



平成18年度鳥取県健康対策協議会専門委員会委員名簿

1. がん登録対策専門委員会【委員長：岸本拓治（鳥大医学部社会医学講座環境予防医学教授）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	西山 秀雄（県福祉保健課長）	能勢 隆之（鳥取大学長）
吉中 正人（県医師会理事）	長井 大（県健康対策課長）	石部 裕一（附属病院長）
明穂 政裕（県医師会理事）	武田 倬（県立中央病院長）	村脇 義和（統合内科医学講座機能病態内科学教授）
岩垣 陽子（県医師会事務局）	藤井 昭（県立厚生病院長）	尾崎 米厚（社会医学講座環境予防医学助教授）
古城 治彦（山陰労災病院副院長）	国政 清子（鳥取県立中央病院医療情報管理室看護師）	岡本 幹三（社会医学講座環境予防医学講師）
山下 裕（鳥取市立病院副院長）	藤井 秀樹（米子保健所長）	
大津 千晴（石田医院）	添田 優子（倉吉市健康支援課保健師）	
福島 明（東部医師会）		
石飛 誠一（中部医師会）		
中曾 庸博（西部医師会）		

2. 胃がん対策専門委員会【委員長：池口正英（鳥大医学部器官制御外科学講座病態制御外科学教授）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	前田 迪郎（保健学科基礎看護学教授）
天野 道磨（県医師会常任理事）	藤井 昭（県立厚生病院長）	辻谷 俊一（器官制御外科学講座病態制御外科学助教授）
吉中 正人（県医師会理事）	佐藤 徹（県立厚生病院医長）	八島 一夫（附属病院第2内科講師）
謝花 典子（山陰労災病院部長）	岡田 克夫（県立中央病院医長）	
西土井英昭（鳥取赤十字病院副院長）	大城 陽子（日野保健所長）	
山口 由美（鳥取赤十字病院副部長）	河本千鶴栄（倉吉市健康支援課保健師）	
秋藤 洋一（東部医師会）		
大津 敬一（中部医師会）	三浦 邦彦（県保健事業団西部本部参与）	
伊藤 慎哉（西部医師会）	三宅 二郎（県保健事業団診療放射線技師）	

3. 子宮がん対策専門委員会【委員長：井庭信幸（県医師会監事）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	能勢 隆之（鳥取大学長）
伊藤 隆志（博愛病院副院長）	澤住 和秀（県立厚生病院部長）	寺川 直樹（器官制御外科学講座生殖機能医学教授）
清水 健治（鳥取市立病院副院長）	皆川 幸久（県立中央病院部長）	紀川 純三（器官制御外科学講座生殖機能医学助教授）
梅澤 潤一（東部医師会）	吉田 良平（鳥取保健所長）	分倉千鶴子（附属病院手術部看護師長）
井奥 郁雄（中部医師会）	生田 季香（日野町健康福祉課健康づくり係長）	
作野 嘉信（西部医師会）	富山 真弓（県保健事業団中部支部健診課係長）	

4. 肺がん対策専門委員会【委員長：中村廣繁（鳥取大学医学部附属病院胸部外科助教授）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	清水 英治（統合内科医学講座分子制御内科学教授）
天野 道磨（県医師会常任理事）	深田 民人（県立厚生病院副院長）	陶山 久司（附属病院第3内科講師）
吉田 真人（県医師会理事）	吹野 俊介（県立厚生病院部長）	谷口 雄司（附属病院手術部講師）
山家 武（鳥取県社会保険診療報酬支払基金常務審査委員）	杉本 勇二（県立中央病院部長）	
谷口 玲子（ひまわり内科クリニック院長）	藤井 秀樹（米子保健所長）	
工藤 浩史（鳥取赤十字病院部長）	北窓 妙子（中部総合事務所福祉保健局健康支援課長）	
小濱 美昭（東部医師会）	西尾 憲子（鳥取市中央保健センター主幹）	
引田 亨（中部医師会）		
石井 敏雄（西部医師会）	大久保 誠（県保健事業団西部本部健診課課長補佐）	

5. 乳がん対策専門委員会【委員長：工藤浩史（鳥取赤十字病院第1外科部長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	石黒 清介（附属病院第2外科講師）
米川 正夫（県医師会理事）	深田 民人（県立厚生病院副院長）	廣岡 保明（附属病院第1外科講師）
杉山 長毅（智頭病院院長）	平賀 瑞雄（倉吉保健所長）	
山口 由美（鳥取赤十字病院副部長）	石田 千晶（東部総合事務所福祉保健局健康支援課長）	
山下 裕（東部医師会）	北垣栄美子（伯耆町総合福祉課健康増進室主任保健師）	
野田 博司（中部医師会）		
小林 哲（西部医師会）	原 宏（県保健事業団西部本部医務局長）	
	大久保ひとみ（県保健事業団健診課課長補佐）	

6. 大腸がん対策専門委員会【委員長：宮崎博実（県医師会常任理事）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
吉中 正人（県医師会理事）	長井 大（県健康対策課長）	牧野 正人（附属病院第1外科講師）
米川 正夫（県医師会理事）	岸 清志（県立中央病院医療局長）	八島 一夫（附属病院第2内科講師）
石飛 誠一（中部医師会立三朝温泉病院部長）	岡田 克夫（県立中央病院医長）	
古城 治彦（山陰労災病院副院長）	金藤 英二（県立厚生病院部長）	
田村 矩章（西伯病院院長）	山本 寛子（県立中央病院）	
木村 修（米子医療センター部長）	吉田 良平（鳥取保健所長）	
田中 久雄（鳥取赤十字病院部長）	山口 和子（北栄町健康福祉課主任保健師）	
秋藤 洋一（東部医師会）		
音田 正樹（中部医師会）	丸山みゑ子（県保健事業団中部支部支部長）	
吹野 陽一（西部医師会）		

7. 肝臓がん対策専門委員会【委員長：川崎寛中（山陰労災病院院長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
富長 将人（県医師会副会長）	長井 大（県健康対策課長）	村脇 義和（統合内科医学講座機能病態内科学教授）
宮崎 博実（県医師会常任理事）	岸 清志（県立中央病院医療局長）	孝田 雅彦（統合内科医学講座機能病態内科学助教授）
石飛 誠一（中部医師会立三朝温泉病院部長）	藤井 秀樹（米子保健所長）	前田 直人（統合内科医学講座機能病態内科学講師）
岸本 幸廣（山陰労災病院部長）	山崎 千恵（岩美町福祉保健課保健師）	廣岡 保明（附属病院第1外科講師）
松木 勉（鳥取市立病院部長）		
松田 裕之（まつだ内科医院院長）		
満田 朱理（野島病院部長）		
秋藤 洋一（東部医師会）		
松田 哲郎（中部医師会）		
野坂 康雄（西部医師会）	安藤 敦子（県保健事業団健診課臨床検査技師）	

8. 若年者心臓検診対策専門委員会【委員長：坂本雅彦（垣田病院院長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	石黒 眞吾（器官制御外科学講座器官再生外科学助教授）
吉田 真人（県医師会理事）	山崎 嘉彦（県体育保健課長）	辻 靖博（附属病院小児科講師）
笠木 正明（県医師会理事）	吉田 泰之（県立中央病院部長）	
西尾 昌憲（東部医師会）	星加 忠孝（県立中央病院部長）	
松田 隆（中部医師会）	奈良井 栄（県立厚生病院部長）	
瀬口 正史（西部医師会）	片山 章（県立厚生病院医長）	
奥田 浩史（おくだこどもクリニック院長）	平賀 瑞雄（倉吉保健所長）	
北村 郁代（博愛病院医員）	鍋浜 成泰（県保健事業団臨床検査課課長）	

9. 母子保健対策専門委員会【委員長：神崎 晋（鳥大医学部統合内科医学講座周産期小児医学教授）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	大野 耕策（附属脳幹性疾患研究施設脳神経小児科教授）
神鳥 高世（県医師会常任理事）	澤住 和秀（県立厚生病院部長）	前田 隆子（保健学科母性・小児家族看護学講座教授）
笠木 正明（県医師会理事）	大城 陽子（日野保健所長）	小枝 達也（鳥大地域学部教授）
井庭 信幸（県医師会監事）	植木 芳美（中部総合事務所福祉保健局健康支援課健康増進係長）	
大谷 恭一（智頭病院小児科科長）	稲田 千明（三朝町町民課保健環境室主幹）	
田中 清（たなか小児科医院院長）	廣田 智子（米子市淀江支所福祉保健課主任）	
深澤 哲（東部医師会）		
妹尾 磯範（中部医師会）		
伊藤 隆志（西部医師会）	長谷川利恵（県保健事業団中部支部健診課臨床検査技師）	

10. 疾病構造の地域特性対策専門委員会【委員長：宮崎博実（県医師会常任理事）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
岡本 公男（県医師会会長）	石田耕太郎（県生活環境部長）	能勢 隆之（鳥取大学長）
	西田 道弘（県福祉保健部次長）	石部 裕一（附属病院院長）
	新 貞二（県医務薬事課長）	

11. 公衆衛生活動対策専門委員会【委員長：武田 倬（鳥取県立中央病院院長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
野島 丈夫（県医師会副会長）	川口 正男（県福祉保健部次長）	能勢 隆之（鳥取大学長）
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	清水 英治（統合内科医学講座分子制御内科学教授）
渡辺 憲（県医師会常任理事）	新 貞二（県医務薬事課長）	黒沢 洋一（社会医学講座健康政策医学助教授）
清水 正人（県医師会監事）	山崎 嘉彦（県体育保健課長）	尾崎 米厚（社会医学講座環境予防医学助教授）
金澤 泰久（鳥取赤十字病院部長）	中安 弘幸（県立中央病院部長）	
大津 千晴（東部医師会）	吉田 良平（鳥取保健所長）	
深田 民人（中部医師会）	杉本 雅美（県衛生環境研究所長）	
安達 敏明（西部医師会）	丸瀬 和美（県保健事業団事務局長）	

12. 循環器疾患等対策専門委員会【委員長：富長将人（県医師会副会長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	重政 千秋（統合内科医学講座病態情報内科学教授）
天野 道麿（県医師会常任理事）	中安 弘幸（県立中央病院部長）	岸本 拓治（社会医学講座環境予防医学教授）
吉田 真人（県医師会理事）	大城 陽子（日野保健所長）	浦上 克哉（保健学科生体制御学講座教授）
谷口 玲子（ひまわり内科クリニック院長）	山根 信子（鳥取市青谷町総合支所福祉保健課スタッフ）	久留 一郎（大学院・遺伝子再生医療学講座再生医学学部門教授）
松浦 喜房（東部医師会）		
竹田 晴彦（中部医師会）		
山崎 純一（西部医師会）	米谷 典恵（県保健事業団業務推進課係長）	

13. 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会【委員長：西田道弘（県福祉保健部次長）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
野島 丈夫（県医師会副会長）	三好 圭（県長寿社会課長）	井藤 久雄（医学部長）
宮崎 博実（県医師会常任理事）	新 貞二（県医務薬事課長）	石部 裕一（附属病院長）
渡辺 憲（県医師会常任理事）		
板倉 和資（東部医師会長）		
池田 宣之（中部医師会長）		
魚谷 純（西部医師会長）		

14. アレルギー性疾患対策専門委員会【委員長：神鳥高世（県医師会常任理事）】

医 師 会	県	鳥取大学医学部・附属病院
宮崎 博実（県医師会常任理事）	長井 大（県健康対策課長）	花木 啓一（保健学科母性・小児家族看護学講座教授）
阿部 博章（県医師会理事）	常井 幹生（鳥取県立中央病院室長）	鯉岡 直人（統合内科医学講座分子制御内科学助教授）
平尾 正人（鳥取赤十字病院部長）	平賀 瑞雄（倉吉保健所長）	竹内 裕美（感覚運動医学講座耳鼻咽喉・頭頸部外科学助教授）
藤田 和寿（鳥取赤十字病院部長）	西尾美由紀（県体育保健課指導主事）	山田 七子（感覚運動医学講座皮膚病態学講師）
深澤 哲（東部医師会）	中村智恵子（八頭町郡家保健センター保健師）	
松田 隆（中部医師会）		
木村秀一朗（西部医師会）		

別 記（9）（参 考）

鳥取県成人病検診管理指導協議会総合部会委員名簿

部 会 名	氏 名	勤 務 先	職 名
健 対 協 会 長	岡本 公男	岡本医院	院 長
循 環 器 疾 患 等	○ 重政 千秋 富長 将人	鳥取大学医学部統合内科医学講座病態情報内科学 富長内科眼科クリニック	教 授 院 長
胃 が ん	○ 三浦 邦彦 池口 正英	鳥取県保健事業団西部本部 鳥取大学医学部器官制御外科学講座病態制御外科学	参 与 教 授
子 宮 が ん	○ 寺川 直樹 井庭 信幸	鳥取大学医学部器官制御外科学講座生殖機能医学 彦名クリニック	教 授 院 長
肺 が ん	○ 清水 英治 中村 廣繁	鳥取大学医学部統合内科医学講座分子制御内科学 鳥取大学医学部附属病院胸部外科	教 授 助 教 授
乳 が ん	○ 石黒 清介 工藤 浩史	鳥取大学医学部附属病院第二外科 鳥取赤十字病院第一外科	講 師 部 長
大 腸 が ん	○ 古城 治彦 宮崎 博実	山陰労災病院 宮崎内科医院	副 院 長 院 長
がん登録対策専門委員会	岸本 拓治	鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学	教 授

○印は各部会の部会長

別 記（10）（参 考）

肝臓がん抑制対策評価委員会・肝臓がん対策専門委員会

委 員 会 名	氏 名	勤 務 先	職 名
肝臓がん抑制対策評価委員会	村脇 義和	鳥取大学医学部統合内科医学講座機能病態内科学	教 授
肝臓がん対策専門委員会	川崎 寛中	山陰労災病院	院 長

成人病検診管理指導協議会部会委員

(順不同・アンダーラインは部会長) 平成18年4月1日現在

部 会 名	氏 名	職 名
循環器疾患等 計7名	<u>重 政 千 秋</u>	鳥取大学医学部統合内科医学講座病態情報内科学教授
	富 長 将 人	富長内科眼科クリニック院長
	浦 上 克 哉	鳥取大学医学部保健学科生体制御学講座教授
	大 城 陽 子	日野保健所長
	中 安 弘 幸	鳥取県立中央病院神経内科部長
	山 根 信 子	鳥取市青谷町総合支所福祉保健課スタッフ
	米 谷 典 恵	鳥取県保健事業団業務推進課係長
胃 が ん 計7名	<u>三 浦 邦 彦</u>	鳥取県保健事業団西部本部参与
	池 口 正 英	鳥取大学医学部器官制御外科学講座病態制御外科学教授
	秋 藤 洋 一	岩美病院副院長
	河 本 千鶴栄	倉吉市健康支援課保健師
	謝 花 典 子	山陰労災病院第二消化器内科部長
	西土井 英 昭	鳥取赤十字病院副院長
	山 口 由 美	鳥取赤十字病院外科副部長
子 宮 が ん 計7名	<u>寺 川 直 樹</u>	鳥取大学医学部器官制御外科学講座生殖機能医学教授
	井 庭 信 幸	彦名クリニック院長
	生 田 季 香	日野町健康福祉課健康づくり係長
	紀 川 純 三	鳥取大学医学部器官制御外科学講座生殖機能医学助教授
	分 倉 千鶴子	鳥取大学医学部附属病院手術部看護師長
	富 山 真 弓	鳥取県保健事業団中部支部健診課係長
	皆 川 幸 久	鳥取県立中央病院産婦人科部長
肺 が ん 計7名	<u>清 水 英 治</u>	鳥取大学医学部統合内科医学講座分子制御内科学教授
	中 村 廣 繁	鳥取大学医学部附属病院胸部外科助教授
	北 窓 妙 子	中部総合事務所福祉保健局健康支援課長
	杉 本 勇 二	鳥取県立中央病院内科部長
	谷 口 玲 子	ひまわり内科クリニック院長
	西 尾 憲 子	鳥取市中央保健センター主幹
	山 家 武	鳥取県社会保険診療報酬支払基金常勤審査委員
乳 が ん 計7名	<u>石 黒 清 介</u>	鳥取大学医学部附属病院第二外科講師
	工 藤 浩 史	鳥取赤十字病院第一外科部長
	石 田 千 晶	東部総合事務所福祉保健局健康支援課長
	大久保 ひとみ	鳥取県保健事業団健診課課長補佐
	北 垣 栄美子	伯耆町総合福祉課健康増進室主任保健師
	廣 岡 保 明	鳥取大学医学部附属病院第一外科講師
	深 田 民 人	鳥取県立厚生病院副院長

部 会 名		氏 名	職 名
大 腸 が ん 計 7 名		古 城 治 彦	山陰労災病院副院長
		宮 崎 博 実	宮崎内科医院院長
		岸 清 志	鳥取県立中央病院医療局長兼外科部長
		木 村 修	米子医療センター研究検査部長
		丸 山 みゑ子	鳥取県保健事業団中部支部支部長
		山 口 和 子	北栄町健康福祉課主任保健師
		山 本 寛 子	鳥取県立中央病院
成人病登録評価部会	がん登録委員会 計 7 名	岸 本 拓 治	鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学教授
		岩 垣 陽 子	鳥取県医師会主任
		岡 本 幹 三	鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学講師
		大 津 千 晴	石田医院
		国 政 清 子	鳥取県立中央病院医療情報管理室看護師
		吉 中 正 人	吉中胃腸科医院長
		能 勢 隆 之	鳥取大学学長
肝臓がん抑制対策評価委員会 計 7 名	村 脇 義 和	鳥取大学医学部統合内科医学講座機能病態内科学教授	
	川 崎 寛 中	山陰労災病院長	
	安 藤 敦 子	鳥取県保健事業団健診課臨床検査技師	
	岸 本 幸 廣	山陰労災病院消化器内科部長	
	松 田 裕 之	まつだ内科医院長	
	満 田 朱 理	野島病院内科部長	
	山 崎 千 恵	岩美町福祉保健課保健師	
母子保健対策協議会 計 7 名	井 庭 信 幸	彦名クリニック院長	
	神 崎 晋	鳥取大学医学部統合内科医学講座周産期小児医学教授	
	植 木 芳 美	中部総合事務所福祉保健局健康支援課健康増進係長	
	大 野 耕 策	鳥取大学医学部附属脳幹性疾患研究施設脳神経小児科教授	
	笠 木 正 明	こどもクリニックかさぎ院長	
	廣 田 智 子	米子市淀江支所福祉保健課主任	
	前 田 隆 子	鳥取大学医学部保健学科母性・小児家族看護学講座教授	

平成18年度鳥取県健康対策協議会事業計画

() の数字は平成18年度予算額

(単位：千円)

1. がん登録対策専門委員会【委員長：岸本拓治（鳥大医社会医学講座環境予防医学教授）】

事業内容	摘要
1. がん登録及び集団検診の効果分析 2. 出張採録と患者照合処理の効率化 3. 「鳥取県がん登録事業実施要綱」の制定 (1,702)	1. 厚生労働省がん研究班参加 2. 地域がん登録全国協議会総会研究会参加 3. 第3次対がん総合戦略事業への参画

2. 胃がん対策専門委員会【委員長：池口正英（鳥大医器官制御外科学講座病態制御外科学教授）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 胃がん検診フィルムの読影と胃がん検診発見胃がん患者の確定調査 3. 胃がん検診精密検査医療機関登録 4. 胃がん一次検診における内視鏡検査の導入 (8,021)	1. 各地区読影委員会設置 2. 従事者講習会及び症例研究会（東部）

3. 子宮がん対策専門委員会【委員長：井庭信幸（県医師会監事）】

事業内容	摘要
1. 集団（車検診）検診実施状況の評価、検討、並びに円滑な運営。子宮体がん検診の対象者の見直しについての検討 2. 「鳥取県子宮がん検診実施指針」一部改正に伴う若年者の受診勧奨のあり方について検討 3. 検診における精度管理の向上と要精検者の綿密なフォロー 4. 精密検査登録医の研修会出席及び検診事業に対する協力の推奨 5. 精検結果の分析と確定調査 (662)	1. 従事者講習会及び症例検討会（東部） 2. 子宮がん検診細胞診委員会設置

4. 肺がん対策専門委員会【委員長：中村廣繁（鳥大医附属病院胸部外科助教授）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 精密検査による肺がん確定診断の調査 3. 肺がん検診精密検査医療機関登録 4. 肺がん医療機関検診実施 (12,074)	1. 従事者講習会及び症例研究会（東部） 2. 肺がん検診読影委員会及び細胞診委員会設置 3. 肺がん個別検診読影委員会設置

5. 乳がん対策専門委員会【委員長：工藤浩史（鳥取赤十字病院第一外科部長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 乳がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見乳がん患者の確定調査 4. 乳がん医療機関検診一次検診医登録 5. 「鳥取県乳がん検診実施指針」一部改正 6. マンモグラフィ併用検診体制整備 7. 乳がん検診一次検査（乳房エックス線撮影）医療機関登録 (8,367)	1. 従事者講習会及び症例検討会（西部） 2. 各地区症例検討会 3. 鳥取県乳がんマンモグラフィ読影委員会設置

6. 大腸がん対策専門委員会【委員長：宮崎博実（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 検診発見大腸がん患者の確定調査 3. 大腸がん検診精密検査医療機関登録 4. 大腸がん検診注腸X線検査医療機関登録 (532)	1. 従事者講習会及び症例研究会（中部） 2. 大腸がん注腸読影委員会設置 3. 大腸がん検診読影講習会 4. 大腸がん注腸読影指導会

7. 肝臓がん対策専門委員会【委員長：川崎寛中（山陰労災病院院長）】

事業内容	摘要
1. 集団検診実施状況の評価、検討 2. 肝臓がん検診精密検査医療機関登録 3. 検診発見肝臓がん患者の確定調査 (601)	1. 従事者講習会及び症例研究会（西部）

8. 若年者心臓検診対策専門委員会【委員長：坂本雅彦（垣田病院長）】

事業内容	摘要
1. 乳幼児・児童生徒の心臓疾患対策 2. 心電図判読 (8,075)	1. 一次精密検診公費負担 2. 各地区判読委員会設置

9. 母子保健対策専門委員会【委員長：神崎 晋（鳥大医統合内科医学講座周産期小児医学教授）】

事業内容	摘要
1. 児童虐待防止についての母子保健面からの対応 2. 妊産婦健診におけるプレネイタル事業、産後訪問看護事業についての検討 3. 母子保健に関する健診システムの検討（乳幼児健診票の見直しを含む）、評価方法の検討及び肥満児対策の取り組み 4. ハイリスク出生児に対応したシステムの構築及びハイリスク出生児の追跡調査 5. 先天異常モニタリングの精度管理と事業の継続 (81,836)	1. 鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター設置支援 2. 鳥取県乳幼児健康診査票等の検討

10. 疾病構造の地域特性対策専門委員会【委員長：宮崎博実（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 鳥取県における透析患者の実態と治療に関する疫学調査研究等（5項目） (2,050)	1. 鳥取県における大動脈瘤患者の発生頻度と治療の調査終了（平成17年度で終了） 2. 鳥取県における手掌多汗症の疫学と治療効果の調査を開始

11. 公衆衛生活動対策専門委員会【委員長：武田 倬（鳥取県立中央病院院長）】

事業内容	摘要
1. 地域保健対策 2. 健康教育対策 3. 生活習慣病対策 (2,603)	1. 健康フォーラム 2. 公開健康講座、生活習慣病対策セミナー（とっとり県民カレッジ連携講座） 3. 呼吸器ウイルス感染予防調査

12. 循環器疾患等対策専門委員会【委員長：富長将人（県医師会副会長）】

事業内容	摘要
1. 基本健康診査実施状況の評価、検討 2. 個別健康教育実施状況の評価、検討 (413)	1. 従事者講習会（西部）

13. 地域医療研修及び健康情報対策専門委員会【委員長：西田道弘（鳥取県福祉保健部次長）】

事業内容	摘要
1. 医療制度改革を契機としてとらえ、生活習慣病対策、医療計画改訂等に関する事項で、鳥取県健康対策協議会として取り組むべき事業を検討し実施予定 (100)	1. 医療制度改革の内容が明確になり次第検討の方針

14. アレルギー性疾患対策専門委員会【委員長：神鳥高世（県医師会常任理事）】

事業内容	摘要
1. 「小児アレルギーの特殊性～アレルギーマーチを中心に～」のパンフレット作成に向けての意見交換 2. 関係者研修会（アレルギー性疾患）の開催 (372)	1. 「小児アレルギーの特殊性～アレルギーマーチを中心に～」のパンフレット作成 2. 研修会（西部）

別 記 (13)

平成18年度鳥取県健康対策協議会予算書

〈収入の部〉

(単位：千円)

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
1. 県 支 出 金		61,404	22,655	38,749	
1) 委 託 金		15,640	17,225	△1,585	
(1) がん登録及び解析 事業費委託金	1. がん登録及び解析 事業費委託金	1,675	1,675	0	委託金1,595千円 +消費税80千円
(2) 若年者心臓検診 事業費委託金	1. 乳幼児・児童生徒 心臓疾患検査事業費	3,077	3,480	△403	委託金2,930千円 +消費税147千円
(3) 疾病構造対策 事業費委託金	1. 疾病構造対策 事業費委託金	2,890	2,890	0	委託金2,752千円 +消費税138千円
(4) 公衆衛生活動 事業費委託金	1. 公衆衛生活動 事業費委託金	824	824	0	委託金785千円 +消費税39千円
(5) 脳卒中登録評価分析 事業費委託金	1. 脳卒中登録評価分析 事業費委託金	0	840	△840	平成17年度をもって委員会は 廃止
(6) 健康診査管理支援 事業費委託金	1. 健康診査管理支援 事業費委託金	1,914	1,841	73	委託金1,823千円 +消費税91千円
(7) 生活習慣病対策セミ ナー事業費委託金	1. 生活習慣病対策セミ ナー事業費委託金	585	1,025	△440	委託金557千円 +消費税28千円
(8) がん検診精度確保 事業費委託金	1. がん検診精度確保 事業費委託金	2,771	2,771	0	委託金2,639千円 +消費税132千円
(9) 肝臓がん征圧特別 対策事業費委託金	1. 肝臓がん征圧特別 対策事業費委託金	553	553	0	委託金527千円 +消費税26千円
(10) 肺がん医療機関検診 読影委員会開催 事業費委託金	1. 肺がん医療機関検診 読影委員会開催 事業費委託金	595	595	0	委託金567千円 +消費税28千円
(11) 母子保健推進体制 整備事業費委託金	1. 母子保健推進体制 整備事業費委託金	434	434	0	委託金413千円 +消費税21千円
(12) アレルギー性疾患 対策事業費委託金	1. アレルギー性疾患 対策事業費委託金	322	297	25	委託金307千円 +消費税15千円

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
2) 県 負 担 金		45,764	5,430	40,334	
(1) 事務局強化対策 負 担 金		5,483	5,430	53	
	1. 事 務 局 強 化 対 策 負 担 金	5,483	5,430	53	
(2) 総合周産期母子医療 センター支援負担金		40,281	0	40,281	
	1. 総合周産期母子医療 センター支援負担金	40,281	0	40,281	
2. 保健事業団支出金		20,898	23,916	△3,018	
1) 委 託 金		20,498	23,516	△3,018	
(1) 胃 集 検 読 影 事業費委託金		6,930	8,490	△1,560	@330×20,000件 +消費税330千円
	1. 胃 集 検 読 影 事業費委託金	6,930	8,490	△1,560	
(2) 子宮がん検診 事業費委託金		226	226	0	{ 細胞診1次@400×200件 最終判定@900×150件 消費税11千円
	1. 子 宮 が ん 検 診 事業費委託金	226	226	0	
(3) 肺 が ん 検 診 事業費委託金		4,942	4,552	390	{ 間接フィルム読影料 @70×66,300件 細胞診1次@400×50件 最終判定@900×50件 消費税236千円
	1. 肺 が ん 検 診 事業費委託金	4,942	4,552	390	
(4) 乳 が ん 検 診 事業費委託金		3,780	5,292	△1,512	マンモグラフィ読影料 @600×6,000件 消費税180千円
	1. 乳 が ん 検 診 事業費委託金	3,780	5,292	△1,512	
(5) 若年者心臓検診 事業費委託金		4,620	4,956	△336	@200×22,000件 +消費税220千円
	1. 心 電 図 判 読 検 査 事業費委託金	4,620	4,956	△336	
2) 補 助 金		400	400	0	
(1) 各専門委員会連絡 調整補助金		400	400	0	
	1. 各専門委員会連絡 調整補助金	400	400	0	
3. 市町村等支出金		50,046	10,455	39,591	
1) 市町村委託金		9,765	10,455	△690	
(1) 肺がん医療機関検診 事業費委託金		6,300	6,300	0	@420×15,000件 (内税300,000円)
	1. 肺 が ん 医 療 機 関 検診事業費委託金	6,300	6,300	0	
(2) 乳 が ん 検 診 事業費委託金		3,465	4,155	△690	@630×5,500件 (内税165,000円)
	1. 乳 が ん 検 診 事業費委託金	3,465	4,155	△690	
2) 市長会補助金及び 町 村 会 補 助 金		40,281	0	40,281	
	1. 総合周産期母子医療 センター支援補助金	40,281	0	40,281	
4. その他委託金		1,402	1,538	△136	
1) 委 託 金		1,402	1,538	△136	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
(1)若年者心臓検診 事業費委託金		378	420	△42	山陰予防医学研究所 @210×1,800件 (内税18,000円)
	1. 心電図判読検査 事業費委託金	378	420	△42	
(2)胃集検読影 事業費委託金		797	842	△45	中国労働衛生協会 @330×2,300件 +消費税38千円
	1. 胃集検読影 事業費委託金	797	842	△45	
(3)肺がん検診 事業費委託金		101	118	△17	中国労働衛生協会 @120×800件+消費税5千円
	1. 肺がん検診 事業費委託金	101	118	△17	
(4)乳がん検診 事業費委託金		126	158	△32	中国労働衛生協会 @630×200件(内税6,000円)
	1. 乳がん検診 事業費委託金	126	158	△32	
5. 県医師会補助金		1,300	1,300	0	
1) 県医師会補助金		1,300	1,300	0	
(1)運営費補助金		1,300	1,300	0	
	1. 運営費補助金	1,300	1,300	0	
6. 寄 付 金		1	1	0	
1) 寄 付 金		1	1	0	
(1)寄 付 金		1	1	0	
	1. 寄 付 金	1	1	0	
7. 諸 収 入		1	1	0	
1) 預 金 利 子		1	1	0	
(1)預 金 利 子		1	1	0	
	1. 預 金 利 子	1	1	0	
8. 繰 越 金		1,928	1,279	649	
1) 前年度繰越金		1,928	1,279	649	
(1)前年度繰越金		1,928	1,279	649	
	1. 前 年 度 繰 越 金	1,928	1,279	649	
収 入 合 計		136,980	61,145	75,835	

〈支出の部〉

(単位：千円)

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
1. 総 務 費		6,801	6,738	63	
1) 会 議 費		809	830	△21	
(1) 理 事 会 費		809	830	△21	
	9. 旅 費	297	320	△23	理事会（1回）280,220円、車代16,780円
	11. 需 用 費	492	490	2	理事会会議諸費200,000円 新聞購読料36,084円 印刷代200,000円 消耗品費55,916円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
2) 各専門委員会 連絡調整費		1,117	1,086	31	
(1) 各専門委員会 連絡調整費		1,117	1,086	31	
	9. 旅 費	800	800	0	総合部会350,000円 一般旅費242,760円 調査研究旅費198,300円 車代8,940円
	11. 需 用 費	189	165	24	コピー代50,000円 食糧費40,000円 印刷代55,000円 消耗品費44,000円
	12. 役 務 費	128	121	7	電話代48,000円、郵便料80,000円
3) 給 料		4,183	4,130	53	専従職員1名分
(1) 給 料		4,183	4,130	53	
	2. 給 料	4,183	4,130	53	
4) 公 租 公 課 費		692	692	0	
(1) 公 租 公 課 費		692	692	0	
	27. 公租公課費	692	692	0	47,305千円（委託金合計）に係る公租公課費 公租公課費692,000円 健康対策費のうち以下の項目で公租公課費を支出 ※ 胃がん対策費 154,000円 子宮がん対策費 4,000円 肺がん対策費 226,000円 乳がん対策費 147,000円 心電図判読料 99,000円 小 計 630,000円 合 計 1,322,000円
2. 健 康 対 策 費		130,179	54,407	75,772	
1) がん登録対策費		1,702	1,702	0	
(1) が ん 登 録 費		1,702	1,702	0	
	7. 賃 金	528	504	24	登録事務補助員賃金@800×660時間
	9. 旅 費	290	335	△45	専門委員会（1回）130,000円 地域がん登録全国協議会差額支給（山形）48,160円 診断票検査旅費108,000円、車代3,840円
	11. 需 用 費	275	230	45	印刷代（診断票、封筒等）110,000円 食糧費10,000円 消耗品費105,000円 コピー代50,000円

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
2) 胃がん対策費 (1) 胃がん対策費	12. 役 務 費	80	120	△40	通信運搬費
	13. 委 託 料	480	450	30	コンピュータシステム変更料
	14. 賃 借 料	49	63	△14	コンピュータリース料
		8,021	9,576	△1,555	
		8,021	9,576	△1,555	
	4. 共 済 費	416	478	△62	臨時的任用職員（3人） 社会保険料231,427円 読影委員傷害保険料184,000円
	7. 賃 金	2,731	3,511	△780	臨時的任用職員 3人分賃金
	8. 報 償 費	3,600	4,121	△521	講習会講師謝金88,888円 読影謝金@10,638×330人=3,510,540円
	9. 旅 費	560	500	60	専門委員会（2回）280,000円、車代等10,980円 中国四国胃集検の会（広島）192,720円 がん征圧大会26,300円 講習会旅費（1回）20,000円 胃がん検診発見患者確定調査30,000円
	11. 需 用 費	510	690	△180	コピー代38,000円、消耗品費50,650円 宿泊代12,000円、食糧費22,000円 会報印刷代50,000円、各地区読影会事務費330,000円、看板作成代7,350円
	12. 役 務 費	50	90	△40	通信運搬費15,000円、送金手数料35,000円
	27. 公租公課費	154	186	△32	委託金7,727千円×2.0%=154,540円
		662	662	0	
		662	662	0	
3) 子宮がん対策費 (1) 子宮がん対策費	8. 報 償 費	287	287	0	講習会講師謝金88,888円 細胞診一次謝金@350×200件 最終判定謝金@850×150件
	9. 旅 費	300	300	0	専門委員会（2回）250,000円、車代 講習会旅費（1回）10,000円 子宮がん検診発見患者確定調査30,000円
	11. 需 用 費	42	42	0	コピー代11,000円、食糧費12,650円 会報印刷代11,000円、看板作成代7,350円
	12. 役 務 費	29	29	0	通信運搬費
	27. 公租公課費	4	4	0	委託金226千円×2.0%=4,520円
		12,074	11,701	373	
		11,479	11,106	373	
	4. 共 済 費	175	107	68	臨時的任用職員（3人）社会保険料
	7. 賃 金	2,070	1,291	779	臨時的任用職員 3人分賃金
	8. 報 償 費	7,535	7,454	81	講習会講師謝金88,888円 フィルム読影料（間接）@35×67,100件 読影謝金（間接単独）@8,521×160人 "（直接単独）@8,521×350人 "（間接+直接）@10,638×65人 細胞診一次謝金@350×50件 最終判定謝金@850×50件
		12,074	11,701	373	
		11,479	11,106	373	
	4. 共 済 費	175	107	68	臨時的任用職員（3人）社会保険料
	7. 賃 金	2,070	1,291	779	臨時的任用職員 3人分賃金
	8. 報 償 費	7,535	7,454	81	講習会講師謝金88,888円 フィルム読影料（間接）@35×67,100件 読影謝金（間接単独）@8,521×160人 "（直接単独）@8,521×350人 "（間接+直接）@10,638×65人 細胞診一次謝金@350×50件 最終判定謝金@850×50件
4) 肺がん対策費 (1) 肺がん対策費	4. 共 済 費	175	107	68	臨時的任用職員（3人）社会保険料
	7. 賃 金	2,070	1,291	779	臨時的任用職員 3人分賃金
	8. 報 償 費	7,535	7,454	81	講習会講師謝金88,888円 フィルム読影料（間接）@35×67,100件 読影謝金（間接単独）@8,521×160人 "（直接単独）@8,521×350人 "（間接+直接）@10,638×65人 細胞診一次謝金@350×50件 最終判定謝金@850×50件
		12,074	11,701	373	
		11,479	11,106	373	
	4. 共 済 費	175	107	68	臨時的任用職員（3人）社会保険料
	7. 賃 金	2,070	1,291	779	臨時的任用職員 3人分賃金
	8. 報 償 費	7,535	7,454	81	講習会講師謝金88,888円 フィルム読影料（間接）@35×67,100件 読影謝金（間接単独）@8,521×160人 "（直接単独）@8,521×350人 "（間接+直接）@10,638×65人 細胞診一次謝金@350×50件 最終判定謝金@850×50件
		12,074	11,701	373	
		11,479	11,106	373	
	4. 共 済 費	175	107	68	臨時的任用職員（3人）社会保険料
	7. 賃 金	2,070	1,291	779	臨時的任用職員 3人分賃金
	8. 報 償 費	7,535	7,454	81	講習会講師謝金88,888円 フィルム読影料（間接）@35×67,100件 読影謝金（間接単独）@8,521×160人 "（直接単独）@8,521×350人 "（間接+直接）@10,638×65人 細胞診一次謝金@350×50件 最終判定謝金@850×50件
		12,074	11,701	373	
		11,479	11,106	373	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
(2) 肺がん医療機関検診読影委員会対策費	9. 旅 費	510	560	△50	専門委員会（2回）270,000円 車代10,000円 講習会講師旅費30,000円 肺癌集検セミナー160,000円 講習会旅費（1回）10,000円 肺がん検診発見患者確定調査30,000円
	11. 需 用 費	843	1,355	△512	コピー代33,000円、食糧費20,650円 宿泊代12,000円、印刷代50,000円 消耗品費20,000円 看板作成代7,350円 各地区読影会会場費@3,000×170回 地区医師会事務費190,000円
	12. 役 務 費	120	120	0	通信運搬費
	27. 公租公課費	226	219	7	委託金11,343千円×2.0%=226,860円
		595	595	0	
	9. 旅 費	265	265	0	肺がん医療機関検診読影委員会（3回） 265,000円
	11. 需 用 費	239	239	0	コピー代100,000円、会議費59,000円 消耗品費70,000円、印刷代10,000円
	12. 役 務 費	91	91	0	通信運搬費
	5) 乳がん対策費	8,367	9,951	△1,584	
	(1) 乳がん対策費	8,367	9,951	△1,584	
	8. 報 償 費	5,939	7,712	△1,773	講習会講師謝金88,888円 マンモグラフィ読影料 @250×2人×11,700件
	9. 旅 費	500	515	△15	専門委員会（2回）274,740円 車代15,260円 講習会講師旅費15,000円 講習会旅費15,000円 乳がん検診発見患者確定調査30,000円 マンモグラフィ検診打合せ150,000円
	11. 需 用 費	1,641	1,412	229	食糧費50,000円、会報印刷代50,000円 消耗品費150,000円、宿泊代12,000円 コピー代100,000円 読影に係る事務費379,000円 シャーカステン購入代金900,000円（3台）
	12. 役 務 費	120	120	0	通信運搬費
6) 大腸がん対策費	14. 使 用 料	20	0	20	会場借上料
	27. 公租公課費	147	192	△45	委託金7,371千円×2.0%=147,420円
		532	532	0	
	(1) 大腸がん対策費	532	532	0	
	8. 報 償 費	89	89	0	講習会講師謝金88,888円
	9. 旅 費	357	380	△23	専門委員会（2回）307,000円 車代10,000円 講習会及び症例研究会旅費10,000円 大腸がん検診発見患者確定調査30,000円
	11. 需 用 費	48	40	8	会報印刷代20,000円、食糧費20,650円 看板作成代7,350円
	12. 役 務 費	23	23	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	15	0	15	会場借上料

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
7) 肝臓がん対策費		601	601	0	
(1) 肝臓がん対策費		601	601	0	
	8. 報 償 費	89	89	0	講習会講師謝金88,888円
	9. 旅 費	375	375	0	専門委員会(2回)300,000円 車代10,000円 講習会及び症例研究会旅費35,000円 肝臓がん検診発見患者確定調査30,000円
	11. 需 用 費	77	87	△10	会報印刷代20,000円、食糧費20,000円 看板作成代7,350円、消耗品費2,650円 宿泊代12,000円、コピー代15,000円
	12. 役 務 費	50	50	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	10	0	10	会場借上料
8) がん検診精度 確保対策費		2,771	2,821	△50	
(1) がん検診精度 確保対策費		2,771	2,821	△50	
	8. 報 償 費	1,236	1,357	△121	講習会講師謝金(5人)280,000円 各がん検診症例研究会謝金956,000円
	9. 旅 費	495	571	△76	各がん検診症例研究会旅費495,000円
	11. 需 用 費	880	798	82	報告書印刷代660,000円、食糧費50,000円 資料印刷代70,000円、消耗品費50,000円 コピー代50,000円
	12. 役 務 費	120	95	25	通信運搬費
	14. 使 用 料	40	0	40	会場借上料
9) 若年者心臓検診 対策費		8,075	8,856	△781	
(1) 心 臓 検 診 費		3,077	3,480	△403	
	9. 旅 費	2,400	2,180	220	専門委員会(1回)131,620円 打合会(1回)70,000円、車代50,000円 心臓検診一次検診に係る旅費1,938,000円 若年者心疾患対策協議会旅費(岐阜) 210,380円
	11. 需 用 費	497	1,080	△583	消耗品費(心電図記録用紙、電極7タ*プ*タ 等)345,000円 心臓手帳17,000円、食糧費35,000円 会報印刷代50,000円、コピー代50,000円
	12. 役 務 費	120	120	0	心エコー運送料60,000円 通信運搬費60,000円
	14. 使 用 料	60	100	△40	会場借上料
(2) 心電図判読料		4,998	5,376	△378	
	8. 報 償 費	4,284	4,608	△324	心電図判読料@180×23,800件
	9. 旅 費	175	175	0	専門委員会(1回)、症例報告会(1回)
	11. 需 用 費	353	399	△46	コピー代、会議諸費、消耗品費、スライ ド代、各地区事務費@10×23,800件
	12. 役 務 費	87	87	0	通信運搬費
	27. 公租公課費	99	107	△8	委託金4,998千円×2.0%=99,960円
10) 母子保健対策費		81,836	1,274	80,562	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
(1) 母子保健対策費		840	840	0	
	8. 報 償 費	500	500	0	調査研究謝金
	9. 旅 費	200	200	0	小委員会（3回）
	11. 需 用 費	80	80	0	消耗品費15,000円、コピー代20,000円 小委員会食糧費45,000円
	12. 役 務 費	60	60	0	通信運搬費
(2) 母子保健対策協議会対策費		434	434	0	
	9. 旅 費	290	290	0	専門委員会（2回）280,000円、車代
	11. 需 用 費	100	100	0	消耗品費25,000円、コピー代30,000円 会議費20,000円、会報印刷代25,000円
	12. 役 務 費	44	44	0	通信運搬費
(3) 総合周産期母子医療センター支援対策費		80,562	0	80,562	総合周産期母子医療センターを鳥取大学 医学部附属病院に設置に係る備品購入費
	18. 備品購入費	80,562	0	80,562	
11) 県民健康対策費		2,050	2,050	0	
(1) 疾病構造調査研究費		2,050	2,050	0	
	8. 報 償 費	1,850	1,850	0	調査研究謝金（5項目）
	9. 旅 費	30	40	△10	専門委員会（1回）26,560円、車代
	11. 需 用 費	150	140	10	報告書印刷製本費145,000円 会議費5,000円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
12) 公衆衛生活動対策費		2,603	2,978	△375	
(1) 地域保健対策費		660	660	0	
	8. 報 償 費	140	150	△10	「健康なんでも相談室」原稿料 @5,000×28回
	9. 旅 費	102	90	12	専門委員会（1回）100,000円 車代2,000円
	11. 需 用 費	408	410	△2	呼吸器ウイルス感染検査関連試薬代 食糧費8,000円 400,000円
	12. 役 務 費	10	10	0	
(2) 健康教育対策費		1,043	1,063	△20	
	8. 報 償 費	513	619	△106	健康セミナー講師謝金（2人） 222,222円 各地区健康教育活動講演会講師謝金 270,000円 保健の窓原稿料@5,000×4回
	9. 旅 費	112	120	△8	健康フォーラム講師旅費30,000円 車代10,000円 健康フォーラム関係者旅費42,000円 各地区健康教育活動に係った出席旅費 30,000円
	11. 需 用 費	280	246	34	宿泊代20,000円、看板代105,000円 消耗品費53,000円、印刷代102,000円
	12. 役 務 費	78	78	0	通信運搬費

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
(3) 公開健康講座 対 策 費	14. 使 用 料	60	0	60	会場借上料
		315	230	85	
	8. 報 償 費	180	120	60	保健の窓原稿料@5,000×12回＝60,000円 講師謝金@20,000×6回＝120,000円
	9. 旅 費	35	30	5	講師旅費31,540円、車代3,460円
	11. 需 用 費	60	60	0	スライド代60,000円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
(4) 生活習慣病対策 セミナー対策費	14. 使 用 料	20	0	20	会場借上料
		585	1,025	△440	
	8. 報 償 費	300	560	△260	保健の窓原稿料@5,000×12回＝60,000円 講師謝金@20,000×12回＝240,000円
	9. 旅 費	30	30	0	講師旅費20,680円、車代9,320円
	11. 需 用 費	220	400	△180	印刷代100,000円、スライド代120,000円
	12. 役 務 費	35	35	0	通信運搬費
13) 脳卒中登録対策費		0	890	△890	平成17年度をもって委員会は廃止
(1) 脳卒中登録費		0	890	△890	
	7. 賃 金	0	320	△320	
	9. 旅 費	0	180	△180	
	11. 需 用 費	0	340	△340	
	12. 役 務 費	0	50	△50	
14) 循環器疾患等 対 策 費		413	376	37	
(1) 循環器疾患等 対 策 費		413	376	37	
	8. 報 償 費	89	89	0	講習会講師謝金88,888円
	9. 旅 費	241	221	20	専門委員会（2回）230,000円 車代11,000円
	11. 需 用 費	53	46	7	食糧費25,650円、コピー代20,000円 看板作成代7,350円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	10	0	10	会場借上料
15) 地域医療研修及び 健康情報対策費		100	100	0	
(1) 地域医療研修及び 健康情報対策費		100	100	0	
	9. 旅 費	80	80	0	専門委員会（1回）、車代
	11. 需 用 費	20	20	0	会議諸費等
16) アレルギー性 疾 患 対 策 費		372	337	35	

款 項 目	節	予算額	前年度予算額	増△減	摘 要
(1)アレルギー性疾患対策費		372	337	35	
	8. 報 償 費	56	56	0	研修会講師謝金55,555円
	9. 旅 費	250	230	20	専門委員会（2回）230,000円 研修会旅費10,000円、車代10,000円
	11. 需 用 費	36	31	5	食糧費15,000円、コピー代4,000円 消耗品費9,650円、看板作成代7,350円
	12. 役 務 費	20	20	0	通信運搬費
	14. 使 用 料	10	0	10	会場借上料
支 出 合 計		136,980	61,145	75,835	

別 記 (14)

平成18年度鳥取県健康対策協議会予算の概要

(単位：千円)

事 業 名	支出予算額	収 入 予 算 額					
		県支出金	事業団支出金	市町村等支託金	その他委託金	医師会補助金	利息その他
1. が ん 登 録 対 策	1,702	1,675				27	
2. 胃 が ん 対 策	8,021	136	6,930		797	74	84
3. 子 宮 が ん 対 策	662	346	226			20	70
4. 肺 が ん 対 策	12,074	731	4,942	6,300	101		
5. 乳 が ん 対 策	8,367	296	3,780	3,465	126		700
6. 大 腸 が ん 対 策	532	331				70	131
7. 肝 臓 が ん 対 策	601	553				48	
8. が ん 検 診 精 度 確 保 対 策	2,771	2,771					
9. 若 年 者 心 臓 検 診 対 策	8,075	3,077	4,620		378		
10. 母 子 保 健 対 策	81,836	41,555		40,281			

事業名	支出予算額	収 入 予 算 額					
		県支出金	事業団支出金	市町村等支託金	その他委託金	医師会補助金	利息その他
11. 県民健康対策	2,050	2,050					
12. 公衆衛生活動対策	2,603	1,409	400			510	284
13. 循環器疾患等対策	413	393				20	
14. 地域医療研修及び健康情報対策	100					100	
15. アレルギー性疾患対策	372	322				50	
16. 総 務 費	6,801	5,759				381	661
合 計	136,980	61,404	20,898	50,046	1,402	1,300	1,930

別 記 (15)

鳥取県健康対策協議会特別事業・予算

1. 定期預金

(単位：円)

科 目	年度初現在高	摘 要
1. 定期預金積立	4,005,135	鳥取銀行本店
計	4,005,135	

2. 普通預金収支

科 目	年度初現在高	支出予算額	差引残額	摘 要
1. 収 入				
前年度繰越金	1,444,421			
2. 支 出				
各がん検診精密検査 医療機関登録に係る 受講点数システム整備 経費		800,000		
計	1,444,421	△800,000	644,421	

鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター設置支援

1 鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センターの設置について

(1) 総合周産期母子医療センターの概要

区分	MFICU【新設】 (母体・胎児集中治療管理室)	NICU【既設】 (新生児集中治療管理室)
施設 内容	・病 床 数：6 床 ・後方病床数：14床	・病 床 数：9 床 ・後方病床数：9 床
人員 体制	・医 師：24時間体制で複数名配置（夜間はオンコール対応有） ※既存の人員で対応	・医 師：24時間体制で複数名配置（夜間はオンコール対応有） ※既存の人員で対応
	・看護師：日中 6 名、夜間 2 名を配置 ※14名新規雇用予定	・看護師：日中 7 名、夜間 4 名を配置 ※既存の人員で対応

(2) センター設置予定時期：平成18年 7 月13日

2 鳥取大学医学部附属病院への支援について

(1) 支援の必要性

大学が、初期投資、運営費を全額独自で賄う場合、診療報酬による利益で初期投資により発生した赤字を埋めるまで10年間以上かかるため、安定的なセンター経営のための支援が必要。

(2) 支援（案）

県からの負担金、市町村からの補助金（財団法人鳥取県市町村振興協会から拠出された交付金を財源とする市長会及び町村会からの補助金）によりMFICU用の医療機器を購入し、大学へ寄贈する。

〈センター設置に向けて必要な整備の内容及びその対応（案）〉

センター設置に向けて必要な整備の内容		左の対応（案）
備品整備	・ MFICU用備品：80,562千円 (12種類、27台)	県と市町村（市長会・町村会）が1／2 ずつ支援
	・ NICU用備品：41,518千円（4 種類、22台）	鳥大独自対応
	・ 分娩室用備品：3,226千円（2 種類、2 台）	鳥大独自対応
施設改修	・ MFICU用病棟の改修工事：57,000千円	鳥大独自対応
	・ NICU用病棟の改修工事：無し	—
人員確保	・ MFICU：看護師を新規に14名採用 ※年間6,300万円の人件費が新たに必要	鳥大独自対応
	・ NICU：既存の人員体制で運営	—

総合周産期母子医療センターのMFICUに必要な設備内訳

（単位：千円）

設 備 名	数量	金額（見積額）
アクトカルディオ	6	6,785
セントラルモニタ	1	3,245
ベッドサイドモニタ（BSM－2301）	6	5,027
超音波診断装置（SSD－3500）	1	4,410
超音波診断装置（SSD－4000）	1	5,765
患者ベッド	5	2,189
新生児・小児人工呼吸器	2	14,988
ハローベビーシステム	1	24,864
情報システムネットワーク	1	4,000
呼吸機能測定装置	1	4,631
血球計数器	1	3,587
スポットケム	1	1,071
計	27	80,562

総合周産期母子医療センターMFICU用医療機器整備スケジュール（案）

区 分	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
鳥取大学医学部附属病院						(7/上中旬 機器納入) 7/13 記念式典（機器の寄附）	
鳥取県健康対策協議会 〈入札・寄贈・支払〉		4/27 周産期電子カルテ入札専決	5/12周産期電子カルテ入札	6/1 予算理事会 6/上旬 入札（残りの機器）	7/上中旬 機器納入 7/13 記念式典（機器の寄附）	8/中下旬 業者への支払	
(財)鳥取県市町村振興協会 〈市長会・町村会への 交付金〉		5/下旬 交付要綱（案）作成 6/2 定例理事会（補正予算・交付要綱（案）提出） 6/中旬 交付金交付要綱制定・通知	7/上中旬 交付金交付申請 7/中旬 交付金交付決定・概算払通知 7/下旬～8/上旬 交付金請求 8/上旬 交付金支払				9/中下旬 実績報告書の提出 9/下旬 額の確定
市長会・町村会 〈健康対策協議会への 補助金〉		7/上中旬 補助金交付要綱制定・通知 7/下旬～8/上旬 補助金交付申請 8/上旬 補助金交付決定・概算払通知 8/上中旬 補助金概算払請求 8/中旬 補助金概算払					9/中旬 実績報告書の提出 9/中下旬 額の確定
鳥取県 〈健康対策協議会への 負担金〉	3/24議会議決	7/上旬 負担金交付申請提出依頼 7/中旬 負担金交付申請 7/下旬 負担金交付決定 8/中旬 負担金概算払					9/中旬 実績報告書の提出 9/下旬 額の確定

専 決 処 分 の 報 告

1 専決処分の内容

平成18年7月に総合周産期母子医療センターを設置する予定の鳥取大学医学部附属病院に対して寄贈する医療機器のうち、ハローベイベーシステム（周産期電子カルテ）の入札を実施。

2 専決処分を必要とする理由

ハローベイベーシステムの納品は2ヶ月以上の期間を要することから、理事会後の入札ではセンターのオープンに支障を来すため。

3 経 過

4月8日 鳥取県医師会長、鳥取大学医学部長、鳥取県福祉保健部長による専決処分の合意形成

4月27日 専決日（入札実施の決裁）

4月28日 業者への入札案内通知の発送

※「鳥取県競争入札参加業者データベース」に医療機器関連の営業所として登録されているもののうち、入札に参加する意思のある県内営業所に対して通知

・入札案内営業所数：100箇所

・入札参加業者数：2社

（株式会社マイテック（鳥取市）
小西医療器株式会社（米子営業所）（米子市））

5月12日 入札（小西医療器株式会社に決定）

4 ハローベイベーシステムに関する今後の予定

6月上中旬 業者と売買契約を締結

7月上中旬 納品（7月12日まで）

7月13日 鳥取大学医学部附属病院へ寄贈

8月上中旬 県からの負担金、市長会及び町村会からの補助金の受入れ

8月中下旬 業者への支払い

鳥取県健康対策協議会個人情報保護規程

第1 総則

1 目的

この規程は、鳥取県健康対策協議会（以下「本会」という）の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

2 適用範囲

この規程は、本会の役員及び専門委員、読影委員、職員に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

3 用語の定義

(1) 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 保有個人情報

本会の役員及び専門委員、読影委員、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本会の役員及び専門委員、読影委員、職員が組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。

(3) 個人情報ファイル

保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア「電算処理ファイル」

一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ「マニュアル処理ファイル」

アにかかげるもののほか、一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 役員及び専門委員

本会規約第6条で規定する役員を指し、会長、副会長、理事、監事を含む。

また、専門委員は本会規約第8条で規定する者をいう。

(5) 読影・判読・細胞診委員等

市町村、検診機関（鳥取県保健事業団・中国労働衛生協会）から委託を受けた胃部・肺部・乳部・大腸部X線フィルム読影、心電図検査の判読、子宮がん頸部及び肺がん喀痰の細胞診の判定を行う委員をいう。

(6) 職員

本会の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員、各研究員を含む。

第2 個人情報保護方針の策定等

1 個人情報保護方針の策定

本会の会長（以下「会長」）は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び専門委員、読影委員、職員に周知させるとともに、一般に公開するために個人情報保護方針を策定しなければならない。

方針に含む基本事項は以下の内容とする。

- (1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項
- (2) 開示、訂正請求等に関する事項
- (3) 個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止に関する事項
- (4) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守する事項
- (5) 個人情報の保護・管理に係る措置の継続的改善に関する事項

2 個人情報保護方針の周知

会長は、本会の策定した「個人情報保護方針」を役員及び専門委員、読影委員、職員へ周知し、理解させる。

3 個人情報保護方針の公開

「個人情報保護方針」の一般への公開は、鳥取県医師会報、鳥取県医師会ホームページ等による。

4 個人情報保護方針の見直し

会長は「個人情報保護方針」を必要に応じ適宜見直さなければならない。

第3 個人情報保護管理体制

会長は個人情報の保護・管理を適切に実施するために、個人情報保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にしなければならない。

第4 個人情報保護の措置

1 個人情報の収集

(1) 収集の原則

個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

(2) 収集方法の制限

個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

2 個人情報の利用

(1) 利用及び提供の原則

個人情報の利用及び提供は、本人が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(2) 目的の範囲外の利用及び提供

個人情報の利用及び提供を行う場合は、前項但し書きによる場合を除き、事前に本人の同意確認を確実に実施しなければならない。

3 個人情報の適正管理

(1) 正確性の確保

個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(2) 安全性の確保

取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等）に対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

(3) 委託先管理

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることのないよう、適切な措置がとられなければならない。

4 個人情報に関する本人の開示、訂正請求等に関する権利

本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。なお、以下の場合には訂正を行う必要がない。

(1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合

(2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合

(3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

5 教育・訓練の実施

個人情報保護管理責任者は、役員及び職員に教育資料に基づき継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

6 苦情及び相談

本会は、個人情報の取扱に関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

第5 内部監査

本会に監査体制を整備して個人情報保護の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。

第6 規程の見直し等

社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、本規程等を見直すものとする。

第7 各部署の細則等への委任

本会内の各部署における個人情報の取扱については、それぞれの取扱細則等で定める。

附 則

1. この規程は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年4月1日

個人情報保護方針

鳥取県健康対策協議会 会長 岡 本 公 男

鳥取県健康対策協議会（以下「当会」）は、個人情報を保護することが鳥取県健康対策協議会規約第5条に定める事業活動の基本であるとともに、当会の社会的責任、責務であると考え、以下の個人情報保護方針を制定し、確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集・利用及び提供について

（1）収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法で行います。

（2）利用・提供の原則

個人情報の利用、提供は、法令の定めに基づき事前に明確にした目的の範囲内でのみ行います。

2. 開示、訂正請求等への対応

当会は、個人情報について本人からの開示の請求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応致します。

また、個人情報に誤り、変更があって、本人から訂正等の請求があった場合は、合理的な期間、必要な範囲内で対応致します。

3. 個人情報の適正管理について

当会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じます。

4. 法令及びその他の規範の遵守について

当会は、個人情報保護責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守します。

5. 個人情報保護・管理の継続的改善

当会は、監査責任者を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めます。

個人情報保護に関する問い合わせ

鳥取県健康対策協議会 鳥取県医師会内

0857-27-5566

健診業務等に関わる個人情報の保護に関する 誓 約 書

鳥取県健康対策協議会長 殿

私は、鳥取県健康対策協議会の従業者として、健診業務等に関わる個人情報の保護に関する会内規則を十分に理解し、これを遵守いたします。

私は、在任中はもちろん、退任後においても、職務上知り得た健診業務等に関わる個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

平成18年4月1日

所 属

職 名

氏 名

平成18年度鳥取県健康対策協議会会長表彰被表彰者候補者名簿

(敬称略)

氏 名	略 歴	功 績 概 要
鶴原 一郎	昭和63.4.1～現在 ・西部胃がん検診読影委員会委員 平成4.4.1～現在 ・西部大腸がん注腸読影委員会委員	多年に亘り本協議会読影委員として、胃がん検診、大腸がん検診事業の推進向上に貢献した功績は、極めて顕著である。
坂本 雅彦	平成12.4.1～平成18.3.31 (6年) ・若年者心臓検診対策専門委員会委員 平成3.4.1～平成15.3.31 (12年) ・東部地区心電図判読委員会委員 平成15.4.1～現在 ・中部地区肺がん検診読影委員会委員 平成15.4.1～現在 ・中部地区肺がん個別検診読影委員会委員 (平成18.4.1より就任予定) ・鳥取県健康対策協議会理事 ・若年者心臓検診対策専門委員会委員 長	多年に亘り本協議会専門委員会委員並びに判読委員として、児童生徒の心臓検診事業、肺がん検診事業の推進向上に貢献した功績は、極めて顕著である。

鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内

基本健康診査従事者講習会

日 時 平成18年8月5日(土) 午後4時30分～午後5時30分
場 所 鳥取県西部医師会館 米子市久米町 電話(0859)34-6251
講 演 「虚血性心疾患の危険因子」(仮題)
講 師 山陰労災病院第2循環器科部長 笠原 尚先生

乳がん検診従事者講習会及び症例研究会

日 時 平成18年8月19日(土)
 午後4時30分～午後5時30分 講演
 午後5時30分～午後6時30分 症例検討会、一次検診医登録講習
場 所 鳥取県西部医師会館 米子市久米町 電話(0859)34-6251

内 容

- 1) 乳がん検診従事者講習会
演題、講師未定
- 2) 第14回鳥取県検診発見乳がん症例検討会
- 3) 一次検診医登録講習

(1) 乳がん検診精密検査医療機関登録条件

- 1) 乳がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に20点以上取得すること。
- 2) 次回更新手続きは平成19年度中に行います。

(2) 乳がん医療機関検診一次検診医登録条件

- 1) 過去3年間に、乳がん検診従事者講習会等の受講点数が12点以上取得し、また、乳がん検診従事者講習会及び鳥取県発見乳がん症例検討会に必ず1回は出席していること。新規に登録される方は、一次検診医登録講習会も受講すること。
- 2) 更新手続きは平成20年度中に行います。

(3) 乳がん検診精密検査医療機関登録点数 5点

乳がん医療機関検診一次検診医登録点数 5点

大腸がん検診従事者講習会及び症例研究会

日 時 平成18年8月26日(土) 午後4時30分～午後6時30分

場 所 鳥取県中部医師会館 倉吉市旭田町 電話(0858)23-1321

内 容

- (1) 講演 演題未定

講 師：松山赤十字病院 消化器科部長 小林広幸先生

- (2) 症例検討

(1) 大腸がん検診精密検査医療機関登録及び大腸がん検診注腸X線検査医療機関登録条件

- 1) 大腸がん検診従事者講習会を少なくとも3年に1度は受講すること。
- 2) 大腸がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得すること。
- 3) 次回更新手続きは平成19年度中に行います。

(2) 大腸がん検診精密検査医療機関登録点数 5点

大腸がん検診注腸X線検査医療機関登録点数 5点

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（5月分）

毎月腫瘍登録の届け出を頂き有り難うございます。

腫瘍占拠部位については、臓器内の部位によりICD番号が異なりますのでなるべく詳しく記載して下さい。但し、新規登録件数には、既登録分（含他医療機関届出分）や県外居住者分は含まれません。なお、多重がんについては判定が煩雑なため、2006年分のみ含まれます。

（１）施設別登録件数（含重複例）

登 録 施 設 名	件 数	新規登録件数
鳥 取 赤 十 字 病 院	46	37
鳥 取 市 立 病 院	35	25
野 島 病 院	33	27
鳥 取 県 立 厚 生 病 院	30	23
米 子 医 療 セ ン タ ー	26	17
山 陰 労 災 病 院	23	19
野 の 花 診 療 所	14	5
鳥 大 医 放 射 線 科	9	2
鳥 取 生 協 病 院	7	6
鳥 取 県 立 中 央 病 院	5	5
越 智 内 科 医 院	4	3
中部医師会立三朝温泉病院	3	3
清 水 内 科 医 院	2	1
せいきょう倉吉診療所	2	2
土 井 医 院	2	2
宮 川 医 院	2	2
清水皮膚科形成外科医院	2	1
森 医 院 （ 河 原 町 ）	1	1
米 本 内 科	1	0
プ ラ ザ ク リ ニ ッ ク	1	1
山本内科医院（倉吉市）	1	1
藤 井 政 雄 記 念 病 院	1	1
循環器クリニック花園内科	1	0
新田外科胃腸科病院	1	1
旗ヶ崎内科クリニック	1	1
佐々木医院（中山町）	1	1
合 計	254	187

（２）部位別登録件数（含重複例）

部 位	件 数	新規登録件数
食 道 癌	13	10
胃 癌	70	55
結 腸 癌	26	17
直 腸 癌	17	15
肝 臓 癌	19	10
胆 嚢 癌	10	7
膵 臓 癌	14	7
副 鼻 腔 癌	1	0
肺 癌	31	26
骨 腫 瘍	1	0
皮 膚 癌	2	1
乳 癌	4	2
子 宮 癌	2	2
卵 巣 癌	1	1
前 立 腺 癌	12	10
精 巣 癌	1	1
膀 胱 癌	10	8
腎 臓 癌	7	5
脳 腫 瘍	1	1
甲 状 腺 癌	1	0
神経芽細胞腫	1	1
悪性リンパ腫	6	4
多発性骨髄腫	2	2
白 血 病	1	1
原発不明癌	1	1
合 計	254	187

（３）問合票に対する回答件数

回 答 施 設 名	件 数
鳥 取 赤 十 字 病 院	3
合 計	3

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の施行通知の送付について

〈鳥取県医師会感染症危機管理対策委員会〉

今般、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が平成18年6月2日公布され、同日から施行されることに伴い、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長より、本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

改正の内容は下記のとおりであります。主な改正点は、①対象者の見直しがなされ、平成18年4月1日前に、麻しんワクチン及び風しんワクチンを接種した者に、第2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日まで）として接種できるようになったこと、②予防接種液が追加され、麻しんワクチン、風しんワクチンの単抗原ワクチンがそれぞれ使用できるようになったこと、であります。なお、単抗原ワクチンの接種が制度上可能になりましたが、麻しん風しん混合ワクチンが接種勧奨されていることにご留意いただきたいとのことでもあります。

つきましては、会員各位におかれましても本件についてご了知いただくとともに、適切な対応が行われますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

第1 改正の概要

1. 定期の予防接種の対象者

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種の対象者について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）の施行の日（平成18年4月1日）前に麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者について、同令による改正後の令の規定が適用されることとなることに伴い、第1期及び第2期の接種の対象者を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

2. 予防接種済証の様式

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3. 定期の予防接種の実施に関する事項

（1）麻しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを用いて接種を行うこ

- と。
- (2) 風しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを用いて接種を行うこと。
- (3) 麻しん及び風しんについて同時に行う第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。
- (4) 麻しん又は風しんの第1期又は第2期の予防接種の接種量は、いずれも0.5ミリリットルとすること。

第2 施行期日

平成18年6月2日

第3 留意事項

1. 改正政令の施行の日（平成18年6月2日）以降、定期の予防接種においては、麻しん及び風しんの単抗原ワクチンの接種が制度上可能となるが、麻しん及び風しんの双方の疾病に係る予防接種率の確保及び向上並びに被接種者の利便性、経済的及び肉体的負担の軽減等の観点から、3に規定する者を除き、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを接種勧奨することが当該疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に資するとともに、副反応による健康被害の危険をできる限り少なくする観点からも適当であることに留意の上、予防接種率の確保及び向上に遺漏のなきを期すること。
2. 従前の乾燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチンのいずれをも接種した者並びに当該ワクチンのいずれかを接種した者については、予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の令の規定による第1期の予防接種に相当する接種を既に受け、免疫を獲得している者に該当することから、当然に、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを、麻しん及び風しんについて同時に行う第1期の予防接種として、当該者に対し再び接種することはできないので、念のため留意すること。
3. 乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンのいずれか一方の接種を受けた者及び麻しん又は風しんのいずれか一方に罹患したことのある者については、当該他方の単抗原ワクチンを接種することが制度上可能となるところ、市町村においては、当該市町村において当該者及び特に単抗原ワクチンの接種を希望する者に対し接種できる合理的な体制を確保することに留意しつつ、予防接種率の確保及び向上に資する適切な接種体制を確保すること。
4. 第2期の予防接種は、第1期の予防接種によって免疫の獲得が不十分な者又は接種後期間の経過に伴い免疫が低下した者に対する免疫の付与又は強化を行うことを目的として、集団生活を開始する小学校就学前に接種勧奨を行うこととする趣旨であることにかんがみ、改正政令の施行に伴い、第2期の予防接種の対象者に接種勧奨を行う場合にあっては、改正政令の円滑な施行の確保に配慮しつつ、被接種者の接種の便宜等も併せ勘案して、改正政令の施行直後に接種勧奨が過度に集中することのないよう、平成18年度においては、計画的な接種勧奨の推進に努めること。
5. 従前の麻しん又は風しんの定期の予防接種の対象者であって市町村におけるやむを得ない事情によ

り当該予防接種を受けることができなかった者のうち、改正政令の施行の日以後において第1期の予防接種の対象とならないもの等については、市町村において、地域の実情に応じて、法に基づかない予防接種に対する接種費用の負担が法に基づく予防接種と同等となるように、平成19年3月31日までの間、特段の配慮を行うとともに、法に基づかない予防接種についても、当該予防接種が予防接種事故賠償補償保険制度の対象となるよう、併せて配慮されたい。

※このことについての詳細は、鳥取県医師会事務局（TEL 0857-27-5566）までお問い合わせください。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

〈鳥取県医師会感染症危機管理対策委員会〉

さて、「感染症法に基づく医師の届出基準」については、平成18年4月1日号の日医雑誌に同封されましたが、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長に対し通知がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長より、本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

本通知は、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令が6月2日公布され、6月12日に施行、同日より適用されることから、インフルエンザ（H5N1）の患者、疑似症患者、感染症死亡者の死体、感染症死亡疑い者の死体を診察、検案した医師は、届出基準に基づき、直ちに届出を行うことを求めるものであります。

つきましては、会員各位におかれましても、本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

インフルエンザ（H5N1）

（1）定義

A/H5N1型インフルエンザウイルスのヒトへの感染症である。

（2）臨床的特徴

潜伏期間は概ね2～8日である。症例の初期症状の多くが、高熱と急性呼吸器症状を主とするインフルエンザ様疾患の症状を呈する。下気道症状は早期に発現し、呼吸窮迫、頻呼吸、呼吸時の異常音がよく認められ、臨床的に明らかな肺炎が多く見られる。

呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急性窮迫性呼吸症候群（ARDS）の臨床症状を呈する。

死亡例は発症から平均9～10日（範囲6～30日）目に発生し、進行性の呼吸不全による死亡が多く見られる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、インフルエンザ（H5N1）と診断した場合には、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検 査 方 法	検 査 材 料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

イ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザ（H5N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H5亜型が検出された場合には、疑似症患者としてインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検 査 方 法	検 査 材 料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、インフルエンザ（H5N1）を疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、インフルエンザ（H5N1）により死亡したと判断した場合には、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検 査 方 法	検 査 材 料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
分離・同定による病原体の検出	

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、インフルエンザ（H5N1）により死亡したと疑われる場合には、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める

等の政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

(4) 注意事項

インフルエンザ（H5N1）については、第5 四類感染症 10高病原性鳥インフルエンザの基準に従い、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。この場合においては、法第12条第1項の規定による届出とインフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による届出とを併せて、別記様式57の2により行うものとする。

※このことについての詳細は、鳥取県医師会事務局（TEL 0857-27-5566）までお問い合わせください。

鳥取県医師会メーリングリストへご参加下さい

鳥取県医師会では、地域における医師会情報・医療情報の共有と会員同士の親睦を目的に、下記の6つの“メーリングリスト”を運営しています。メーリングリストとは複数の人と電子メールを使ってやり取りを行うシステムであり、登録会員の発信するメールが他の登録会員全員に一斉送信され、情報伝達のほか、一つの議題についてリアルタイムに討論や情報共有ができるシステムです。

1. 総合メーリングリスト（話題を限定しない一般的なもの）
2. 連絡用メーリングリスト（医師会からの連絡などに用いるもの）
3. 緊急用メーリングリスト（医師会のサーバが使えない緊急時に用いるもの）
4. パソコンメーリングリスト（パソコンに関連した話題が中心）
5. ORCAメーリングリスト（ORCAに関連した話題が中心）
6. 学校医メーリングリスト（学校医（幼稚園、保育所を含む）に関連した話題が中心）

参加ご希望の方は鳥取県医師会事務局までご連絡ください。

通常、1. 2. 3. の三つにセットでご加入いただきます。

またパソコンメーリングリスト・ORCAメーリングリスト・学校医メーリングリストにも参加をご希望でしたらそのようにお申し出ください。

また鳥取県医師会ホームページ会員用（メンバーズルーム）へ入るためのID・パスワードをご希望の方もご連絡下さい。

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）

鳥取県衛生環境研究所

（H18年 5 月 1 日～H18年 5 月28日）

1. 報告の多い疾病

（インフルエンザ定点29、小児科定点19、眼科
定点3、基幹定点5からの報告数）

（単位：件）

1	感染性胃腸炎	496
2	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	263
3	流行性耳下腺炎	252
4	水痘	201
5	ヘルパンギーナ	160
6	インフルエンザ	141
7	伝染性紅斑	85
8	咽頭結膜熱	50
9	突発性発疹	43
10	その他	28

全合計 1,719

2. 前回との比較増減

全体の報告数は1,719件であり、約2%（39件）
の減となった。

〈増加した疾病〉

インフルエンザ [101%]、咽頭結膜熱 [85%]
ヘルパンギーナ [76%]、水痘 [47%]、伝染性紅

斑 [12%]、流行性耳下腺炎 [10%]。

〈減少した疾病〉

A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 [30%] 突発性発疹
[27%]、感染性胃腸炎 [26%]。

〈増減のない疾病〉

なし。

※今回（18週～21週）または前回（14週～17週）
に1週あたり5件以上、報告のあった疾病を対
象に計上した。

3. コメント

- ・インフルエンザが東部・中部地区で報告が続
いています。
- ・A群溶血性連鎖球菌咽頭炎が平成15年と同程
度に報告の多い状態が続いています。
- ・伝染性紅斑が4年前に匹敵するような流行と
なっており特に中部地区で流行しています。
- ・流行性耳下腺炎は、東部では落ち着いてきま
しましたが、中部・西部地区で流行が続いていま
す。
- ・咽頭結膜熱は東部・西部地区からの患者報告
が多く、アデノウイルス3型が分離されていま
す。

報告患者数（18.4.3～18.4.30）

区 分	東部	中部	西部	計	前回比 増 減
インフルエンザ定点数	(12)	(6)	(11)	(29)	
1 インフルエンザ	95	36	10	141	101%
小児科定点数	(8)	(4)	(7)	(19)	
2 咽頭結膜熱	15	4	31	50	85%
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	149	51	63	263	－30%
4 感染性胃腸炎	208	121	167	496	－26%
5 水痘	103	46	52	201	47%
6 手足口病	7	5	2	14	27%
7 伝染性紅斑	20	39	26	85	12%
8 突発性発疹	15	15	13	43	－27%
9 百日咳	0	0	0	0	－
10 風疹	0	0	0	0	－100%
11 ヘルパンギーナ	61	75	24	160	76%
12 麻疹	0	0	0	0	－100%

区 分	東部	中部	西部	計	前回比 増 減
13 流行性耳下腺炎	80	43	129	252	10%
14 RSウイルス	0	1	0	1	－50%
眼科定点数	(1)	(1)	(1)	(3)	
15 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	－100%
16 流行性角結膜炎	1	1	0	2	－
基幹定点数	(2)	(1)	(2)	(5)	
17 急性脳炎(日本脳炎を除く)	0	0	0	0	－
18 細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	0	0	0	－
19 無菌性髄膜炎	0	2	0	2	－33%
20 マイコプラズマ肺炎	0	4	5	9	80%
21 クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	－100%
22 成人麻疹	0	0	0	0	－
合 計	754	443	522	1,719	－2%

惜春

米子市 芦立 巖

咲き響む桜々の数限り待ちたる日々と散るまでの日々
きつね雨桜に降りて音たてず駅の裏手の山にうぐひす
遅咲きの八重桜一本川添ひの葉桜の中に妖に艶めく
吹く風にこまぎれの雲流れゆくあふるる乳の色に輝き
久方の光真向かふ野の入り日明日また生くる直き力を
息をつめここ一発を期待する打者の横顔翳を含める
葉から葉に雨落つる音全山のさざめき梅雨に間近き真昼

インオペの癌

倉吉市 石飛 誠一

むつきをば替えんとするにわが腕を身反らせ蹴る幼の力
石積みて誰が築きしか小さきケルン遭難地点を今に残して
高血圧で長く診て居しわが患者 見つけし時はインオペの癌
なに故にここに來たのか思い出せず部屋にもどりて椅子にかけなおす
この年齢で医を続けるは犯罪と思いつつなお医を続けおり

梅 雨

河原町 中塚 嘉津江

わさび田へ行けば母の手しのぼる

たらちねの母の好みし湿布薬
今わが膝に歩を占め居たり

家中の段差なくして喜こばれ

蓬生^{よもぎ}のひなびた住いもよきものよ
ケーンと起こされオトトキタカと夢に聞く

ゆすら梅喰^はめば昔を思い出す
妹生れた日産姿の笑顔

妹の生れる床に祖母の「をか」
けがをするなと綿敷きつめる

鳥取医学雑誌への投稿論文を募集致します

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回（3月・6月・9月・12月）発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規定」をご覧ください。優秀な論文に対しては、定例総会席上「鳥取医学賞」が贈られます。

また、32巻より新設した「興味ある症例」欄への投稿も併せて募集致します。投稿要領は編集委員会へご請求下さい。会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

ご不明の点は、鳥取県医師会・鳥取医学雑誌編集委員会へお問い合わせ下さい。

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内・鳥取医学雑誌編集委員会
TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578
E-mail igakkai@tottori.med.or.jp

鳥取・島根の十二支

米子市 安部内科医院 安部 喬 樹

「先生の趣味は何ですか」。「人形を集めることです」。「え、人形ですか」。人形と言っても日本古来の郷土玩具です。全国に伝わる郷土玩具を集めだして40数年になりますが、これまで他人に見せたことはほとんどありません。この度、辻田先

生の依頼で一部出してみることにしました。郷土玩具の中で、私が興味を持っているものの一つに十二支（えと）の玩具があります。

今回は、鳥取・島根の十二支玩具作者9名の作品を紹介します。

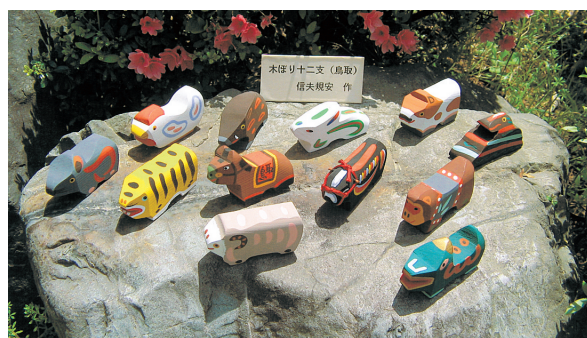
〈鳥取の十二支〉



小椋幸治作 木地十二支



加藤れん兵衛作 土人形十二支



信夫規安作 木ぼり十二支



大坪英治作 土鈴十二支



大西房枝作 木目込み十二支

〈島根の十二支〉



伊藤三也作 おもちゃ十二支



大野 博作 張り子十二支



山本五右作 土鈴十二支



勝部誠次作 竹十二支

郷土玩具はやがて消え去る運命にあります。作者が居なくなるからです。今回紹介したものの中にも、2作品は現在すでに作られておりません。



わが家の陳列棚、時折陳列品を変える楽しみがあります。

愛鳥：鑑賞と保護

湯梨浜町 ル・サンテリオン東郷 深 田 忠 次

野鳥は我々の目を、耳を楽しませる。そして鳥は色々なかたちで人々に愛されている。たとえば、30チームあるMLBで3チームに小鳥の名前が付けられている。Orioles (Baltimore)、Blue Jays (Toronto)、そしてCardinals (St. Louis) である。12球団のプロ野球にもスワローズ、ホークスとイーグルズ、JFAのシンボルにはカラスが採用されている。

世界193国に鳥をデザインした国旗が13ある。中南米4カ国、アフリカ4カ国、ヨーロッパ3カ国、オセアニア2カ国。これら13カ国は自然の豊かな国に該当している。

昔の話で恐縮であるが、大学での研修の頃、S教授は普段は近寄りがたかった。ある時、小生が野鳥に興味を持っていると解って、先生は親しく鳥の鳴き声を解説してくださった。クラシック音楽をよく聴いておられた先生の鳥の鳴き声の話は、とても新鮮だった。

ある日大山の中腹で野鳥を追いかけて、林に入りふと見上げると、鳥の巣があった。雛がいる気配。梯子を調達し、戻る。覗ける樹にそれを立てかけた。大きな雛。フクロウだ。200mm望遠レンズで撮った。その写真は医局で珍しがられた。間もなく小生のしたことは、鳥たちに危険なことに気づいた。それでフクロウの写真を、封印した。その後無事巣立ったと信じた。珍鳥の飛来、営巣が写真入りで報道されても、生息場所は明記されない。人間の不用意な接近¹⁾や密猟を防ぐためだ。こんな報道に接した時、あの“大山のフクロウ”を思い出す。

1985年頃、県立中央病院構内の雑木林に接した草地にキジが遊んでいた。赴任して間もない小生は、国鳥のキジが病院構内で見られることに驚いた。県の「鳥」のほかに、市町村の「鳥」を制定



電柱頂上の巣とコウノトリ*) 4羽。配線の変更から愛鳥精神が伺える。Budapest郊外。(05/07/02)

*) これらは嘴が赤く、黒ずんだ嘴の日本のコウノトリ *ciconia boyciana* と同属、亜種のシユバシコウ *ciconia ciconia* のようだ。

したらとの提案がある²⁾。愛鳥の精神からであろう。

昨年中欧を旅行中にコウノトリ*)を見かけ、車を止めて写真を撮った(図)。近くを飛んでいるコウノトリも見かけた。日本では抱卵が順調にいかないコウノトリがニュースになる^{3) 4)}。鳥に快適な自然環境が減ったせいであろう。ハンガリーとわが国の野鳥の生態は対照的である。(2006/05/18)

参 考

- 1) 坂口茂正会員：私信，06/05/26.
- 2) 日本海新聞：p22，06/05/01.
- 3) 日本海新聞：p24，06/04/27；p22，06/05/05.
- 4) 朝日新聞：p32，06/04/27.

STDとかけてWINNYのウイルスととく その心は

米子市 中下医院 中 下 英之助

最近、ウィニーなどのファイル交換ソフトを介した、公的機関や企業の重要機密情報、個人情報等の流失がとまりません。ウイルス感染の理由が、興味本位で海賊版音楽、画像をダウンロードするためにウィニーを入れた私用パソコンで、自分だけは大丈夫とか関係ないという意識のもとに、重要な業務データを扱うことに原因があると思われる。

STDでも仲間に誘われたり、気晴らし、ついふらふらと誘惑につられ、歓楽街や性風俗店に関係に及びSTDを発症しています。そして性風俗産業も風俗店から出会い系サイトによる店舗外営業（デリバリー系）など匿名性を高めながら、若者における性的ネットワークの拡大と連結して、

STDは女性層や全国各地に波及しています。

両者とも匿名性が高く情報源や行為の実態把握を難しくしており、これが当事者のプライバシー保護につながっています。しかし一旦感染するとたちどころに個人情報の暴露につながる危険性ははらんでいます。ウィニーによる個人、機密情報漏れの社会問題化により、政府を始め各所で防止対策に乗り出しており、ソフトの使用禁止に始まり、ワクチンの開発、情報倫理の確立などのさまざまな対策、提言がなされています。この情報流出問題に対する有効なアルゴリズムが確立されれば、STDの沈静化にも有効な情報がもたらされる事をひそかに期待しております。

国民保護という事（その1）

鳥取市 上田病院 上 田 武 郎

国民保護法だか計画だかが作られたそうですが、いざとなると医療関係者も狩り出されるそうですのでこの誌面ともまんざら関係なくもないかと思えます。

で、なぜ唐突にこの様な法だか計画だかが作られたのか、と疑問に思われた事はありませんでしょうか？ 私は未だに良くわかりません。某国のミサイルの脅威でしょうか？ しかし、発射されてしまえば避難するヒマがどのくらいあるのでしょうか？ むしろシェルターでも沢山作るべきではないのかと素人考えに思うのですが、専ら話題になるのは県民全体を整然と避難させるという話で、これはどう考えてもミサイルには間に合いま

せん。では小規模なゲリラ部隊の侵入でしょうか？ しかし潜伏場所が不明の相手に対して大規模な集団避難は現実的でしょうか？ とすると、この計画の眼目は大規模な軍隊の上陸侵攻を想定しているのでしょうか、遠くない将来にその様な危険性が迫っているのでしょうか？ そもそも、大規模な正規軍を他国に上陸させようというのは、これはもう国と国との全面戦争です。ところで日本の海自・空自の兵器は世界有数らしいですし、後方には在日米軍もいます。正規の大軍を上陸させるのにはその両者を叩いて輸送せねばなりません。下手すると輸送部隊は全部海に消えた上に逆に自国土を攻撃されかねません。自衛隊と在

日米軍が配置通り日本周辺にいる状態でどこの国がそれ程のリスクを冒して日本に上陸しようとするでしょう？ 通常では考えづらいのではないのでしょうか。しかし、リスクが小さくなれば可能性も出て来ます。即ち海自・空自・在日米軍が日本

周辺から出払ってしまえば、敵上陸部隊の日本への輸送は抵抗が少なくなります。果たしてそんな状況が起こるかと言う事ですが、御存知の通り「集団的自衛権」について以前には考えられなかった議論が色々となされています。(続きます。)

原稿募集の案内

会員の声

先月号までの「随筆」「会員のひろば」のコーナーを統一して、今月号より「会員の声」のコーナーを新設します。

1 編800字～2,000字とし、随筆、提言やご意見、最近のトピックスなど内容に制限はありませんが、会報の特性上、政治活動と受け取られる記事は掲載できませんのでご了承ください。

原稿は、毎月27日頃までにお寄せください。

《投稿先》FAX：(0857) 29-1578 E-mail：kouhou@tottori.med.or.jp

追 悼

故牧野禮一郎先生を偲んで

謹んで故牧野禮一郎先生のご霊前に申し上げます。

近年、先生が体調をくずしておられることは承知していましたが、今年2月頃は午前中診察しておられたと聞いていたのに突然の訃報に接し大変驚きました。

先日発行されました「米子同窓だより」に先生の寄稿文「わたしの昔話—米子医専開設余話」が載っていました。それを引用しますと…

「国立米子医学専門学校は昭和20年7月1日開設。戦争末期です。それが米子医科大学、鳥取大学医学部として名実ともに大きく発展し、60年になります。私は大正4年生れ、平成11年11月で90歳になりました。文部省より教授の辞令を貰った時は29歳8ヶ月の青二才でした。開校に絡んだ事どもを忘れぬうちに書いておきます。米子医専開設前夜、九大からの贈り物、最初の講義、終戦と学校の存続、国民服と鰻釣り、下田光造先生との交遊」等の項目で記載されていました。文中の顔写真はかつての精悍な顔が vari 90歳を過ぎた好々爺で、遺書のように感じ淋しくなりました。

先生は昭和12年3月九州医学専門学校を卒業、同校助手を経て九州帝国大学医学部講師、昭和20年6月米子医学専門学校教授に就任され、2年有余に亘って解剖学講座を受けもたれました。

昭和26年米子市において車尾診療所を開業する傍ら米子保健所嘱託医として勤務、昭和30年国立米子病院内科医長、副院長を経て昭和44年11月鳥取県立中央病院長に就任されました。

そこで県立中央病院が県内における公的病院の中核的な研修研究病院としての機能を持ち、高度医療を行う病院として充実を図るため、病院の新築移転を提言し、昭和50年3月鳥取市江津に現在の鳥取県立中央病院の完成をみたのであります。

医師会関係にあっては昭和45年から4年間代議員として、53年4月より8年間理事として学術事業の運営に携わり、昭和61年より1年有余副会長として会務全般に亘り指導を受けました。

とくに県民の健康保持増進のために昭和46年1月設立された健康対策協議会においては設立に尽力され、胃がん、肺がん、脳卒中等の検診体制を確立、疾病構造の地域特性専門委員長としての学術研究等大きな役割を果たされました。同協議会は日本対ガン協会賞、保健文化賞、日本医師会最高有功賞を受賞しましたが、偏に先生のご尽力によるものであります。

昭和59年3月鳥取県立中央病院退職後は開業医として、高齢にもかかわらず最近まで第一線の医師として活躍されました。

私は出来が悪い者ですから、学生時代解剖実習のあとの口頭試問では3回ビーコンを受けましたし、体操の時間怠けていると「城山まで走って上れ」と叱られ、昭和27・8年頃第二内科の研究生として、抄読会の時は研究生であっても正面の石原教授の隣りに席があり、鋭い質問をされる怖い存在でした。ゴルフを教わっても上達せず、文章を書くと主語がないと訂正され、私にとりましては先生は終生の教授でした。

平成14年9月、錦秋会鳥取大会（医専一期・二期の集まり）にはご夫婦で出席され、お元気で昔話をされた事を懐かしく想い出しています。鳥取市を中心とする医専一期・二期の会、青医会とありますが、はじめは25名いた会員が今は12名となりました。県内で最初に心臓の手術に成功した愛弟子の段塚君をはじめ13名が第二世界で先生を待っています。

安らかにお眠り下さい。

平成18年5月18日

元鳥取県医師会長 入 江 宏 一

日産婦医会鳥取県支部理事会

期 日 平成18年 5月11日（木）
午後 3時30分～午後 5時10分

場 所 ホテルセントパレス倉吉 倉吉駅前

出席者 大石支部長、井庭副支部長、澤住・梅澤・皆川・伊藤・中曾・金森各理事、井奥・清水監事、長田・寺川両顧問

報 告

1. 17. 10／8－9 第32回日産婦医会学術集会（滋賀大会）出席報告〈大石支部長〉

詳細は日本産婦人科医会報平成17年11月号へ掲載してある。

2. 2／5 第2回全国ブロック医療対策連絡会出席報告〈井庭副支部長〉

詳細は日本産婦人科医会報平成18年 3月号へ掲載してある。

3. 母性健康管理電話相談事業について〈大石支部長〉

平成16年度より東部地区で電話相談を行っているが、17年度も相談件数はゼロであった。なお、この事業は平成13年度より 5年間継続されたが、17年度をもって終了した。

協 議

1. 平成18年度日産婦医会中国ブロック協議会について

平成18年 9月 9日・10日（土・日）米子全日空ホテルにて開催する。9日（土）に鳥大医学部産婦人科 片桐千恵子先生に30分程度の講演をお願いした。本部よりブロック協議会・社保協議会へ4名の役員派遣の回答をいただいている。今後も運営について協議していく。

2. 平成19年度日産婦医会学術集会について

平成19年10月 6日・7日（土・日）島根県支部との共催で、松江市・ホテル一畑において中国四国大会を開催する。準備委員会では大会予算も組まれ、主催支部として会員一人当たり、正会員5万円、準会員2万円を負担することを決定し、徴収方法は平成19年度に一括払いで請求することとした。

また、その他の中国四国会員は正会員一人当たり1万円を負担する。なお、今後の中国四国大会時においては、主催支部以外の会員負担は、正会員一人当たり1万円とすることが決定されている。

3. 市町村職員互助会婦人検診について

市町村職員互助会より、「子宮がん・乳がん・甲状腺がん検診事業」等の婦人検診について、例年どおり協力依頼がきている。各地区に協力医療機関を取りまとめて頂き、その名簿を提出した。なお、18年度より乳がん検診にマンモグラフィ撮影が導入されたのに伴ない、料金を見直した。

4. 顧問の委嘱について

鳥取県医師会長の交代に伴ない、岡本公男鳥取県医師会長を顧問に委嘱し、総会に報告する。

5. 日産婦医会鳥取県支部役員選挙規程（改正案）について

現在の選挙規程で不備のあるところを協議した。この改正案は平成18年度総会で承認を受け、平成19年 4月 1日より施行する。

6. 平成17年度事業報告、収支決算について

平成17年度に行った支部事業と収支決算について資料のとおり承認され、5月21日、米子ワシン

トンホテルで開催される総会に提出することとした。井奥監事より、平成17年度日産婦人会鳥取県支部総会収支決算、特別会計収支決算についての監査報告をしていただく。

7. 平成18年度事業計画、収支予算について

平成18年度支部事業計画と予算について資料のとおり承認され、5月21日、米子ワシントンホテルで開催される総会に提出することとした。

8. 平成18年度（第58回）総会運営について

総会の運営等について検討した。

9. 総会感謝状贈呈について

「表彰及び弔慰規程」の第2条（1）「会員の

うち、満77歳に達したもの」に該当した上原崇義先生に、総会の席上にて感謝状と記念品を贈呈することとした。

10. その他

福島県立大野病院産婦人科医 加藤克彦先生が逮捕された件について「加藤克彦先生を支える会」に、特別会計より10万円を募金することとした。また、この件に関して、福島県立医科大学産婦人科 佐藤章教授を代表とする「周産期医療の崩壊をくい止める会」の署名活動に協力することとした。

平成18年度日本産婦人科医会鳥取県支部総会

日 時 平成18年5月21日（日）午後1時

場 所 米子ワシントンホテルプラザ
米子市明治町

開 会

挨拶

一般講演

議 事

1. 平成17年度事業報告について承認を求める件

会員数は93名（4名減）の他、13項目について報告があった。

2. 平成17年度収支決算について承認を求める件

一般会計は収入済額5,311,636円、支出済額4,160,120円で、収支差引残額1,151,516円を平成18年度へ繰越。特別会計は収入済額1,860,074円、支出済額311,440円で、収支差引残額1,548,634円を平成18年度へ繰越。

3. 平成18年度事業計画（案）について承認を求める件

1) 母体保護法の適正な運用の周知

2) 学術の向上

定例総会当日の他、随時研修会を開催する。参加者には研修参加証（シール）を配付する。

平成18年度の研修テーマは次のとおり。

A. 母体保護法に関する諸問題

B. (1) 「妊娠中・後期の超音波検査」

(2) 「産婦人科と代替医療」

3) 母子保健衛生対策

(1) 母子保健行政への積極的参加と協力

(2) 子宮がん・乳がん検診への協力

(3) B型・C型肝炎及びエイズ予防対策事業への協力

4) 医療対策及び医事紛争対策活動への協調

5) 日本産科婦人科学会鳥取地方部会・鳥取県医師会との連携

6) 本部諸会議への出席

7) 中国ブロック協議会・社保協議会の開催

担当：鳥取県（18.9.9－10 米子全日空ホテル）

8) 日産婦医会学術集会・福島大会への参加

担当：東北ブロック・福島県支部〈18.10.14－15（土・日）・郡山市〉

9) 平成19年度日産婦医会学術集会開催の準備

10) おぎゃー献金への協力

4. 平成18年度収支予算（案）について承認を求める件

収支予算額4,523,762円で前年度より856,342円減である。これは、会員数の減少による会費収入の減少や、母性健康管理相談事業が昨年度で終了

したことなどによる。

5. 感謝状贈呈

上原崇義先生が欠席のため、後日感謝状と記念品を送付することとなった。

6. 顧問の委嘱の件

岡本公男鳥取県医師会長が承認された。

7. 役員選挙規程（改正案）の件

別紙のとおり役員選挙規程（改正案）が承認された。

特別講演

「最近の産婦人科領域における医事紛争一傾向と対策一」

弁護士 森脇 正 先生

座長：鳥取大学医学部教授 寺川直樹 先生

閉 会





東 部 医 師 会

広報委員 杉 本 勇 二

ゴールデンウィークの終盤以降ぐずついた天気が続く、「梅雨のはしり」が長引いています。そんな中、限られた五月晴れの日心地よく、よりありがたく感じられます。

インフルエンザは既に終息したと油断していましたが、昨年に続いて再び季節外れと思える流行が見られています。また関東近辺では麻疹が流行し、今年はプール熱の大流行も危惧されており感染症の動向に注意していく必要があります。

新臨床研修制度を第一期生が終了しました。小児科医不足や産婦人科医不足など特に地方において医師不足が叫ばれています。この制度でよいのかという疑問も多いと思いますが、研修終了後県内に残った先生方のこれからの活躍を期待しています。

7月の主な行事予定です。

6日 日常診療における糖尿病臨床講座（第5回）

pm 7 : 00 東部医師会館

5月の主な行事です。

2日 第2回代議員選挙管理委員会

9日 臨時代議員会

第3回理事会

10日 脳神経外科医会

11日 鳥取県医師会 日常診療における糖尿病臨

床講座（第3回）

13日 胃がん内視鏡検診講習会

旧気高ブロック会

16日 第416回胃疾患研究会

17日 第391回東部小児科医会

看護学校臨床実習懇談会

18日 胸部疾患研究会

鳥取市各種検診事業説明会

19日 腹部超音波研究会

第21回鳥取癌カンファレンス

「新しい進行大腸癌治療～化学療法・放射線併用療法の新展開」

東海大学医学部外科学系消化器外科学

助教授 貞廣 莊太郎先生

23日 第4回理事会

25日 学術講演会

「腰痛治療の病診連携」

岐阜大学医学部整形外科

教授 清水 克時先生

27日 東部医師協同組合総会

30日 第149回臨床内科医会

（1）当院における大腸拡大内視鏡の実際

鳥取赤十字病院内科 的野 智光先生

（2）心房細動に対する薬物療法

鳥取赤十字病院循環器科 森谷 尚人先生

31日 代議員選挙開票



中部医師会

広報委員 **青木 哲哉**

今年度から中部医師会の「東から西から」を担当させていただきます青木です。どうかよろしくお願い申し上げます。

5月28日に野球観戦行事を行いました。出席者は20名で神戸スカイマークスタジアムでの横浜ベイスターズ対オリックスの試合を観戦いたしました。

天候にも恵まれ、会員各位がリラックスできる一時を過ごせたのではないかと思います。私も初めてこのような会に出席させていただきました。非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。

さて、6月9日からは世界最大のスポーツイベントといわれる、ワールドカップが開催されます。注目はやはりブラジルでしょう。そのメンバーの中でもロナウジーニョが大注目でしょう。彼のフェイントの素晴らしさは誰もが絶賛するところですね。先日もNHKで特集をしていたのを見ました。そのフェイントの見破り方を考えながら番組を見ていたところ、「大腿が大切」と感じました。それは彼のフェイントでは上半身と下腿から足部にかけてはフェイント側に向いていながら、大腿

がまず最初に本当に行こうとする方向に作動していたように感じたからです。この推測が当たっているかどうかサッカー好きの皆様、ご評価をお願いいたします。

そのブラジルと日本は予選で当たることになっています。日本はブラジルと3試合目で対戦いたしますので、是非、予選突破を決めた状態で王者と正々堂々と戦い、勝利を掴んでほしいと心から願っています。

5月の主な活動を報告します。

- 15日 学校医部会幹事会
喫煙対策委員会
肺がん検診症例検討会
- 17日 喫煙問題研究会
- 18日 小児科懇話会
- 23日 心疾患（講演会）
- 24日 学校運営委員会
- 26日 救急業務連絡協議会
- 27日 漢方勉強会（講演会）
- 28日 野球観戦（神戸）



西部医師会

広報委員 **遠藤 秀之**

日本列島の南岸に梅雨前線が停滞しているようすを、自宅の室内でインターネットの衛星動画を見ながら梅雨に入ったことを感じる時代になってきました。しかし、鳥取県の西部では、やはり日

野川の水量が増えて水が笹にぐりになると、梅雨に入った実感がわいてきます。日野川の源流部近くに入るには、車をおりた後、ヤブこぎや高巻き・沢登りをくりかえしてたどり着きます。標高

が約700m以上になると、すばらしい溪相を披露してくれ、川の源流部にかなり近くなります。この時期にこのあたりにまで来ると、幻の溪流魚と言われる「岩魚」（通称：ごぎ）が、「みみず」でよく釣れるようになってきます。私にとっては、これがもっとも全身で実感できる梅雨です。

私たちの仕事にもパソコンやインターネットが不可欠なものになりつつあります。診察室の診察机の上や受付などにもパソコンが必需品になりました。レントゲンや超音波検査や内視鏡検査などのデータもデジタル化し、電子カルテが普及してきました。これからは、紙カルテを見たことのない電子カルテを自由に使いこなす若い医師が、徐々に多数派になっていくことでしょう。しかし、日常診療の中での基本は、患者さんとの信頼関係の確立にあり、患者さんとの距離を縮める努力が必要なのは昔も今も変わりはないと思います。それを担保するものは、日々進歩する医学や医療を研究・研修し、患者さんが望んでいるものを満足してもらえるような方法や形で提供するという、アナログ的手法が大きな位置を占めています。これらのことを忙しく時間の限られた中で行っていくためには、これからさらにパソコンなどのITのツールをうまく使って、よい意味で要領よく効率的に行うことが大切になっています。参院厚生労働委員会は9日の理事懇談会で、高齢者の負担増などで医療給付費を抑制する医療制度改革法案について協議し、最終的には14日の参院本会議で成立する運びとなりそうです。それらの過程で、患者さんから、医師会が抵抗勢力では？とか、利権擁護の圧力団体では？というような誤解をされないようにアナログとデジタルを駆使して本当の信頼関係の確立に努力していきたいものです。

このたび、西部医師会から地区医師会だよりを担当する一人になりました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

西部医師会の5月の会議、研究会、講演会等です。

2日 第27回西部臨牀糖尿病学会

8日 米子洋漢統合医療研究会

9日 消化管研究会

10日 小児診療懇話会

12日 整形外科合同カンファレンス
学術研究会
特別講演

「降圧薬の正しい使用による慢性腎臓病
CKD治療の新しいスタンダード」

東京大学医学部附属病院腎臓・内分泌内科
講師 南学正臣先生

16日 消化器超音波研究会

18日 第7回鳥取県西部地区肺癌検診胸部X線勉強会

19日 西部医師会臨牀内科医会「例会」
演題

「冠動脈疾患からみたインスリンを基軸とした3つの高脂血症ーポジティブ・ニュートラル・ネガティブー」

山陰労災病院循環器科 笠原 尚先生

19日 第345回山陰消化器研究会

20日 第13回山陰直腸肛門疾患研究会
特別講演

「仙骨神経症候群」

一原因不明の肛門痛の解明ー

高野病院 高野正博先生

23日 消化管研究会

24日 臨牀内科研究会

27日 第51回山陰眼科集談会

第71回鳥取大学眼科研究会

特別講演

「白内障手術ーquality of surgeryとQOV」

筑波大学臨床医学系眼科

教授 大鹿哲郎先生



広報委員 豊島良太

県下も入梅したことで、蒸し暑さも日に日に増してまいりました。

医学部では、環境省が提唱する「クールビズ」を推進するため、地球温暖化防止「チーム・マイナス6%」に登録を行い、積極的に省エネルギーに努めています。

さて、医学部医師会から5月の動きを中心にご報告申し上げます。

1. 看護の日イベントについて

5月12日のナイチンゲールの誕生日を記念した「看護の日」にあわせ、附属病院では例年、各界の著名な方々に「一日看護部長」をお願いし、各種のイベントを行っております。

本年の一日看護部長には、先のトリノオリンピックでボブスレー競技に出場された小林竜一選手をお招きしました。

石部病院長から一日看護部長を任命された小林選手には、院内巡視や小児科に入院中の子どもた

ちを見舞い、オリンピックでの逸話など貴重な体験談を披露していただきました。

2. 総合周産期母子医療センター設置について

本年7月、附属病院に県内で初めてとなる総合周産期母子医療センターを設置する運びとなりました。

同センターは、鳥取県及び県内の各自治体並びに県医師会のご尽力によって実現したもので、診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療を整えることで、県内で安心して産み育てることができるよう、一貫した周産期医療を提供することを目的としています。

なお、設置記念式典を7月13日（木）に挙げる予定としております。

3. 敷地内禁煙に向けて

4月の診療報酬改定を受けて、附属病院でも敷地内全面禁煙に向け検討を開始しております。



5月

県医・会議メモ

2日(火) 鳥取県保健事業団理事会

11日(木) 第1回常任理事会

// 会費減免申請の取り扱い基準に関する検討会

// 日本産婦人科医会鳥取県支部理事会 [倉吉市・ホテルセントパレス倉吉]

// 日本産科婦人科学会鳥取地方部会理事会 [倉吉市・ホテルセントパレス倉吉]

16日(火) 日本医師会役員就任披露パーティー [東京・帝国ホテル]

18日(木) 第174回鳥取県医師会公開健康講座

// 鳥取県糖尿病対策推進会議

21日(日) 日本産婦人科医会鳥取県支部・日本産科婦人科学会鳥取地方部会総会 [米子市・米子ワシントンホテルプラザ]

25日(木) 第2回理事会

// 健保指導計画打合せ会

// 鳥取県保健事業団理事会

27日(土) 中国四国医師会連合総会常任委員会 [岡山市・ホテルグランヴィア岡山]

// 中国四国医師会連合総会分科会 [岡山市・ホテルグランヴィア岡山]

28日(日) 中国四国医師会連合総会 [岡山市・ホテルグランヴィア岡山]



会員消息

〈入 会〉

石飛 玲子	米子市車尾4-5-12-205	18. 4. 1
太田 匡彦	鳥取県立中央病院	18. 4. 1
金子 徹也	清水病院	18. 4. 1
内田 尚孝	鳥取県立厚生病院	18. 4. 1
村岡 邦康	鳥取県立厚生病院	18. 4. 1
石井 裕繁	鳥取県立厚生病院	18. 4. 1
楠本 智章	鳥取県立厚生病院	18. 4. 1
藤井 義寛	鳥取県済生会境港総合病院	18. 4. 1
松浦 隆	鳥取県済生会境港総合病院	18. 4. 1
川上 万里	鳥取県済生会境港総合病院	18. 4. 1
長田愉以子	鳥取県済生会境港総合病院	18. 4. 1
稲田 耕大	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	18. 4. 1
安井齊希子	赤碓診療所	18. 4. 3
松澤 和彦	鳥取県立厚生病院	18. 4. 12
周防 孝	鳥取県立厚生病院	18. 4. 12
野坂 加苗	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	18. 4. 12
生田 幸広	〃	18. 4. 12
山村 美樹	〃	18. 4. 14
木科 学	〃	18. 4. 14
木山 智義	鳥取県立中央病院	18. 4. 19
矢倉知加子	鳥取県立中央病院	18. 4. 19
築谷 康人	鳥取県立中央病院	18. 4. 19
北谷 新	鳥取県立厚生病院	18. 4. 21
家島さやか	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	18. 4. 21
遠藤 涼	〃	18. 4. 21
村下 徹也	〃	18. 4. 21

藤田 良介	鳥取県立中央病院	18. 4. 25
坂田 晋史	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	18. 4. 26
桑本 聡史	鳥取県立中央病院	18. 5. 1
田中佳都代	鳥取県立中央病院	18. 5. 1
澤住 裕子	鳥取県立中央病院	18. 5. 1
荒井 陽介	鳥取県立中央病院	18. 5. 16
穴戸 英俊	穴戸医院	18. 6. 1

〈退 会〉

小林久美子	渡辺病院	18. 3. 31
池田 格	山陰労災病院	18. 3. 31
石田 千尋	山陰労災病院	18. 3. 31
中村 文子	山陰労災病院	18. 3. 31
山田 健作	山陰労災病院	18. 3. 31
都田 睦子	京都市西京区川島権田町43-43	18. 4. 13
田中 仙二	鳥取市桜谷542	18. 4. 20
牧野禮一郎	岡本医院	18. 5. 16
山口 勉	山口外科医院	18. 5. 19

〈異 動〉

涌嶋 保文	藤井政雄記念病院 ↓ 清水病院	18. 4. 1
寺澤 誠	鳥取産院 ↓ 介護老人保健施設みやこ苑	18. 5. 1
足立 啓	足立眼科医院 ↓ 閉 院	18. 6. 1
長田 憲一	岩美病院 ↓ 自宅会員	18. 6. 1

保険医療機関の登録指定、異動

保険医療機関の指定、廃止

医療法人吉田医院	東 伯 郡	東医112	18. 5. 1	新	規
車尾診療所	米 子 市	米医 60	18. 5. 1	更	新
井上内科医院	米 子 市	米医107	18. 5. 1	更	新

医療法人社団安部内科医院	米 子 市	米医211	18.	5.	1	更	新
野坂内科医院	米 子 市	米医275	18.	5.	2	更	新
瀧川医院	境 港 市	境医 36	18.	5.	1	更	新
上原整形外科医院	東 伯 郡	東医 86	18.	5.	1	更	新
武田医院	西 伯 郡	西医115	18.	5.	11	更	新
江府町国民健康保険江尾診療所	日 野 郡	日医 51	18.	5.	8	更	新
田中外科内科	鳥 取 市	取医209	18.	5.	26	更	新
川田内科医院	米 子 市	米医198	18.	5.	21	更	新
米子東病院	米 子 市	米医358	18.	5.	26	更	新

生活保護法による指定医療機関の指定、廃止

村上内科クリニック	境 港 市	1319	18.	4.	1	指	定
住吉内科眼科クリニック	米 子 市	1320	18.	4.	1	指	定
医療法人社団赤碕診療所	東 伯 郡	1321	18.	4.	1	指	定
安達医院	米 子 市	1322	18.	4.	1	指	定
安達医院	米 子 市	475	18.	3.	31	廃	止
ヤスダ内科医院	鳥 取 市	502	18.	3.	31	廃	止

結核予防法による指定医療機関の指定、辞退

錦海リハビリテーション病院	米 子 市		18.	3.	21	指	定
医療法人社団提嶋外科クリニック	米 子 市		18.	3.	31	辞	退
吉田医院	東 伯 郡		18.	4.	30	辞	退
吉田医院	東 伯 郡		18.	5.	1	指	定

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定、辞退

堤 消化器・内科クリニック	米 子 市		18.	4.	18	指	定
琴浦町国民健康保険直営赤碕診療所	東 伯 郡		18.	3.	31	辞	退
かわぐち皮膚科	鳥 取 市		18.	5.	31	辞	退
医療法人社団かわぐち皮膚科	鳥 取 市		18.	6.	1	指	定
鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥 取 市		18.	3.	31	辞	退
鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥 取 市		18.	4.	1	指	定
吉田医院	東 伯 郡		18.	4.	30	辞	退
吉田医院	東 伯 郡		18.	5.	1	指	定
足立眼科医院	鳥 取 市		18.	5.	31	辞	退

ドイツでは、サッカーのワールドカップ2006の熱戦が繰り広げられ、好ゲームが連日続いておりますが、熱を冷ましてわが国を振り返ると去る6月14日、医療制度改革関連法案が成立いたしました。この法律は医療法の改正を始めわが国の医療構造を中長期的に大きく変える重大な要素を含んでおり、賛否はともかく医師会としてもきわめて重要な局面を迎えております。

今月の巻頭言において、富長将人副会長がこの点に関連して、経済財政主導で行われた今回の医療制度改革の問題点と今後克服すべき課題について鋭く指摘しておられます。昨今の政策決定のプロセスが財界主導の経済財政諮問会議の提案に偏向していたのに対し、今後は、われわれ医師会員の一人一人が変わりつつある医療制度に関心を深めながら、一般国民を啓発し、議員への働きかけを継続してゆくことが求められています。

中国四国医師会連合総会が5月27日および28日、岡山にて開催されましたが、介護保険、医療保険、地域医療、医業経営における上記を含む諸問題について、幅広い議論がなされました。また、特別講演において片山虎之助自民党参議院幹事長が『時局雑感』と題して、「さまざまな重要法案が今国会に上程されているが、医療制度改革関連法案は最重要に位置づけており、医師会の理解と協力をお願いしたい」と述べ、また、唐澤祥人日医会長が『日本医師会の現況と課題』と題して講演され、今後の日本医師会の運営に対する強い決意を語られました。いずれも重要な話題ばかりで、是非ご一読ください。

今月は、鳥取県健康対策協議会理事会報告として沢山の資料が掲載されております。なかでも、鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター設置支援事業ならびに健対協における個人情報

報保護規定が注目されます。

5月に、前述の鳥取県健康対策協議会の設立に貢献された牧野禮一郎先生を始め、山口勉先生、三好秀樹先生、名島俊一先生の4名の先生方が他界されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本年度より、従来からの「随筆」と「会員のひろば」を一緒にして「会員の声」として投稿をお願いしております。本号では、安部喬樹先生の秘蔵の趣味の一端をご披露いただいた他、深田忠次先生には環境保護についてご自身の中欧旅行で見つけられた電柱の上に作られたコウノトリの巣をもとに深い考察をいただきました。中下英之助先生、上田武郎先生には、時宜に相応しい興味深い話題を提供いただきました。今後とも、奮ってご投稿いただきますようお願いしております。

「東から西から」には、東部、中部、西部、大学の各地区医師会の活発な動きを紹介しております。今年度の新広報委員の先生方には、個性溢れる楽しいご報告をありがとうございました。大学病院の敷地内禁煙をご検討中とのこと、禁煙指導の保険診療医療機関の基準にも求められており、大変重要な取り組みと思います。

リレーでご紹介いただく「研修病院だより」は、バトンが本号では鳥取生協病院へ渡りました。地域に根ざしたきめ細かい医療を菊本先生にご紹介いただくとともに、研修医の奥田憲太郎先生の新鮮な感想をご披露いただきました。今後のご活躍を期待いたします。

今年は、6月中旬までのところ空梅雨のような好天が続いておりますが、一方でB型インフルエンザがいまだ散見されます。会員の先生方には、くれぐれも健康にご留意ください。

編集委員 渡 辺 憲

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori.med.or.jp/>

鳥取県医師会報 第612号・平成18年6月15日発行（毎月1回15日発行）

会報編集委員会：神鳥高世・渡辺 憲・天野道磨・松浦順子・竹内 薫・秋藤洋一・中安弘幸

●発行者 社団法人 鳥取県医師会 ●編集発行人 岡本公男 ●印刷 今井印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail: kenishikai@tottori.med.or.jp URL: <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒683-0103

鳥取県米子市富益町8

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）

禁煙推進に関する日本医師会宣言 (禁煙日医宣言)

喫煙は、がん・心臓病・肺気腫等の疾病の原因となるなど健康に悪影響を与えることが医学的にわかっている。また、受動喫煙についても健康被害があるとの研究結果が報告されている。

日本医師会は、国民の健康を守るために、喫煙大国からの脱却をめざして、今後とも禁煙推進に向けて積極的に取り組んでいくこととし、ここに禁煙日医宣言を行う。

1. 我々は、医師及び医療関係者の禁煙を推進する。
2. 我々は、全国の病院・診療所及び医師会館の全館禁煙を推進する。
3. 我々は、医学生に対するたばこ健康についての教育をより一層充実させる。
4. 我々は、たばこの健康に及ぼす悪影響について、正しい知識を国民に普及啓発する。
特に妊婦、未成年者に対しての喫煙防止を推進する。
5. 我々は、あらゆる受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守る。
6. 我々は、たばこに依存性があることを踏まえて、禁煙希望者に対する医学的支援のより一層の充実を図る。
7. 我々は、禁煙を推進するための諸施策について、政府等関係各方面への働きかけを行う。



ロンドン郊外

HMG-CoA還元酵素阻害剤
(アトルバスタチンカルシウム水和物錠) 【薬価基準収載】

リピートル錠 5mg
10mg

指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Lipitor®**

胆汁排泄型持続性AT₁受容体ブロッカー
(テルミサルタン製剤) 【薬価基準収載】

ミカルディス錠 20mg
40mg

指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Micardis®**

経口プロスタサイクリン (PG I₂) 誘導体制剤
(ベラプロストナトリウム錠) 【薬価基準収載】

ドルナー錠 20μg

劇薬、指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **DORNER®**

速効型食後血糖降下剤 (ナテグリニド錠) 【薬価基準収載】

スターシス錠 30mg
90mg

指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Starsis®**

アステラス製薬株式会社

東京都板橋区蓮根3-17-1

〔資料請求先〕 本社 / 東京都中央区日本橋本町2-3-11

循環器・糖尿病領域も、アステラス。

■「効能・効果」「用法・用量」「禁忌を含む使用上の注意」等につきましては、製品添付文書をご参照ください。



指定医薬品・処方せん医薬品*
プロトンポンプ阻害剤

[薬価基準収載]

パリエット® 錠10mg
錠20mg

〈ラベプラゾールナトリウム製剤〉

* 注意—医師等の処方せんにより使用すること

●効能・効果、用法・用量及び禁忌を含む使用上の注意等については添付文書をご参照ください。

製造販売元

hhe
ヒューマン・ヘルスケア企業



エーザイ株式会社

〒112-8088 東京都文京区小石川4-6-10
<http://www.eisai.co.jp>

商品情報お問い合わせ先：エーザイ株式会社 お客様ホットライン室
☎0120-419-497 9～18時（土、日、祝日 9～17時）